

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（使用済樹脂貯蔵タンク増設）【3】）」
2. 日時：令和4年9月14日 14時00分～18時55分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
奥調査官、西内安全審査官、中野安全審査官

四国電力株式会社：
原子力部設備保全グループリーダー◎ 他14名◎
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
 - ・資料1 伊方発電所3号機 使用済樹脂貯蔵タンク増設 設置許可申請
コメントリスト
 - ・資料2 伊方発電所3号炉 使用済樹脂貯蔵タンク増設に係る補足説明
資料
 - ・資料3 使用済樹脂貯蔵タンク増設工事 設置許可申請 審査会合・ヒア
リングスケジュール（案）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから四国電力伊方発電所 3 大木の、
0:00:06	節現行許可申請、使用済み樹脂貯蔵タンクの増設に係るもののヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:14	それではまず四国電力の方から資料に基づいて説明をお願いします。
0:00:20	はい。四国電力富岡でございます。そしたら資料 1 コメントリストに従ってご説明いたします。
0:00:27	資料の左側ナンバー4-1 から始めさせていただきます。
0:00:33	コメントですが室内の排気ダクト照明の有無について 3A 及び 3C3B 室と 3 室で設計が異なる理由を説明することを、につきまして、
0:00:44	補足、補足説明資料に記載を追加しております。該当箇所としましては資料 2 の、
0:00:51	下のページでですね 1-2 ページの 1.4、使用済み樹脂貯蔵タンクの構造及び周辺の状態についてのところで記載を追加をしております。
0:01:05	段落はですね 1、3 段落目の使用済み樹脂貯蔵タンク 3 性質の既設壁にはというところで記載をしております、
0:01:19	一通りちょっとすいません、読み上げた通りの方がよろしいんでしょうか。
0:01:28	規制庁西内ですけど読み上げというよりはもう端的に要点を説明いただければ結構です。読み上げました。ないです。そしたら、該当箇所をちょっと説明いたします。
0:01:38	使用済みシュウトウタンク 3 施設の既設壁につきましてはですね、
0:01:44	現状当該エリアの換気用の排気ダクトが貫通しております、この排気ダクトにつきましては、撤去貫通部指導を行うこととしてございます。
0:01:55	既設の使用済み樹脂貯蔵タンク、サンエーさんベースにも同様に排気ダクトが設置されております、当該排気ダクトはですね当初 14、取り出し作業時における被ばく低減を目的として、
0:02:08	タンク室の普通とするために設置されているものなのですが、その後水滴漏えい防止筒というものを設置するように設計が見直されております、タンク室内にタンク側から
0:02:21	放射性物質が流入しないというふうな構造に変更をしております。現在はですねこのタンク室に廃棄による負圧維持というところに期待をしてございませんので
0:02:35	そういった内容を記載してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:38	一方でですね照明また及び電線管の記載をちょっと下についてか、書き加えてございまして、
0:02:48	既設使用済み樹脂槽タンク採算BⅡには現在照明等がついている状態になってございますけれども、これはですね建設当時、当該エリアに立ち入る可能性を想定して取りつけられて取り付けてございまして、
0:03:06	ただし当該エリアは樹脂の貯蔵により高放射線区域となって立ち居通常立ち入ることはないという状態になってございます。
0:03:15	また、
0:03:17	これにつきましては火災発生防止の観点からですね照明の切り離し等を実施してございまして、
0:03:25	対策をしているという状況でございます。
0:03:30	使用済み樹脂貯蔵タンク3施設につきましては照明及び電線管、
0:03:35	は撤去するというふうな計画になってございます。
0:03:42	4、4-1についてはご説明は以上となります。
0:03:57	はい。
0:03:58	そしたら続きまして5-1についてご説明いたします。
0:04:03	2分の1につきましては、
0:04:06	資料2の、
0:04:12	下のページで1-10のページでございまして。こちらの図5につきまして、その、
0:04:21	赤いライン、青いラインが
0:04:23	使用済み樹脂貯蔵タンク3A2A、
0:04:27	線を引っ張っておりましたところを3C側に修正をしております。
0:04:33	5-1につきましては修正は以上でございます。
0:04:38	続きましてコメントリストの5-2でございましてけれども、
0:04:44	増設範囲の応手樹脂移送配管について改造範囲を説明することというコメントでございまして、ご質問の趣旨はそう。
0:04:54	樹脂槽配管の母管を改造するのか分岐後から改造するのかということをお答えし、認識をしております。
0:05:04	それにつきましてはその右側補足説明の欄に回答を記載してございましてけれども、現状を期す既設樹脂移送配管に設けた分岐部には溶接閉止キャップまたは閉止フランジが取り付けられてございまして、
0:05:19	閉止キャップまたは閉止フランジ部を切断して、ASRST3Cへの実施総配管を溶接に行き取り付けることで増設を行うというふうな計画にしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:33	5-2につきましては以上でございます。すいません規制庁ニシウチですけど、今の記載というところの説明を、7ページの説明をしてました。すいません。
0:05:43	すいません。補足説明資料の方にはですねちょっと追記をしてございませんでして、資料1のコメントリストの補足説明の欄でご回答をしているというふうな状態でございます。
0:05:59	なるほど理解しますし、
0:06:01	なるほど。
0:06:06	補足説明上だと、ここの趣旨は明確に読めるっていうことなんでしたっけ。
0:06:20	ちょっとそこら辺が、もう少しかなっていう気がするんでちょっと後でまとめてありますけど了解しました。
0:06:28	ちょっと補足説明を説明する時にはページ番号を明確にちょっとお伝えいただければと思います。ちょっとすいません最初聞き取れなかったのうまく
0:06:35	ちょっと最初に言っちゃいますけどすみません
0:06:38	今後でいいので、補足説明資料、通し番号をつけてもらってもいいですか。
0:06:45	結局一つ一つの補足説明資料になったときに、途中でページ番号が分かれるじゃないですか。なった時に何かぱっと開きづらくてですね、ちょっと右下の方に通しページをつけるようにご協力をいただければと思いますよろしいでしょうか。
0:06:59	はい。承知いたしました。はい。今日は下のページ番号でちょっと背明確に説明いただければと思いますので引き続きちょっと説明をお願いします。
0:07:12	四国電力本店でございます。そしたら続きましてナンバー8ですけども、すいませんコメントリスト資料1のナンバー8のコメントですけどもこちらはですね
0:07:26	以前別としておりました補足説明資料、工事概要。
0:07:31	を記載した説明資料をですね
0:07:34	1冊の補足説明資料にまとめるということで現在資料2、
0:07:40	そういう形になってございます。
0:07:43	こちらにつきましては以上です。
0:07:49	続きまして、
0:07:53	9番の〇〇コメントにつきましてはですね、また

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:57	後程一斉の方の説明がありますのでそちらでまとめてご回答を申し上げたいと思います。
0:08:06	No.10 につきまして
0:08:11	説明をいたします。
0:08:14	設置許可基準の第 29 条につきまして適用条文なりを説明することというのですが、
0:08:21	これに関しましては
0:08:23	適用条文に見直しをすることとしてございます。
0:08:31	補足説明資料でいきますと、
0:08:36	資料の 1-7 ページのところ表 2 がございますけれども、第 29 条につきまして
0:08:47	三角リリースというところで適用条文というふうに修正をしてございます。
0:09:01	続きましてNo.11 ですけども、
0:09:07	遮へいへき等のタンク室以外に、
0:09:11	ある設備の保全について説明することを、というところでございまして、
0:09:21	補足説明資料でいきますと、下のページで 1-8。
0:09:27	3 ポツ、使用済み紙樹脂貯蔵タンク及び周辺設備の保守点検についてというところで、記載を追加してございます。
0:09:39	記載を追加した内容としましては
0:09:42	一番下のまた書きのところですけども、タンク室、上階の使用済み樹脂移送装置室に設置されている遮へいふた及びコンクリートプラグにつきましては、
0:09:54	定期点検、定期的な外観点検により健全性を確認していると。
0:09:59	いうふうに追記してございます。
0:10:10	続きまして 12 番以降はですねちょっと葛西の担当の方に説明を交代いたします。
0:10:16	四国電力の重松でございます。No.12 からNo.16 空のコメント回答につきましてご説明いたします。
0:10:24	まずNo.12 ですけどもタンクの材料について難燃性及び不燃性の具体的な材料を説明することということで、タンクの材料としましてシャツ 304 で用いる設計としておりましてそのこと、添付資料に追記しております。
0:10:37	ページ番号 8-2 の 32-2-8-2 の 35 ページ。
0:10:46	こちらの表 1 の方に使用済み樹脂貯蔵タンクとしてます 3④材料としたということを追記しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:55	続きましてNo.13、
0:10:58	遮へい器につきまして3時間耐火要求を満足しているエビデンスを含め説明することということで、添付資料3の方に遮へい器の3時間耐火仕様のエビデンスそれから配管の貫通部シールの3時間耐火仕様の
0:11:12	エビデンスを添付してございます。
0:11:15	ページ番号は2-8-2の36ページ。
0:11:18	先ほどのページの次のページになりますけれども、
0:11:21	こちら添付資料3のところで
0:11:25	外壁と、隔壁ということで、コンクリート壁と貫通部シール、
0:11:30	の
0:11:32	耐火性能の紙、
0:11:34	エビデンスを添付してございます。
0:11:39	続きまして、ナンバー14ですけれども、難燃ケーブルの敷設状況について説明することということで、A系ブルーですけどもS使用済み年使用済み樹脂貯蔵タンク室の外、
0:11:52	敷設する計画としておりましてケーブルルートを添付資料2の図1として追記してございます。一番は、2-8-2-35。
0:12:08	あと前回コメントいただいた時には火災区域の中にといいただいてたんですけども範囲が非常に狭いですので、そこにちょっと記載するとわかりにくくなるということで、
0:12:18	と思ひましてこちらの図として別途添付してございます。
0:12:27	次にナンバー15、
0:12:30	各条文に対する設計方針につきまして火災区域区画に対する設計方針なのかタンクに対する設計方針なのかというところが明確だったと。
0:12:38	ということで説明資料におきましてまず、設計対象が明確になるよう記載を見直しております。
0:12:46	こちらの資料全般、八条の火災に関して全般的になんですけども、
0:12:55	例えばですけども、2-8-2の4ページ、
0:13:01	(2)可燃性土蔵木全岡根忍フォン対策というこちらもともと使用済み樹脂タンクはというふうにしていたんですけども、
0:13:09	使用済み樹脂貯蔵タンクを設置する火災区域ということで集合を見直しておりますこちらの方は、衛藤。
0:13:19	大橋の全般的な見直しをしております。
0:13:23	続きまして、No.16、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:26	ASRT3Cの市部屋の火災区域区画の設定の考え方を説明することということと、
0:13:33	あと区域計画の変更前後が確認できるゾウテンとすることということ、
0:13:38	火災区域の境界の壁ですけども、すいませんちょっと誤記がございます。
0:13:46	SRST-3AさんB。
0:13:49	がもともと火災区域として設定してございまして、そちらと今回新設する3Cとの間に火災区域の境界を設定設定した場合に、
0:13:57	従来、火災区域境界の壁というのは点検をしておりますけれども、
0:14:03	AB側にも、
0:14:06	AB側も市側も両方、放射線が高いエリアになりますので、
0:14:12	壁のどちらからも点検ができないということ、
0:14:16	施工後の点検性と、そういった保守性といったことを踏まえまして、
0:14:21	ASRST-3AさんBさんCで、同一火災区域とする設定としてしてございます。
0:14:27	木全区域区画の変更前後につきまして
0:14:33	添付資料の2-8-2の32、33ページの方に変更前の火災区域図を追記してございます。
0:14:43	火災関係のコメント回答以上になります。
0:14:54	続きまして、四国電力ヒラタがご回答いたします。
0:14:58	17番から、地震の説明になります。
0:15:03	後、ご確認事項で
0:15:05	耐震設計方針のうち今回の設計で考慮する事項を整理することということとで前回の部屋で実際に考慮する荷重についての説明が不明瞭であったため、
0:15:17	F説明資料の4ポツ(3)。
0:15:20	荷重の組み合わせにて実際の設計で用いる荷重を具体的に明記しております。ページ番号で言いますと、
0:15:30	2-4-2-7になっております。
0:15:33	こちらのページの上から、
0:15:36	3行目に、建屋側補助建屋の具体的な設計を、
0:15:42	設計について記載しております。
0:15:45	そこから下ってbぽつ機器配管系。
0:15:49	の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:51	2 段落目、具体的には以下のところで使用済み実像タンクの具体的な設計について記載を補足しております。
0:16:02	続きましてコメントナンバー18 番該当いたします。
0:16:07	Fツツミ資料第 1 について、新設配管の耐震重要度分類上の扱い等の記載の考え方を説明することということで、
0:16:17	第 1 表で記載する設備の考え方について再度整理しております。ページ番号で言いますと、
0:16:27	2-4 の、
0:16:29	2-10 ページになります。
0:16:31	こちらでまず、新設配管のうち、放射性物質を内蔵している施設については、A、Bクラスして設計する方針としております。
0:16:43	こちら通書きに記載しております。
0:16:46	考え方についてなんですが、本許可先生は、使用済み樹脂創造タンクの
0:16:52	増設に係る申請であるため附属説明資料では、
0:16:56	使用済み樹脂貯蔵タンク、
0:16:59	及び間接支持構造物として、原子炉補助建屋の設計方針を示す整理としております。
0:17:07	それに伴い、添付書類 8 の 1.4 耐震設計から、今回の使用済み樹脂貯蔵タンクの設置、
0:17:17	設計を考慮する設計に考慮する必要がある耐震設計方針について精査して、補足説明資料を修正しております。
0:17:26	また、第 1 の耐震重要度分類では、
0:17:30	使用済み樹脂貯蔵タンク、及びその間接支持構造物である原子炉補助建屋を標準に示し、
0:17:38	本工事に伴い補助遮へいとして設定する補助遮へい器や、
0:17:43	新設配管等についてはBクラスとして設計する方針を、注記で記載しております。
0:17:51	18 番のコメント回答は以上です。
0:18:00	資料 1 コメントリストにつきましては説明は以上になります。
0:18:06	はい。規制庁西内です。そうしましたら規制庁側からまずここまでの範囲で何か確認事項ありますか。
0:18:15	規制庁の仲野です。コメント回答いただいた部分の中で何点か私の方から質問させていただければと思います。
0:18:25	まずは、コメントのナンバー4-1 のところですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:30	排気ダクトと署名の瀬、
0:18:33	有無について3A3Bと、あと3シートで設計が異なる点についてご説明 いただいたと思うんですけども、
0:18:40	その中で、
0:18:42	3Cの方は照明を撤去するということで薄めいただいてAとBのところは その証明を残すけれども、その接続が効いてる状態にするっていうふう にご説明があったと思うんですけども、
0:18:55	こちらのAとBの照明を撤去しないっていうのはもう、せん照明が使う設 計からその必要な設計に変わったと。
0:19:04	もうすでにタンクが許容されていて、
0:19:07	そのABの照明についてはもう線量が高いから、撤去の
0:19:11	工事はしないっていうような考えで今の方針になっているんでしょうか。
0:19:21	中国電力、富岡でございます。ご認識の通りで相違ございません。
0:19:27	説明した。
0:19:28	そうしましたら、続けて質問させていただきます。
0:19:40	ナンバーの、
0:19:44	そっか、ごめんなさい一線のところは後で言っていた。
0:19:47	ちょっと、
0:19:50	頭ナンバーの中ですねコメント回答リストのナンバーの10のところなん ですけども、
0:19:57	29条のところ、今回、
0:20:01	適用条文を三角に変更っていうふうにご説明があったと思うんですけれ ども、
0:20:07	私は資料の中にですね、
0:20:11	29条っていうのがさ平気によって千手寺業務従事者の外部者の、
0:20:18	線量率が基準を満たす設計になっていると。で、その者遮へいによって 設計を満たしているので直接線及びスカイシャイン線によるその工場等 の空間線量率によって、
0:20:29	は影響を与えるものではないので、
0:20:33	また今回資料の詳細の説明等がないっていう状況かと思うんですけれ ども、
0:20:39	この説明の部分でですね、遮へいを置くので基準を満たしている。だから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:47	影響はないんだっていうふうにご説明いただいているんですけども、その説明をするにあたって、そもそも影響がないことを、説明いただく必要があるんじゃないかなというふうに考えてまして。
0:20:58	例えば、
0:21:02	そうですね、容器からの
0:21:04	もう一つ、
0:21:05	線量率であったりとかあとその遮への厚さだったりとか線源の条件、
0:21:10	みたいなところ。
0:21:12	と、あとは、
0:21:16	今回増設したタンクを含めてその放射性廃棄物処理建屋とかその既設の他の建屋の線量とかを評価した合計値が、
0:21:26	合計で 50 マイクロシーベルトパーアワーを下回るんだっていう説明もいただいた上で、遮へいがあるから、基準を満たすんだっていうような説明になるのかなと思うんですけども。
0:21:39	ちょっとこちらについて今、資料中にはそういった説明がないので、そういう、
0:21:43	ちょっとどういった考えで、記載しているのか。
0:21:47	確認させていただき
0:21:54	四国電力の三嶋でございます。
0:21:56	その具体的な線量につきましては 30 条の適合性のところでご説明はするんですけども、従来先ほど廃棄物処理建屋とかは、地上に、
0:22:08	地上階以上に接してまして、敷地境界の影響あると。今回設置するタンクちょっと補足説明書いてないので恐縮なんですけれどもタンクじゃその地下のですね、
0:22:19	最下層に設置して多数の壁や天井コンクリートによって、遮へいされるので敷地境界に対する直接線と影響はないというふうに考えております。
0:22:29	数字については今資料上はちょっと示しておりませんが考え方としては以上になっておりますので、この考え方については笹野。
0:22:39	例で申し上げます高浜の、はい。融資処理装置、共用他施設に係る
0:22:45	設置許可についても同様に、新たに遮へい気をつけますけれどもそれによって左右できるので、敷地境界の影響については高浜の場合はマルかバツかということでございましたがバツというふうに整理をしております。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:01	原子力規制庁の仲野です。今ご説明いただいた話の中で、地下に設置しているのってという話があったと思うんですけども、
0:23:10	もともと今設置してあるタンクのABについても、
0:23:14	空間線量の
0:23:17	全体評価の内数にもなっていないという理解でよろしかったですか。
0:23:22	ご理解の通りです。
0:23:28	原子炉規制庁の仲野です承知いたしますと、
0:23:47	原子炉規制庁の仲野です。続きまして私の方から追加でコメントリストのところを確認させて、
0:23:57	コメントリストの12番のところですね。
0:24:04	タンクの材料のところ、フェンスF、難燃性の材料を説明いただいたと思うんですけども、
0:24:12	直接ここに、
0:24:17	いう形にはなっていないかもしれないですがちょっと確認させていただきたいんですが、
0:24:22	補足説明資料の、
0:24:25	2-8-2-35のところですね。
0:24:30	タンクの火災防護、火災防護上の整理のところなんですけれども、
0:24:35	こちらの部分の記載で、十分な耐火性能を有していることから下限にならないというふうに説明いただいているんですが、こちらの内容を読んだときに、十分な耐火性能、
0:24:46	ってというのはその火災の影響軽減の観点の要求に対するものであって、その発生防止の観点のその8下限にならないということへの説明には、
0:25:00	耐火性能を有している。
0:25:02	イコールは陰にならないということとはちょっと繋がらないのかなというふうに読んだと思ひまして、ちょっとこちらについて説明いただけますでしょうか。
0:25:35	四国電力シゲマスです少々お待ちください。
0:26:49	衛藤氏国税にシゲマスでございますお待たせいたしました。
0:26:54	こちらの資料の構成としましては、種の、
0:26:59	主に、
0:27:01	いつも説明したいこととしては最終的に火災感知設備、消火設備を設置しないというところに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:08	つなげていくための説明としまして耐火性能を有していることですか、は影がないところ、そういったものを説明した資料になって、主になってございます。
0:27:18	ご指摘の通り金属製というところで、
0:27:26	耐火性能を有しているというところが発生防止と、の観点からの
0:27:31	説明になってございますので、十分なところ、
0:27:36	書き過ぎて、言い過ぎていうところもあるかなというふうに思いますのでこちらの方は
0:27:45	記載を削除して修正したいと思います。
0:27:48	以上です。
0:27:52	所長まずいただいてよろしいですか。
0:27:57	原子炉規制庁の仲野です。すいません今の回答をちょっと詳しく。
0:28:03	理解できなかったんですけど、今芝田さんがおっしゃっていただいたのは、防護上の整理の説明の中で、
0:28:13	金属容器であり十分な耐火性能を有していることから発火元とはならないってところの、十分な耐火性能を有していることからってところを削除するって意味でしたっけ十分なんていうところを削除するって意味でしたっけ。
0:28:29	四国電力シゲマス数でございます。十分なところだけを削除して、摩擦 304 の材料とした金属製で、耐火性能を有しておると。
0:28:39	いう記載が適切かと考えております。以上です。
0:28:45	規制庁の仲野です。
0:28:47	すいませんちょっと何回も聞いちゃって申し訳ないんですけど、
0:28:49	冊数④を材料として金属製の金属容器では、理事、耐火性能を有している。
0:28:56	ことから、8 下限とはならないっていう。
0:28:59	文言に修正しようと思ってるって理解でよろしいですか。
0:29:15	四国電力重松ですご理解の通りでございます。
0:29:21	規制庁の中野です。そうするとちょっとごめんなさい。私の方から最初に、
0:29:27	お伝えさせていただいた、ちょっと懸念というか、
0:29:31	気になってるところとして、
0:29:33	耐火性能を有しているから、8 下限にならないってところが、そのイコールにならないんじゃないかっていうことをちょっと読んで引っかけたのでご質問させていただいたんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:45	そういったところちょっとすいませんもう一度重複になるかもしれないですけどご説明いただいてもよろしいですか。
0:30:01	四国電力シゲマスでございますこちらの文章ですけども、
0:30:07	鷺尾。
0:30:08	本票本票に示す通り以降になりますけれども、
0:30:12	使用済み樹脂貯蔵タンクは、
0:30:15	金属製で十分耐火性能を有しておりというところまでが使用済み樹脂貯蔵タンクのご説明になりまして、
0:30:22	その他の設置機器についてもというところ以降が、
0:30:28	使用済み樹脂貯蔵タンク以外の
0:30:31	配管とかそういったことに、
0:30:32	になるかと思えますけれども、
0:30:34	についても影がないというところが二つ目のご説明、次に可燃物の他の禁止するということで、これら相まって最終的な結論としまして安全機能の維持を考えにくいというような文章構成になってございます。
0:31:00	減少規制庁のパスちょっと何、すれ違いの、
0:31:04	理由がちょっとわかってきたんですけど、ちょっと今ご説明いただいていたのは表 1 の上にある説明書きのところをご説明いただいていたということですよ。
0:31:14	ちょっとすいません私の方が、質問してたところが、図明確に発生しなくて申し訳ないんですけど、表 1 の表中に書いてある、
0:31:25	ちょうどタンクの欄の裏のところ、右欄ですね、火災防護上の整理ってところの文言の中で、
0:31:35	十分な耐火性、耐火性能を有していることから発見とはならないってところが、耐火性能を有しているとは下限にならないってというのが、繋がらないのかなっていうふうに、
0:31:46	思って質問させていただいておりました。ここの部分先ほど説明していただいた通り、表 1 の説明書きのところでは、耐火性能を有していることと、
0:31:56	発見はないこと、あとは、他物の、
0:32:00	可燃物の保管の禁止、すべて並列で書いて、
0:32:04	いただいているので、その表中の記載についても、耐火性能を有していることと、発火ゲイン
0:32:13	はないことを、併記するような形にちょっと修文いただく。
0:32:18	必要があるのかなと思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:21	対応としてはそういった資料の修正をしていただければいいのかなと思うんですけども、ちょっと私の確認してる古藤、
0:32:29	それと理解いただけ
0:32:34	衛藤四国電力シゲマスでございます。申し訳ございません
0:32:39	やっぱその頃、ご指摘の意図は承知いたしましたので表 1 の、
0:32:45	文章を修文いたします。以上です。
0:32:50	原子炉規制庁の仲野ですよろしく願いたします。
0:32:54	そうしましたら、私の方から続けて、
0:32:58	質問させていただきます。
0:33:01	コメントリストの 14 番のところですね。
0:33:06	難燃性のケーブルの敷設の状況についてなんですけれども、
0:33:12	先ほどご説明いただいた通り補足説明資料の 2-8-2-35 のところに図の方で図 1 から図 1 でケーブルの敷設予定ルートっていうところを、
0:33:25	追加していただいていると思うんですけども、ちょっとですねこちらの図だけをぱっと見ても、どういうケーブルを、
0:33:32	敷設していて、例えばこのケーブルが何と何を接続しているものなのかとかそういったものが、ちょっとぱっとわからなくてですねそういった説明をいただけますでしょうか。
0:33:46	四国電力重松でございますちょっとすいません説明が、
0:33:52	十分できなくて申し訳ございません図 1 のケーブル敷設ケーブル敷設予定ルートというところですけども、
0:34:00	ケーブル全部で 2 本ございまして 1 本が
0:34:05	使用済み樹脂貯蔵タンク室 3 室の漏えい検知器というものがございませ。漏えい検知器から近くの
0:34:17	制御盤の方まで敷設するケーブルが 1 本でございます。
0:34:22	2 本目が、使用済み樹脂タンクの水。
0:34:29	水信号を江戸伝送するケーブルになりまして、そちらも
0:34:35	変換器水系の変換器から、
0:34:39	制御盤までをまでの
0:34:43	までを敷設するまでをまで敷設するケーブルになります。以上です。
0:34:49	原子力規制庁の仲野です。今こういったご説明いただいて何となくわかってきましたので、
0:34:55	すいません今回のヒアリング終わった後杉井の資料いただくタイミングでいいので、こういった設備に対するケーブルを敷設しているのかとかかっていうものをわかるように資料修正いただければと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:13	職員のシゲマスで承知いたしましたこのZoomに推計するのとあと、今ご説明した内容を、この資料のどこか、資料の中で記載するようにいたします。以上です。
0:35:25	はい。よろしく願いいたします。続けてケーブルの関係ではあるんですけれども、
0:35:32	補足説明資料の2-8の、
0:35:36	2-7。
0:35:37	ところですね。
0:35:44	この部分の、
0:35:47	3番のところ、
0:35:55	(3)番の難燃ケーブルの使用について記載いただいているところなんですけれども、
0:36:02	こちら前回のヒアリングから、時計ブルーについては、醸造タンクそのものには使用しませんよと、タンク室の外に今ご説明いただいた2本の接するセルケーブルが、
0:36:13	あるんですっていうご説明をいただいていたと思うんですけれども、(3)番の難燃ケーブルの使用の部分の説明で、
0:36:22	使用済み樹脂貯蔵タンクに使用する難燃ケーブルはっていうふうに記載が残っております、こちらについては、今ご説明いただいている状況とはちょっと、
0:36:32	説明が異なっているのかなと思うのでこちらについては、主書きぶりを修正いただく必要があるのかなと思いますけれども、
0:36:49	四国電力重松でございます。藤氏、
0:36:53	元修文いたします先ほどのご説明したケーブルの難燃性のことを、
0:36:58	こちらで記載するようにした方が良いかなと思いますのでそういった修文にしようかと思っておりますが、意識そごじゃございませんでしょうか。
0:37:07	はい、原子炉規制庁の中根です。そうですね
0:37:10	丹空の周辺であのね、難燃性のケーブル使用しているということですのでそういったものがわかるように、少なくとも今タンクに難燃性ケーブル損、
0:37:22	使用してルールっていうふうに読める文章からは
0:37:27	修正していただければと思っております。
0:37:31	なので今、
0:37:33	お話いただいた内容で問題ないと考えております。
0:37:39	四国のシゲマスです承知いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:45	はい。原子力規制庁の仲です私の方で火災関係最後になるんですけども、
0:37:52	コメントリストの 16 番のところをですね、火災区域区画の考え方のところで、
0:38:01	コメントリストの回答の内容のところに記載いただいている
0:38:07	火災区域オク開閉器が 3AB の
0:38:11	あとはCの間にある、設ける場合、業界平均の点検ができなくなるので、
0:38:21	3AさんBさんCを、同一の火災区域として設定しますよというふうに説明いただいているんですけども、
0:38:31	ここの部分なんですけれども、タンク室のABと、Cの間の境界液位が点検的な
0:38:39	キョウノ。
0:38:42	花Cだと思うんですけども、
0:38:46	火災防護審査基準上、火災区域の定義としてはその耐火区によって囲まれている、含まれて、他の区域と分離されている建屋内、
0:38:57	の区域を指していると思うんですけども、ダクト等で通じてないタンクCを、ABと同一の火災区域、
0:39:08	と設定して、良いのかどうかというところちょっと引っかかっておりまして、
0:39:13	こちらの観点でご説明いただいてもよろしいですか。
0:39:29	四国電力シゲマスでございます。
0:39:33	AとBの部屋とCの部屋との間の壁につきましては、ダクト等の貫通部ともないという状況では、ご指摘の通りでございます、
0:39:43	いずれも放射性物質の貯蔵する機能という点ではABの部屋としての部屋共通しております、これは
0:39:52	全然機能が異なる部屋ですと、また、火災影響評価とかそういったところも影響しますので、
0:39:59	分けて考える必要があるかと考えますけれども、今回は、
0:40:04	機能としては同様ですので、
0:40:06	一緒にした問題ないというふうに考えてございます。
0:40:14	現象規制庁の仲野です。考え方は承知いたしました。その点です、ちょっともう1個ここに関連して気になっているのが、その火災区域境界平均の点検ができないというふうにはご説明ください
0:40:29	火災区域境界線の点検ができない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:32	あとは、遮へい器として使用されている壁の点検とかっていうこともできないってことになるのかなと思うんですけども、
0:40:41	遮へい器の点検の観点で、今
0:40:46	AAB室とあん支出の間の壁の点検ができないっていう話。
0:40:52	では、何かこう不都合が生じてないのかなっていうのはちょっと。
0:40:56	気になっているんですけどこちらについて説明させて説明いただいてもよろしいですか。
0:41:10	四国電力、富岡でございます。大変申し訳ないんですけども、今、質問いただいた内容につきましては、持ち帰らせていただいて、後刻またご回答ということでお願いしたいと思っております。
0:41:25	原子力規制庁の仲野です。承知いたしました。
0:41:36	はい。そうしましたら規制庁の中の私の方からはコメントリストの関係で最後になるんですけども、
0:41:44	耐震の関係ですね。
0:41:49	耐震の関係で
0:42:01	今回ご説明があったと思うんですけどもタンクのBクラス数で説明するようで、考慮する必要のある耐震設計方針についても精査して記載を修正いただいていると。
0:42:15	いうところでご説明いただいた補足説明資料のところも修正いただいているとは思いますが、ちょっと今回いただいた修正資料がですね、
0:42:25	どこの部分変わってるのかとかちょっと文言文字のところとかの色分けがあったりとかするわけじゃなかった。
0:42:33	具体的に
0:42:35	どういったところが記載が増えたりとか消えてたりとかするので、
0:42:39	9人
0:42:42	とその確認させていただいてる中で、
0:42:45	例えばですね。
0:42:51	静的地震動の説明をいただいている。
0:42:55	中出。
0:42:58	ちょっとペイです。
0:43:03	返しながら説明します。
0:43:17	すいません少々お待ちください。
0:43:28	すいませんを出しました。補足説明資料の2-4-2。
0:43:33	2-4-2-4か。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:35	の、
0:43:38	散歩Ⅱの地震力の算定方法っていうところの(1)番。
0:43:45	静的地震力っていうところの説明があるんですけども、
0:43:49	こちらがですね前回までの補足説明資料の中だと、
0:43:56	静的地震力の
0:43:59	勧めで水平地震力と鉛直地震力の同時に不利な組み合わせの作用について、
0:44:07	記載がされていたと思うんですけども、今回いただいている資料だとその部分がまるっと削除されていると思うんですね。
0:44:15	こちらについて削除したイトウエースお聞かせいただければと思います。
0:44:23	すいません。マイク。
0:44:28	四国電力平田です。
0:44:31	こちらにつきましては今回のコメントリスト18番の趣旨、
0:44:36	による修正を加えたわけではなくて単なる後、
0:44:42	Sクラスの設計方針であり、今回のBクラスのタンクには該当しない箇所だったため、誤記として削除しております。以上です。
0:44:57	規制庁の中野です。Sクラスの説明だったということですけど、ちょっと私の方で気になっているのが、
0:45:05	基準地震動の会ガイドの中で、
0:45:08	ガイドの5ポツの地震力の算定方法っていうところで、
0:45:15	SDによる地震力は水平に、
0:45:19	水平方向に及び鉛直方向に組み適切に組み合わせたものっていうふうに記載があって、
0:45:26	共振の恐れがある機器については2分の1SDを持てることとする。
0:45:32	ていう、説明があるんですけども、
0:45:35	今回タンクについては教授の
0:45:37	設備だというふうに前回のヒアリングでお話があったと思うんですけども、2分の1のSDを用いるときっていうのも、水平方向、鉛直方向の組み合わせっていう話は削除してよろしかったんですけど、ちょっと確認させていただければと思います。
0:45:55	はい。四国電力平田です。
0:45:57	こちら動的地震力の方の水平2方向と連続の組み合わせにつきましてはBクラス。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:04	強制のあるものについても、考慮する必要があると考えて記載しております。以上です。
0:46:16	原子炉規制庁の中野です。静的振動の方では考慮不要で受動的地震動の方では考慮しているというご説明でよろしかったでしょうか。
0:46:26	ご認識の通りです。
0:46:31	はい、入賞規制庁ナカノです。
0:46:34	すいません。
0:46:36	都築。
0:46:37	なんですけれども、
0:46:39	もう、先ほど、
0:46:41	お話をさせていただいた、(1)の静的地震力の次の確認の動的地震力のところなんですけれども、
0:46:48	こちらについても
0:46:51	若干今回、
0:46:52	年をいただいたところで、文言変わっているのかなと思っておりまして、
0:46:58	この部分で、
0:47:02	地震力に対して健全性の維持を確認するための施設をモデル化した応答解析、あとは加振試験っていうところが前回いただいた資料では、記載があったと思うんですけれども今回また、
0:47:13	記載が落ちていると思うんですね、こちらについても先ほどご説明いただいたような、
0:47:21	修正の意図っていう理解でよろしかったでしょうか。
0:47:27	はい。四国電力平田です。すいませんこちらにつきましても、
0:47:31	先ほどと同様に、
0:47:34	記載をセイシャ精査したところ、
0:47:37	清。
0:47:39	設備等に係る記載であったため、今回のSRST
0:47:45	のBクラス施設に当てはまらないため削除しております。以上です。
0:47:53	原子力規制庁の仲野です。
0:47:55	そうしますと、またちょっと、ガイドの方の話になるんですけれども、
0:48:00	基準地震動ガイドの5ポツ1ポツ3の地震応答解析のところで、
0:48:07	対象とする施設の形状や、
0:48:10	構造特性等を考慮した、考慮してモデル化することっていうところが、そのSs及びSDによる地震力の算定について記載が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:20	るんですけれども、今回先ほどの2分の1SDを使用するっていうところから、
0:48:28	モデル化っていうところは必要ないのかなっていうところをちょっとまた説明いただいてもよろしいでしょうか。
0:48:38	四国電力平田です。少々お待ちください。
0:49:59	四国電力平田です。
0:50:02	先ほどの回答としましては、
0:50:07	床、
0:50:08	会の付則説明資料、
0:50:12	今、はっきり明記はしてありませんが、動的地震力の算定、
0:50:19	要は設計の考え方でAとBクラス施設につきましては、
0:50:26	設置許可の添付資料8に、
0:50:30	記載しております
0:50:34	解析条件として考慮すべき、減衰定数剛性、
0:50:41	等の各種物性時、
0:50:45	も、
0:50:48	地震応答解析手法の適用性適用等を考慮の上適切な解析を選定して適切な規格及び基準、
0:50:59	或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、
0:51:07	適切な規格及び基準をもとに算定しております。
0:51:12	以上です。
0:51:19	原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、
0:51:25	今回の補足説明資料から乙。
0:51:30	落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。
0:51:45	四国電力平田です。
0:51:51	少々お待ちください。
0:52:26	四国電力平田です。
0:52:28	動的地震力の説明のところ、添付書類8に、丁寧に説明されておりますので、
0:52:36	そちらのテレビ側の説明のところ、
0:52:41	追記したいと思います。以上です。
0:52:46	原子力規制庁の仲野です。承知いたしますと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:49	私の方からコメント回答のところの質問は以上なんですけどちょっと資料の修正の関係で、今後のお願いなんですけれども、
0:53:01	特に耐震の関係先ほど、私の方から質問させていただいた内容、
0:53:09	あ、ごめんなさい。すいませんまだありました。申し訳ないです。
0:53:14	すいません。最初の関係であと2点。
0:53:16	ありました。
0:53:19	補足説明資料の2-4-9のところ、
0:53:23	ですね。
0:53:24	2-4-9のところ
0:53:28	基礎地盤の支持性能のところタイトルのところから、機器配管土木構造物のところの文言が削除されてると思うんですけれども、
0:53:40	こちらの削除イトウについて説明をお願いします。
0:53:47	今回、設置許可で申請対象のが、酒造技術増タンクと認識しておりますその
0:53:57	間接支持構造物である建屋、
0:53:59	海が、今後の中で今回の場合含まれると考えており、こちらの方削除しております。以上です。
0:54:14	臨床規制庁の仲野です。そうすると、今回の新設する配管とかっていうところも
0:54:20	必要ないっていう理解でよろしかったですか。
0:54:28	四国電力平田です。Cポツ基礎地盤の支持性能の話なので、機器配管系を直接、
0:54:39	指示、
0:54:41	しているわけではなくて、間接支持構造物である建屋を介して支持しているの、こちらの記載のところには不要と考えております。
0:54:51	以上です。
0:54:54	原子炉規制庁の仲野です。承知いたしました。続けてこちらが最後ですね、なんですけれども同じく、補足説明資料の2-4-9のところ、
0:55:05	使用済み燃料貯蔵容器周辺の施設の波及的影響、
0:55:13	による安全機能の喪失がないことの説明が記載していると思うんですけれども、
0:55:20	なお瀬古ポツのところ、
0:55:23	ですね。
0:55:24	細野設計における留意事項のところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:28	また以降のところですね、2行目のまた以降で、使用済み燃料乾式上容器は、周辺施設等の波及的影響によってその安全機能を損なわないように設計するっていうところが記載してあるんですけども、
0:55:42	こちらの部分の記載って今回の使用済み貯蔵タンクの増設の申請の中でどういったところに関わってくる、来て記載いただいているのかちょっと自分の中で、
0:55:54	理解ができなかったので説明いただいてもよろしいでしょうか。
0:55:59	四国電力平田です。
0:56:02	こちらの記載につきましては、
0:56:07	設置許可の添付資料、添付書類8にもお伝えされておまして
0:56:15	沈み樹脂周済み燃料乾式貯蔵容器を設置する時は、その容器自体が波及的影響を受けないことを考慮しなければならなくて、今回、
0:56:28	ASRST、
0:56:30	補助建屋内に設置するので、
0:56:35	乾式貯蔵要件に対してはつきりいけ及ぼさないことは自明ではあるんですけど、設計段階の確認として、SI新規に設置するSRSTが、
0:56:48	シューズ未実施使用済み燃料乾式貯蔵容器に悪影響を及ぼさないことを確認する。
0:56:55	という、
0:56:57	もうAという手順を踏んでるという、
0:57:01	ところを、
0:57:03	イとして記載しております。以上です。
0:57:07	原子力規制庁の仲野です。
0:57:09	波及的影響を及ぼさないことはほぼ法人名だろうということですけども設置時の、
0:57:16	しきたりというかやり方に沿ってということで記載していただいているってことですね。承知しました。
0:57:25	すいません
0:57:27	今回私の方からコメント回答の部分は最後になるんですけどちょっと先ほど言いかけた内容なんですけれども、
0:57:34	特に耐震のところが多いんですが今回修正いただいている、補足説明資料の修正部分がですね非常にわかりづらくてですね、
0:57:44	コメント回答資料のところでもう
0:57:47	どの小の部分を変えましたっていうところまでを書いてあったりするんですけども、その何ページが変わっているのか、わかんなかったりとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	あとどういう文言が変わってたりとかがわからないところが多くてですね。
0:58:00	さっき先ほど私の方から説明質問させていただいた
0:58:04	記載が前回のヒアリング資料から消えているものがあったりとかそういったところを、個別に確認するのがかなり時間がかかってしまいますので、そういったところではできるだけ、
0:58:16	事前にわかるように、文字の色を変えるだとか、あとは、コメント回答資料なり他のエレベーター内でも
0:58:25	いいんですけれども、どういったところを変えたとかっていうのがわかるような、
0:58:30	連絡がいただきたかったなと思っております。ちょっと、今後についてはそういった対応よろしくお願ひいたします。
0:58:39	中部電力本店トミオカでございます。修正箇所がわかりやすくするように工夫するようにいたします。
0:58:47	よろしくお願ひします。
0:58:50	はい。よろしくお願ひいたします私の方からコメント回答についての質問は以上です。
0:58:59	規制庁西内ですけど。
0:59:02	ちょっとコメント該当範囲って、ちょっと幾つか追加でなんですけど、
0:59:08	衛藤。
0:59:10	これは単純な整理なんですけど、29条が三角になりましたっていうところでさっきのオカの方からも質問させてもらってますけど、
0:59:22	結局、29条と30度の違いがよくわかんなくてですね。
0:59:30	30条は、
0:59:33	タンクを置きます。
0:59:35	放射性業務従事者シャワーの被曝線量っていうのが可能な限り低減できるように、
0:59:41	遮へいしますとかそういう話ですよ。でもあれです。
0:59:45	で、
0:59:46	こっちの29条についてはさっき評価の対象ではないみたいな話もあつたんですけど、それはあくまで地下に置く。
0:59:55	かつこういう遮へい設計するから対象外なわけですよ。
0:59:59	さっき30条の方で言ったの構造、要は、
1:00:03	タンクを置きます。
1:00:05	地下2オク、ないしもう、いわゆる本体建屋の方の地下におきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:11	遮へい設計とかします。なので周辺境界への敷地境界への線量には影響ありませんって話ですよ。なんか 30 条と構造が別に変わらない気がしてですね。
1:00:25	なぜにその丸と三角の違いが出てくるのかっていうのが 30 度との比較でよくわからないんですけど。
1:00:31	もう少しその部分説明いただいてもいいですか。
1:00:36	四国電力三島です。29 条で評価対象の必要のウエイト地下に加えて外周コンクリートに例えば設置しての機器ですね。
1:00:46	そちらについては、敷地境界に影響を与えるということで、貯蔵庫であったりとか、そういったものを評価対象としております。今回は設置する。
1:00:55	あとSSTの前タンクにつきましては、30、レイアウトにもあるんですけども多数の遮へい器があって、敷地境界の影響等で明らかなので三角として、
1:01:08	しているということでの整理としております以上です。
1:01:16	規制庁西内ですけど。
1:01:22	結果に、
1:01:23	どの程度寄与するかっていう意味合いで、29 と 30 の違いが出ることは、私も理解してるつもりでして、
1:01:31	そんなに効かないよねっていうことは重々理解できるんですけど、
1:01:35	この丸三角×ってそういう整理なんですって。
1:01:39	いや、まさに 1-7 とか表題に表現に変えてもらってますけど、以下の考え方に基づき記載するってしてますよね。
1:01:48	で、関係条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要があるものを、
1:01:53	ですよ。
1:01:54	で、
1:01:56	今回、タンクを増設するわけですよ。
1:02:00	いわゆるその線量的な意味合いでいうと線源になり得るものを設置するわけですよ。
1:02:06	それを、いわゆるさっきおっしゃっていただいたようなもうコンクリート壁画た中にあるような状況で、かつ地下に設置するっていうようなそういう状況なので、
1:02:17	結果には影響ありませんよっていうだけであって、例えばですけど、タンクを置きます。場所は外ですって言ったらこれは 0 になるわけですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:26	だからその置き方によって、評価の度合いが変わるだけであって、なんか丸三角の違いにそれを関係するのかなっていうところが一番よくわからなかったんですね。
1:02:38	何か言いたいことわかりますかね。
1:02:42	ご認識の通りではあるんですけども3角の記載としては適正に適合性確認するまたは、許可に影響しないことは明らかなものっていうことで後段の明らかなものということで、
1:02:54	また須賀社平均というところで、三角としてると、そういった趣旨でございます。
1:03:06	規制庁西内です。
1:03:09	わかりました。ちなみにちょっともう少し確認したかったんですけど、29条の実際の評価なんですけど、ちょっと過去の申請とか資料をまだ遡れてないんですけど、
1:03:21	これ補助建屋内でしたっけすいません場所って建屋って、
1:03:25	はい、補助建屋内です。補助建屋内の具体的な線源に対しての評価をそもそもしてないっつうことでいいんですしたっけ。
1:03:35	そういうわけではなくてですね建設工認でいくと燃取タンクであるような、外壁コンクリートに設置されているようなタンクについて、
1:03:45	線源として、管理区域境界の基準を起点として敷地を評価をしてるとそういった評価をしてございます。
1:03:53	規制庁西内ですけど5年というタンクもう使用済み樹脂貯蔵タンクと同じような、
1:04:00	要は設備配置状況なんでしたっけ、あれネットって外に置いてなかったでしたっけ。
1:04:08	執行部で文書です。3号については原子炉補助建屋内に設置しております。またねとるタンクにつきましては、外壁コンクリートに設置して、
1:04:18	タンクの高さも高いので、そちらについては、評価対象として評価しております。以上です。
1:04:26	規制庁西内です。もう少し具体的に聞くと、使用済み樹脂貯蔵タンクのABってもうすでに設置してますよね。
1:04:34	これ、まず、あれでしたっけ建設のときにもうすでにあるものでしたっけ。
1:04:40	建設の後につけたんでしたっけ。
1:04:42	施工でうちます建設の時から設置してございます。
1:04:46	規制庁西内ですけど、その建設のときに、その燃取と同じような形で線源として扱わないで評価使わない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:54	してないってということなんですかね。
1:04:58	四国電力三嶋です。ご認識の通りです。
1:05:05	わかりました規制庁西内です。何となく理解できました。
1:05:11	そこら辺の評価のドアだけちょっと三角の部分の補足としてももう少しちょっと説明を拡充いただいてもいいですか。
1:05:22	あそこでは
1:05:23	すみません規制庁西内ですけど、
1:05:26	三角にしたい気持ちはすごいわかるつもりで。要は、
1:05:31	29と39で寄与度合いが結構違うと思ってます。
1:05:36	ていうのが多分一義的な理由でいいんですよ。
1:05:42	執行役申しますご認識の通りです。わかりました実際この線量評価指針とかでも、一番寄与すんので液体廃棄物とか気体廃棄物とかであって、
1:05:52	いわゆる保管庫みたいなものも含めて、そもそも直接線とかスカイシャイン線、今回は直接線ですけど、の部分とかそこまで来大きくないよって話は指針の方にも書いてあるので、
1:06:05	そういった意味で既許可の設計方針に影響しないのでっていうことを説明したいんだってということであればよく理解できますで、
1:06:14	ちょっと今お話いただいたような内容もちょっともうちょっと拡充いただくような形でちょっと審査資料の方に落としいてもらえればなあと思うんですけども、お願いしてもいいですか。
1:06:27	執行でございます。記載の方検討いたします。
1:06:31	はい。規制庁西内です。ちょっとだけお待ちいただいてもいいですか。
1:07:03	規制庁西内です。ちょっとまずう言いたいことはまず理解できた上で、
1:07:11	上で、
1:07:12	ちょっともう少しMaaSこれ、もう単純に整理論なんですけど、ちょっと確認したいのがですね。
1:07:21	29条って、
1:07:25	そういう意味で言うと、具体的に言えばテンパチに乗ってくるか来ないかのサカイ名で確認をしたいんですけど、
1:07:35	今回の申請書テンパチの頭の方に、許可基準規則への適合性の方針っていうところ書いてもらってるじゃないですか。
1:07:45	で、まずここに書いてるのは、この表2で言うところの丸のものが出てきているって思えばいいんですけど、そういう整理をしてるんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:00	職員本店富岡でございますその認識でそうございません。
1:08:05	規制とニシウチです。
1:08:07	了解です
1:08:13	そういう意味で言うと、今回の 29 条って、
1:08:18	これ基準をそのままですけど、
1:08:21	設計基準対象施設ワー
1:08:25	工場等周辺の線量率が十分に低減できるものでなければならないって いう要求なんですよ。
1:08:32	だから、まず今回のタンクっていうのは設計基準対象施設なので、まず 対象である。そういう意味では関係条文ってあるってことは、共通理解 でいいんですよ。
1:08:47	でも今回の申請で適合性をまず説明する上では適合性を確認する必要 があるものではあるって理解でいいんですよ。
1:09:15	四国電力本店富岡でございます。共通認識と思っております。
1:09:20	規制庁西内です。そうですね
1:09:25	そうしたときにですよ。
1:09:31	加来。
1:09:32	T0。
1:09:34	なぜそこでテンパチにかかれるかかれないかが違いが出てきちゃうん だっけっていうのはあんまり理解ができてなくて、
1:09:44	考え方がですね。
1:09:48	両方ともう、
1:09:52	関係してるわけですよ。
1:09:56	何かですね、な税。
1:10:00	だからあれか三角は許可の方針を変更しないので、そういった意味で はその部分については、テンパチで具体化しないですけど要は変更、 その他の部分を変更しないんですよっていうそこに紐づいてますっていう 理解をすればいいんですよ。
1:10:35	四国電力富岡でございます。3 角につきましては今現在の記載から変 更がないというところで、今回の修正箇所ではないというふうに考えてご ざいます。
1:10:50	規制庁西内です。所長知久。
1:11:32	規制庁西内です。
1:11:34	藤。
1:11:38	ちょっと観点を変えてもうちょっと聞きたいんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:43	今の1-7の説明だと、遮へいキーに寄って、
1:11:51	線量の基準が満足する設計としており、今3条の説明を若干入れて書いてるじゃないですか。
1:12:01	これがない。
1:12:02	どう。
1:12:04	講師内藤。
1:12:07	29条の設計には影響し得るんですけど。
1:12:16	ちょっと聞き方が以上ですかね。
1:12:20	ちょっと逆説的な感じや、何て言うんですかね
1:12:23	こうすること
1:12:26	いわゆる、さっき評価の対象にはしてないちゅう話がありましたけど、
1:12:32	こういう遮へい器とかを置くこと
1:12:37	そういう評価の対象にはしないんですわってことであれば、
1:12:43	そういう、
1:12:45	設計にすることがまさに29条への適合性になるんじゃないでしたっけ。
1:12:50	だからその変更しないというよりは今回まさに相違するんです。ただ、
1:12:56	変更はしないんですけど結局、
1:12:58	結局既許可の設計方針が変更はないんですけど、30条と同じで、結局今回そうするんですけどいうことは変わらないような気がしていて、
1:13:09	例えばですよ。なんか、感覚的なところなのかもしれないですけど、今回何をしなくても、
1:13:16	影響ないんですわ。そういうのは明らかわかりやすいですよ。
1:13:20	ただ、今回そういう遮へい設計とかをすることで、
1:13:24	影響がないんですわっていうのは、それは30条と何かやってること違うんですけど。
1:13:30	という気がちょっとしてて、
1:13:34	何となく私が疑問に感じるころって理解いただけますか。今野瀬から説明で、
1:13:54	秀英予備校本店でございます少々お待ちください。
1:17:38	四国電力富岡でございます。
1:17:41	お待たせいたしました。
1:17:43	すいません。衛藤考え方の整理につきましてちょっと一旦持ち帰らせていただいて再度整理し、考え方につきまして整理したいと思います。
1:17:54	規制庁西内ですちょっとこちら

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:57	過去の先行と川満なんですけど、さっきそちらの説明の中で高浜の拝受Cの許可の整理をって話だったんですけど、
1:18:07	これはもう割とあれなんですよね、なんか。
1:18:11	電力によって、かつ申請によって、もうほぼ、
1:18:15	割と何かばらけている印象があって、
1:18:18	まずありますと、他の多分例も見られた上で多分対応いただいているとは思いますが、割とばらけてる印象があって、
1:18:27	少なくとも今回申請においてどういう整理をするのかっていうところはしっかり四国電力空としての説明をいただくべきだと思うので、ここの部分って正直正直整理論が大きいところがあって、あと申請書をに聞くと最終的にまとめるのかって話があるので、
1:18:43	ちょっと引き続き確認をちょっとできればなあとは思っています。
1:18:48	ちょっとこの丸三角の整理の部分をもう少しちょっと引き続きかなと思っていて、ちょっと、
1:18:53	まずお願いなんですけど。
1:18:55	今回あの会合で説明いただく、パワーポイントあるじゃないですか。資料2の概要説明資料ですね。これ8月29日、
1:19:05	前回ヒアリングで説明いただいたパワーポイントですけど、
1:19:09	その中で設計方針っていうふうなところで最後の方に記載してもらってる部分あると思うんです。
1:19:15	その部分については、ちょっと全体概要っていうことで、関係条文、いわゆる三角と丸が、
1:19:23	全部ここでちょっとまるっと記載をいただきたいなと思ってんですけど。
1:19:29	要は結局今回適合性、
1:19:32	今回の申請に関係する条文については初回の概要の説明の中でも、網羅的にまず説明はいただきたいという趣旨で、
1:19:41	三角の部分についてもうちちょっとわかるように説明をいただきたいなと思うんですけども、それをお願いしてもよろしいですか。
1:19:48	まずその部分の対応をお願いしてもいいですか。
1:19:54	中国電力本店でございます。承知いたしました。
1:19:58	はい。よろしく申し上げます。
1:20:00	ちょっとコメントの範囲。
1:20:01	にはならないんですけど、ちょっと関連でまとめていきたいんですけど、29条はちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:08	考え方をいろいろ整理した必要あるかなと思うんですけど、ちょっと何か明確に、
1:20:13	ちょっと前回確認私ができるよかったですけど、
1:20:16	例えば、
1:20:17	55 乗とか 6 乗なんですけど、6 条を例にしていきたいんですけど、
1:20:24	外部からの衝撃による損傷の防止として、あとで 12 条の中でも具体的には確認しますが、今回まず PSⅢ のクラス 3 の安全機能を有する施設って理解でまずいいんですよ。
1:20:40	はい、ご認識の通りでございます。はい。規制庁西内です。
1:20:48	今回、防護対象設備ではないよっていう理解。
1:20:55	影響を与えるものでない。
1:20:57	って書いてるんですけど。
1:20:59	多分ここで言ってる防護対象って、クラス 12 のことを言ってると思うんですけど。
1:21:05	許可で六条に対して立てている方針って、クラス 1 と 2 だけでしたっけ。
1:21:11	クラス 3 に対しての設計方針もありますよね。
1:21:24	それはイエスで大丈夫ですよ。
1:21:39	四国電力本店でございます少々お待ちください。
1:24:07	志向電力モリタでございます。56 条関係なんですけど、明確に許可本文テンパチいってと基本的に条文のお迎えしとか、ちょっと条文に、何ですか。
1:24:20	を拡充したぐらいで、具体的に
1:24:23	書いてるのは、基本的に安全施設はという言葉になるんですけどそれを、例えばですねまとめ資料だとか、後段規制の工認の方とかで、プラスワンツを防護対象設備としますっていうので書いてるとか、結局半分とか、
1:24:37	町井今ちょっと、ざっと確認した段階では書いてなかったかなと思うんですけど一応クラス 3 については一応、直接、壊れたところで即座に影響するものではなくて、
1:24:50	外部事象に対してですね。なんで、もし壊れたとしても例えば補修で対応とか、そういうのを書いてるところはありますというところで、全体的にそれを許可本文に、
1:25:01	許可本文テンパチ書いてますかというふうになると、
1:25:06	今ざっと確認した状況では書いてないということになりますけど、一応回答として、今現時点で以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:12	規制庁西内です。まさに放管を同じ認識でして、ちょっと象徴的な私の疑問としては、
1:25:22	なぜそのクラス 3 に対しての設計方針がなんか明確に許可に書かれていないのかよく理解できない部分あるんですけど、少なくとも、これ別 2、
1:25:34	まず、基準上ですけど、
1:25:36	基準上クラス 3 を別に除いてるわけではないという理解はイエスでいいですよ。それは共通理解ですよ。
1:25:49	スクリーニングでその劇場安全施設という主語になってますんで、その言葉を端的に読むと、除いてるわけではないと思います。ただそこにおいて重要度が、分類があるという、
1:26:02	のが、その基準は安全施設という手法しか、要望しかないというのは事実で、クラスターも含まれるのではないかと考えてます以上です。はい。規制庁西内ですまず基準はそういう私の理解をしていて、
1:26:15	それに対して、先ほどおっしゃっていただいたように、重要度に応じて、
1:26:22	防護対象設備で守る設計方針にするのか、先ほど説明いただいたように、重要度にかんがみて、加えた時に補修をすとか、
1:26:34	補修、まな板の代替機能、代替機能を持つような設備とかで代替措置をとるとかそういう代替措置っていうのをクラスⅢに対しては取りますよと。
1:26:42	守らないんだけど、代替措置をとることで、防護は、
1:26:47	安全機能を損なわないようにしますっていう説明をいただいているものだと思っていて、その説明を踏まえるとですよ、今の六条の備考で書いているものって、
1:27:00	正直片手落ちななあ気がしていて、防護対象じゃないことはわかりましたよと。ただ、その運用もするわけですよ。そういうのも含めて、許可本文とか添付では安全施設に対して防護の安全機能を損なわないようにしますって説明をいただいているものだと理解をしてたんですけど。
1:27:23	四国電力モリタですけれども、
1:27:27	ボウタイ称せ設備ではなく食うとともにですね、そもそも条文適合性確認された建屋内に設置する、56 条であれば基本外部からの衝撃、
1:27:39	内部の外からの影響なんで、それが確認された建屋内に設置するものなので、津波とか、外部事象に対して、
1:27:49	変更はない、防護対象設備で、クラスワンツーではないとともに、
1:27:55	すでに確認された既存の建屋内に設置しますそのAND条件、
1:28:01	があるから、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:03	設備変更の運用変更もないですっていうところなんですけれどもそういう、ちょっと答えになってないかもしれないけど、一応そういう理解で、弊社としては三角というところで、
1:28:15	文章もこの文章でやってるっていうところなんですけど、ちょっと、
1:28:19	つつ食い違ってますでしょうか。今一応確認をお願いします。規制庁西内です。ちょっともう少し具体的に聞くと、
1:28:28	今回使用済み樹脂貯蔵タンクは、
1:28:30	結局外部衝撃とか津波が来たときに、どういう対応をとるって理解になるんですけど、
1:28:38	思考力に対する、外からの影響は、確認された建屋内におきますんで、ABタンクと同じで具体的に何かするというと何もする必要がないっていうところですよ以上です。
1:28:53	規制庁西内です。
1:29:02	だから、いわゆるさっき全体的な話は盛田さんの方でご説明いただきましたけど、
1:29:08	いわゆるクラスⅢについては守るせ、
1:29:12	防護対象を置いて守る設計にはしてないんですけど、
1:29:16	使用済み樹脂貯蔵タンクについてはもう守られている設計になっているって理解でいいんですけど、
1:29:23	施工連絡に対する、一応その通りですね。
1:29:27	あくまでクラスワンツを守るべき防護対象とするっていうのは設計方針であって、クラス3は、松波のテンパチが本部だったら
1:29:40	クラス3は損傷した場合を考慮して代替設備必要な機能を確保する等の対応を行う設計とするっていう要望あるんですけども、それはあくまでクラスター設備で損傷した場合なんで、
1:29:51	もともと津波影響、
1:29:54	津波影響で代表して話すんですけども津波影響としてはクラスワンツ
1:29:59	と、耐震Sが防護対象で、それを守る、浸水防護重点化範囲っていう外枠で内郭防護で、最終的には対応してる範囲なんで、中身に影響を及ぼさないと、結果論として、
1:30:12	今回クラス3なんですけど、尊重しないものになりますという説明をこの56条の、
1:30:18	条文で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:20	条文の備考欄に書いているという位置付けになると考えてます以上です。
1:30:25	今の説明を書いて欲しいと思っていて、まずですね、
1:30:31	今の文章だと、
1:30:33	これ多分ですね、いわゆる、
1:30:41	多分来公認とかでもよく使ってる文章だと思うんですけど、
1:30:46	今の文章、今の話が明確に読めないんですよこの文章からだ。
1:30:51	ここの文章だと、
1:30:53	単純にその防護対象設備ではなくっていうところが何かすべてのようにも読めてしまっていて、
1:30:58	まず
1:31:00	結局今回の話って、三角であることを説明するときって、既許可の設計方針に、
1:31:08	影響しないことが、まだ局の設計方針が変更ないんだよっていうことがまず一つファクターとしてあるわけですよ。だから、既許可の設計方針でこうして、
1:31:17	その設計方針に対してこうなのでっていうようなただ文脈で多分表現いただければ今の説明がより明確になるんじゃないかなと思うんですけど。
1:31:29	まさに先ほど盛田さんが説明されたような、既許可ではクラスワンツースに対しては防護対象設備を設置して防護する設計としており、今回申請範囲のクラスⅢに対しては、
1:31:40	損傷が確認された場合にはその代替措置を講じるような設計としていると。
1:31:44	今回の使用済み樹脂貯蔵タンクについては、すでに適合性が確認された建屋内に設置することで、損傷しない設計とすることにへなるので、許可の設計方針に特段影響がないとか多分そういうような文脈なのかなと理解をしたんですけど。
1:32:00	省電力に対する、おっしゃられた通りのストーリーかなとは思いますが、それでも、それをちょっと当社、弊社側は書いたつもりであったんですけどもちょっと後、クラス3とかそういうところがないというところで、
1:32:15	ただ、ちょっと記憶六条は改めて確認しますがちょっとクラス3をそういう扱いにするっていうのは、5条では書いてるんですけど、僕はもうちょっと明確に書いてないところもあって、
1:32:26	その辺りちょっと補強しながら、最終的には建屋が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:32	先ほど西内さんおっしゃられた通り、もうその状態が上部への適用性が確認された建屋内に設置して、影響がないってところまで書いた上で、
1:32:47	その基準適合性確認結果に影響はないっていうとそこの建屋に入るとかそういうところと、クラス 3 というところを
1:32:56	ちょっと、実際、改めて考えたいと思います先ほど水井さんおっしゃられたようなストーリーで、書き直すようにしたいと思います以上ですよろしくをお願いします。
1:33:05	はい。規制庁西内です。先ほど 5 条の話でちょっとイメージで言いましたけど、確かに 6 条の方はそこまで具体的な話を書いてないのであれば、
1:33:16	ナナオの古藤今野設計方針に対してどう考えているのかっていうのを多分書かなきゃいけないはずなので、ちょっと今の許可原発の記載に整合するような形で、今まで今現行こういう許可になっていて、今回の単価はこういう考え方なんだけど、
1:33:29	変更ないのでみたいな形がうまく表現いただければいいのかなと思います後で、ちょっと別の観点なんですけど、この 56 条に関しては、
1:33:39	例えば、
1:33:41	既存の設備を一部改造するような、
1:33:46	設計変更。
1:33:48	とかの場合だと、
1:33:50	キキョカーの設計方針を変更しない。
1:33:54	既許可の当該施設に対する設計方針を変更しないっていうのはわかるんですよね。で、
1:33:59	ちょっとこっちの観点での回答もお聞きしたいのが、今回ってタンクの新設ですよね。
1:34:04	要は増設Ⅱで明確に言っていたらと思いますけど、
1:34:09	そのタンクの
1:34:11	新設する以上、
1:34:13	関係する条文で全部丸になるんじゃないですかっていう気がまずしてるんですけど。
1:34:19	要は、既許可の設計方針っていうのは、機器設備に対しての設計方針であって、その設備を変更する時にいやその設計方針は影響ないのでっていうのはわかりやすいんですよね。一方で今回新設ですよね。
1:34:33	新設するときも、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:35	こういう影響を与えないとかそういう話になるんですけど。いや全部その新設する設備に対してもそういう設計方針変更ない設計方針でやりますっていうことを説明いただくべきで、
1:34:45	全部なんか丸とか三角とかそういう概念になるのかなってというのがちょっと一つ疑問に思っていて、
1:34:51	要はこの、
1:34:53	今、以下の考え方に基づき記載するの部分のその明らかなものってまたさっき説明いただいた部分がちょっとよく理解ができなくて、
1:35:01	この明らかなものってというのは、元にある設備を変更する場合で、
1:35:07	その設計方針を、そこは変更しないものとかそういうものは明らかなものだよってというのは何となく理解できるんですけど。
1:35:14	新設する設備もここで読んじゃうんですけど。
1:35:17	ていうのを、四方四国電力としてどう考えてるんですけどっていうのをちょっとお聞きしたかったんですけど。
1:35:23	聞きたいこと、理解いただけますかね。
1:35:59	四国電力、富岡でございます少々お待ちください。
1:36:45	規制庁西内ですけど。
1:36:50	ということが気になってますっていうのをまずお伝えしたかったっていうのがスタートで、
1:36:55	ここの部分って正直適合性への確認に関しては、要は丸と三角、あとはテンパチ2、どう表現するか。
1:37:05	ていう話であって、まず適合性の影響確認に何かしらの花なんか影響を及ぼすような話ではない。要はその入口というか、入口と出口の整理論の話だと思っていて、
1:37:18	そういう意味では、ちょっと今日割と多分、
1:37:21	メニューも多いので、
1:37:23	ちょっと今日はその部分の議論はちょっとまだそういう話あんの。
1:37:28	ちょっと文、思いが、
1:37:31	疑問点がありますということをやっとまずご理解いただいて、ちょっと今後まず整理を進めていければいいのかなと思っていますと。
1:37:39	そちらの方でもちょっとその新設設備っていうところを、
1:37:42	ちょっと念頭に置いた上で、それでもその明らかなものっていうところで読むんだっけ、どうなんだっけっていうところをどういう運用で考えてるのかっていうのをもうちょっと整理いただきたいなあとちょっと整理というか説明いただきたいなと思っていますというところだけちょっとまず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:55	今日のところはそこまでいいかなとっていて、
1:37:58	で、
1:37:59	そういう意味では先ほど 29 条にタカハシお願いしたように、まず審査会合で説明をいただく際には、
1:38:07	少なくとも関係条文について、結局許可からどう変更があるのか変更がないのかっていうのを含めて網羅的に説明をいただくべきだとまず思いますので、
1:38:17	概要パフォの方とかには、そういったもう三角とか丸とか関係なく、関係する条文を一通り説明をいただきたいなとと思っているというところで、
1:38:28	先ほどもお願いしたことですけど、さっきの 56 条の話も、既許可の設計方針が何で、今回どうなんだっていうことがわかるように書いてもらってもいいですか。
1:38:41	四国電力本店でございます。承知いたしました。
1:38:46	はい。規制庁西内です。ここの部分は会合終わった後とかの事務的なヒアリングの中でも、事実確認ヒアリングの中でもまずは整理的なところは確認を進めていければいいかなと思っています。よろしく申し上げます。
1:39:00	ちょっとすいません。
1:39:03	概略の話に戻るんですけど 1-2 ページのところ、
1:39:11	衛藤。
1:39:12	一応 2 ページの今回追加いただいた 1.4 のところですけど、
1:39:17	ちょっとこれは説明が私理解できてなくて、3 段落目、
1:39:22	環境の排気ダクトの話なんですけど、
1:39:27	3 行目からですけど、3 行目の後ろからかな。
1:39:31	ですけど、
1:39:32	3 段落目の 3 行目の後ろからですけど、当該排気ダクトは、
1:39:37	当初樹脂取り出し作業時における被ばく低減を目的として設置されたものですと。
1:39:44	その後、水滴漏えい防止を装置するように直されて流入しない構造となったことから、
1:39:54	という説明は、
1:39:56	あれこのちょっと読み方だけこれを確認したかったのが、
1:39:59	前者のその当初樹脂取り出し作業時における被ばく低減を目的としてっていうのは、この樹脂取り出し作業時に、
1:40:09	水滴が漏えいして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:11	タンク室内に流入するような設計になっていて、だから被ばくがちょっと大きくなるので負圧設計していたとかそういうふうには言えないんですけど。
1:40:24	いや、要はもともとその取り出し作業時にどういう被ばくを考慮してこの負圧となるように設計していたのかっていうところがちょっと理解できなくて、
1:40:50	四国電力富岡でございます。
1:40:55	ご認識の通りでございます、
1:41:03	資料で言いますと1ー5ページのところで、
1:41:07	水滴漏えい防止頭痛というものを記載してございますけれども、
1:41:12	当初この水滴漏えい防止頭痛というものは設計上、ございませんでした。
1:41:18	タンクから樹脂を取り出す作業を実施する際に、この漏えい防止がつがないがために、タンク上部の開口部から部屋の方、もしくは上部、上質の方に、
1:41:31	ガスないし水撃等が出てくるということが想定されておまして、そのす。出てくるガス、もしくは水滴につきまして、廃棄委託等をもって負圧とすることで
1:41:48	作業員の方に流れていかないようにするといった目的で設置をされていたものでございます。
1:41:55	その後、水滴漏えい防止手術というところが設置されたことによりまして、部屋側に
1:42:04	放射性物質が流れていかない構造となったので、部屋に設置されている排気ダクトからのを、ダクトを用いて負圧にする、して流れていかないようにするといった
1:42:14	効果に期待する必要がなくなりましたということを記載してございます。
1:42:20	以上でございます。
1:42:27	藤規制庁ニシウチです。ちょっともうちょっとだけすみません教えて欲しいんですけど。
1:42:34	タンク主ないを負圧にしてるタンク室内を負圧してるタンク内を負圧にしてるんですけど。タンク室内でよかったんですよ。
1:42:44	四国電力富岡でございますタンク室内でございます。
1:42:53	規制庁ニシウチですけど
1:42:56	そういう意味だ等、ちょっとすみませんあれですね、多分私が貯蔵タンクの上部の構造があまり理解できてないからかもしれないんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:08	この水滴漏えい防止数が、
1:43:13	できる前は、
1:43:15	この何か普通がない状態で、
1:43:19	いわゆる遮へい、
1:43:21	蓋マンホール蓋みたいなのがあると思うんですけど、遮へいぶたがあ って、その人はタンク室の空間になって、
1:43:30	はい。
1:43:31	に1回なタンク室のクフ雰囲気は1回触れた後に、タンクの蓋がまたあ るみたいなそういうイメージでしたっけ。
1:43:45	色電力トミオカでございます。ご認識の通りでございます。
1:43:48	規制庁西内ですけど、そのタンク室雰囲気を負圧にすることで、そのこ の遮へいぶたより外にいわゆるそういうガスとか水滴とかが行かない ようにしている、していたっっちゃうことですか。
1:44:06	その通りでございます。
1:44:08	規制庁西内ですそれに対して今度水滴漏えいをしつつを設置したこと によってそもそもタンク室雰囲気等を直接、タンクタンク内、
1:44:21	から取り出す際に、樹脂を取り出す際にそもそもとりあえず経路的にタ ンク室つないと直接触れ合うようなところはない。
1:44:30	わけですよ。
1:44:32	だから、
1:44:35	タンク室内を負圧にする必要そもそもなくなって、
1:44:40	あるということで、でしたっけ。
1:44:44	四国電力本店でございます。ご認識の通りでございます。
1:44:47	あれ、ちょっと曾田の理解があまりできなくて申し訳ないんですけどあれ ももとは、このすいません遮へい豚、
1:44:54	て言ってる、外への漏えいを防ぐために負圧にしていたんでしたっけ。
1:45:01	タンク室内への漏えいを防ぐために負圧にしたんでしたっけ。
1:45:13	四国電力富岡でございます。部屋の排気ダクトを用いて負圧にしている 目的は、
1:45:21	単年済み樹脂貯蔵タンクの上部のところですけども、
1:45:26	今水滴漏えい防止ずつと書いてあるところのカタン部分が、開口部にな りますけれどもそこから流出するガスないし水滴
1:45:37	ガスをですね排気筒、部屋に設置されている排気ダクト側に
1:45:44	吸い込むといいますか負圧で流れていくようにするということで設置を しているものが排気ダクトになってございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:57	といイエスカノーか。
1:45:59	の質問ですけど。
1:46:01	漏えいを防止したかった趣旨は、高排気ダクトを設置する目的は、遮へい蓋の外。
1:46:11	タンク室外って言えばいいんですかね。
1:46:14	その遮へい物の上の部屋への漏えいを防止したかったっちゃう理解でいいんですか。
1:46:20	要は開口部、もともとタンク室内は水平漏えい防止数がある前は開口部状態で、ガスとか水滴とかがタンク市内には何か漏れてたわけですよ。それを排気ダクトで振って負圧にしてたって話でいいですよ。
1:46:34	目的はあくまで遮へい物の上の弊害の方、漏えい防止だったってことなんですかね。
1:46:49	中央電力本店でございます少々お待ちください。
1:47:32	四国電力本店でございます。
1:47:36	ご認識の通りでございます、当初は上の部屋側に
1:47:42	ガス、ないし水滴が行かないようにするために排気ダクトを用いて負圧にしていたというところでございます。
1:47:50	規制庁西内です
1:47:52	そうですよ。あそこはなんとなく理解できて、この水滴漏えい防止筒をつけることによって、なぜ外への漏えいが防止できるんだったっけっていうのが何かよくこのポンチ絵だけ見たときによくわかる理解できなくて、
1:48:06	要はそのタンク室内への何か漏えいが防止されるのはわかるんですよ。こういうつどうを、要は、もともと開口部だったところを、遮へいぶたまでちゃんと筒でなんか通じるようになりましたっていうのでタンク室内への漏えいが防止できるのはわかるんですけど、
1:48:20	遮へい蓋の外への漏えいが防止できるっていうのはどういう理屈なんでしたっけこの蓋、そのあとっていうのは、
1:48:28	四国電力、富岡でございます。
1:48:32	排気ダクトにつきましてはですね部屋に設置されている排気ダクトと、もう一つ、タンクの気相部に設置されている排気ダクト、2種類ございます。
1:48:43	で、
1:48:44	一方ガス水滴漏えい防止筒で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:49	出題タンク室への漏えいが防がれたということと、当タンクの気相部に設置されている排気ダクトでガスを吸引していると。
1:48:59	いうところで漏えいを防止しているというところでございます。
1:49:05	以上です。
1:49:11	そういう意味ちょっと質問が戻るんですけど、要は排気ダクトって二つあるわけですよ最初に私確認したと思いますけど、部屋の
1:49:20	タンク室内の、
1:49:21	排気ダクト、あとはタンクの気相部の排気ダクトと二つありますと、
1:49:26	で、今説明してんのでタンク室の方の排気ダクトを、
1:49:32	今回設定しない理由ですよ。
1:49:36	そういう意味で言った方、
1:49:39	遮へい物の外への漏えい防止っていうのは、結局はタンクの気相部の排気ダクトで達成するわけですよ。
1:49:47	じゃあ、部屋の排気ダクト要らないのっていう話は、
1:49:53	そうかそういうことから集まってくださいね。
1:49:57	気相部のタンク内脳負圧っていうのは、この排気ダクトでやります水防しろ、水滴棒、漏えい防止つつがない等、
1:50:09	そもそもそのタンク須貝新居。
1:50:15	水滴とかガスが出ちゃいますわと、そうしたときにはこの部屋の排気ダクトがないと、何か取り出し作業したときに外に出ちゃいますよねえ。
1:50:25	てことか。
1:50:26	てことでいいんですけど。何となく理解できます。
1:50:35	だから悪魔D。
1:50:39	ちょっとあと1個だけ確認したいんですけど、あれこの水滴漏えい防止筒を設置する前は、
1:50:46	タンクの上部って常に開口状態だったんですけど、何か簡易的な蓋はあったんですけど。
1:50:58	中部電力富岡でございます。上部につきましてはコンクリートプラグで蓋をしていたというところでございます。
1:51:04	わかりました。コンクリートプラグで蓋をしていて実際女子を取り出すときに、
1:51:12	取り出すときに、
1:51:14	タンクの中は元から排気ダクトがあります。
1:51:20	あと、
1:51:25	タンクの中元から排気ダクトがありますわと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:28	そこで負圧にしている外への漏えいをシェアしています。
1:51:32	ただ取り出し作業時にそのコンクリートプラグでもともと蓋してた部分から、
1:51:39	ガスとか水滴が出る可能性はあったっちゃうことですか。
1:51:45	中部電力富岡でございます。その認識で相違ございません。
1:51:49	で、その出てしまったものが、さらに外に行かないように部屋全体を負圧管理してましたってことですか。
1:51:59	その通りでございます。
1:52:01	理解できますと。
1:52:13	うん。理解できましたありがとうございます。
1:52:16	とりあえず大丈夫です。
1:52:22	少々マツダ出てもいいですか。
1:52:49	規制庁西内です。了解しますと。
1:52:54	ちょっと今後、多分 28 条とか 30 条と確認する中でいろいろちょっとフゾク関係して、範囲があるので、その時にちょっとそこはまとめて聞くようにします。で、
1:53:04	あと、火災とかの観点でいうと、結局感知消火とかをちょっと今やっている、施工人のバックフィットの方、
1:53:13	と若干関連性が高いのかなと思うので、ちょっと今後、詳細を含めて確認をしていくんですけど、ちょっとまず火災区域区画の設定の部分だけちょっと確認をしたくて、
1:53:25	実際に、
1:53:27	こういう区画区域割り区域割りをしている例ってほかにもあるんですけど。ていうのをまず純粹にお聞きしたくて。要は
1:53:36	完全に分離されている区域を二つ以上まとめて何か一つの区域としている例ってほかにもあるんですけど。ていうのを十分にお聞きしたいんですけど。
1:53:53	自国電力タカキです少々お待ちください。
1:55:24	イトウ四国のシゲマスでございます。
1:55:28	ちょっと思い当たるところで、詳細確認できてないんですけども、
1:55:32	今回のように、貫通もなくて、もう完全に作られてる部屋で同じ
1:55:39	二つの以上の部屋を貸す一つの火災区域とするところは、
1:55:42	伊方 3 号におきましてはないと思われませう。
1:55:47	規制庁西内です。鴫田さん参考にしたかったっていうのがあったんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:53	先ほどの加茂中野も言っていましたけど、火災区域区画として、別 2、分離されてるやつをまとめてやっちゃいけないっていう話は確かに別にどこにも書いてないわけですよ。
1:56:07	そうした時にあとはその後段の発生防止、香田のというか、杭設定した区域に対して実施する火災防護対策の 3 方策が、
1:56:17	その区域設定で適切に実施できるのかどうか。
1:56:20	ていうところが、
1:56:23	結局そっち側で確認をしていく話なのかなあと若干思っていますと、そういう意味では感知消火の部分も含めて、ちょっと確認する必要があると思っていますので、
1:56:32	そういう意味ではちょっと、
1:56:33	河西野瀬公認のバックフィットと関連性あるのでちょっとある程度一緒に話をまとめて聞いていければいいのかなあというふうにはちょっと思っていますと。
1:56:42	いうところちょっと他にそういう同じような状況のものがあるのかないかをもう一度精査いただいているのであれば、それと比較するような形で多分説明いただければちょっとスムーズかなという気はしましたというところでちょっとまずその実績は確認をいただいてもいいですか。
1:56:58	四国電力重松です。承知いたしました。実績確認いたします。はい。その上でちょっと聞きたいのが発生後社員にして、
1:57:06	感知消火もちょっと置いといてですけど、今回区画区域に対する影響軽減の項目での説明って、これ結局やってるのは参事官の空。
1:57:18	大家平気で分離されているかどうかの確認だけでしたっけ。
1:57:22	影響評価ってここやってましたっけ。
1:57:30	四国でなくしてますです。この場所は放射性物質の貯蔵設備になりますので原子炉の高温停止低温停止ではございませんので影響評価は対象外になっております。
1:57:41	規制庁西内です。なのであれですね 3 時間の区域で分離されていることの確認だけ影響軽減対策として実施してるって理解でいいんですよね。
1:57:51	トクマルシゲマスご理解の通りでございます。
1:57:54	規制庁西内です。理解できました。あと結局感知消火どうするかですけど、少なくとも発生防止と影響軽減の観点では先ほどおっしゃっていた通り、機能としては一緒なので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:06	まとめて実施することは特段、何か支障が生じないのかなってという気はしていますのでちょっと引き続きここはまた確認をしていきたいと思っています。
1:58:14	よろしくお願いします。
1:58:19	吉国シゲマスで承知いたしました。はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:58:24	とりあえず現状コメント範囲できます。
1:58:26	というのは、
1:58:27	私も異常なので、
1:58:31	他に何か規制庁が行われますか。
1:58:40	去年から先ほどてんちよっと、6条五条六条のクラス3から3通の話なんすけど1点だけちよっと私の祝電栗田ですけど1エザキ訂正が六条もちよっと読み進めると。
1:58:52	クラスワンツーが基本防護対象で、クラス3は代替設備でやるっていうのが
1:58:58	設置許可本文テンパチテンパチの方から、ちょっとそちらに記載はあるというのを確認しましたんでちょっとざっと見た結果ということで先ほど申し上げたことを言って、訂正だけさせていただきます以上です。
1:59:10	規制庁西内ですありがとうございます。ちょっと正直私も今手元で見ながらだったんですけど、何かぱっと見てあれ。
1:59:17	六条書いてねえなと若干思ってたんです書いてあったんですね。ちなみにページ番号だけ聞いてもいいですかすみません。
1:59:25	焦点はこれです。ちょっと今ページがちよっと出てこないんですけど多分書いてあると思うんですよね。でも、実際に、
1:59:35	詳細2なんていうかエミていくような竜巻とか火山、ちよっと私叩き方やってるところもあってそれを見ていくと、記載はありましたというところでちよっと今ページ番号がぱっと出てなくて、非常に恐縮、施錠しました。うちの方でも確認をちょうとしておきます。
1:59:54	どっちにしたら概要のパワーポイントもそうですし、この補足説明資料のこの表もそうですけど、今どうしているかどうかを明確に書いてもらって、
2:00:04	その上でそれに今回どうなんだっていうようなちよっと文脈で表現いただければより説明したいことが明確にこちらでも理解できるので、ちよっとそういうような形で記載は修正をいただければいいのかなと思っていますよろしくお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:17	はい。はい大嶋た。
2:00:19	はい。そうしましたら現状、コメント範囲は一旦ここまでとして、ちょっと築城を続けて入りたいんですけど、一応、もともと2時間予定でしたけどこれこのまま続けて大丈夫でしたっけ。
2:00:35	四国電力富岡でございます引き続きよろしく願いいたします。承知しました。じゃあ、まず28条から、
2:00:44	簡単に説明いただいてもよろしいですか。
2:00:49	四国電力富岡でございます。そしたら28条から御説明へ進めたいと思います。
2:00:58	資料2の下のページ2-28でございます。
2:01:07	まず最初に28-1イデ設置許可基準規則への適合性というところで、下のページ2-28-1-2でございます。
2:01:23	ええ。
2:01:24	四角で囲っている範囲はですね設置許可基準規則の抜粋でございますので読み上げは割愛させていただきます。その下の部分、適合のための設計方針というところで使用済み樹脂貯蔵タンクは、
2:01:37	独立した区画にも受け漏えいを検出できる設計とすることにより、放射性物質による汚染の視覚拡大防止を考慮した設計とするというところでございます。
2:01:52	次のページに進みまして28-2放射性廃棄物の町道保管料、
2:01:59	というところでございます。
2:02:02	ページめくっていただきまして使用済み樹脂は放射性物質を建設するため、使用済み樹脂槽タンクに長期上してございます。今後の使用済み樹脂推定発生量は
2:02:15	1号及び2号炉の廃止措置終了までの合計約11立米、3号炉につきましては年間当たり約3立米であり、3号炉の使用済み樹脂貯蔵タンクの容量を
2:02:28	77立米
2:02:31	を3基とすることにより、十分な貯蔵容量を確保できるというところでございます。
2:02:38	使用済み樹脂貯蔵タンクの貯蔵の概要と推定発生量を表、第28-1は、2-2表に示してございます。
2:02:50	また3号炉牛尾済み樹脂貯蔵タンクの貯蔵数、浄水予想図につきましては第28-2-1図に
2:03:01	示してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:07	28 条につきましては資料の説明は以上でございます。
2:03:13	はい。規制庁西内です。そうしましたら規制庁側から 28 条に関して何かありますか。
2:03:21	原子力規制庁の中野です。私の方から 28 条の関係で質問させていただきたいんですけども、
2:03:28	まず 28 条の補足説明資料の説明内容の整理の話なんですけれども、
2:03:38	補足説明資料 2-28-1-2 先ほどご説明いただいたところで設置許可基準規則の内容とあとは解釈の内容を抜粋していると思うんですけども、
2:03:52	こちらで要求されているものって、規則本文の中で、1 号の漏えいしがたいもの漏えいの防止ですよねと。
2:04:02	2 号の汚染が広がらないこと、汚染の拡大防止について、あとは、解釈のところで、
2:04:11	将来的に発生する固体廃棄物の搬出量を考慮して貯蔵量とか、管理するようになっていう話が、合計で三つあると思っておりまして、
2:04:22	その中でですね、この以降、その設計方針であったりとか、小部通の 28-2-1 以降の個別の説明であったりとかっていうところを確認するとですね、
2:04:34	まず説明、設計方針のところの説明内容が漏えい。
2:04:41	10 所蔵タンクは独立した区画内に設け漏えいを検出できる設計とすることにより放射性物質による汚染の拡大防止を考慮した設計にするっていう
2:04:52	ここの部分だとまず解釈のところにある、搬出量、
2:04:56	だったり固体廃棄物の発生量かのところを考慮したってところの記載が、まず見受けられない。
2:05:04	出た方を、
2:05:07	その次のページ以降の個別の説明のところに行くと、
2:05:11	増量だったりとかその保管料の考え方ってところは書いてあるんですけども、
2:05:18	漏えいの検出で漏えいし、漏えいの防止、漏えいしがたいものっていうところに対応する内容であったりとか、あとは汚染が広がらない。
2:05:28	ていうところだったりとかって説明が見受けられなくてですね、こういった観点からその要求されているものに対して、説明いただいている内容ってというのがまず
2:05:39	整合してるのかっていうところの考え方をお聞かせください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:47	四国電力富岡でございます。まずすみません資料の構成としましてはですね、
2:05:55	先ほどもおっしゃられておりました3点につきましてでございますけれども、
2:06:02	1点目と2点目につきまして28-1イデオ説明をしていると。
2:06:08	いうところと、3点目につきまして28-2でご説明しているというふうな資料の整理として考えてございます。
2:06:18	原子力規制庁の仲野です。今のご説明、
2:06:24	もうちょっと、
2:06:26	確認なんですけれども、28-1で、漏えいしがたいものの汚染広がらないもの。
2:06:34	ていうところの説明は、設計方針2、28-1-2の設計方針の
2:06:42	ここの三行で完結しているっていう理解でよろしいですか。
2:06:50	四国電力富岡でございますその通りでございます。
2:06:59	原子力規制庁ナカノです少々お待ちください。
2:07:04	減少規制庁ナカノです。図書、お待たせいたしました。
2:07:09	28-1のところ規則本文の2点について説明してるということは一旦理解しまして、
2:07:20	ここに関連してなんですけれども、
2:07:25	28-1-2のところ記載いただいている適合のための設計方針で産業界でいただいていると思うんですけれども、
2:07:33	こちらについてキキョカーの内容と、
2:07:37	確認した時にですね、既許可の内容、
2:07:42	Aと記載いただいている内容だと。
2:07:45	使用済み。
2:07:46	タンクに貯蔵する。
2:07:49	へえ。
2:07:51	使用済み樹脂がタンクに貯蔵するもの。
2:07:54	とするが補助に減衰させた後にセメント固化とともにドラム缶詰めも可能なようにすることっていうような、このドラム缶詰めの話がもともと書いてあったと思うんですけれども、
2:08:09	今回記載いただいている内容だと、ドラム缶詰めの話がなくて、逆に漏えいを検出できる設計とすることによりっていうので、
2:08:20	こちらについてはその休館にもともと記載がなかったように、
2:08:24	等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:26	確認しているんですけどもこういった企業カーの文章から今回、
2:08:32	その設計方針の文書で記載を一部変わってるようなところが見受けられてですね、これって今回タンクのCを増設するだけなので、
2:08:42	基本的に考え方が変わるものではないのかなっていうふうに思っはいるんですけども、ちょっとこちらの、その記載の変更の内容について説明をお願いします。
2:09:13	四国電力富岡でございます少々お待ちください。
2:09:20	現状規制庁ナカノすみませんちょっと先ほど申し伝え忘れたところがあったので1点補足なんですけれども、
2:09:26	今回申請書を出していただいている中で、出していただいている、今回の申請書の添付8の中でページの、
2:09:35	8の(3)の1-11、
2:09:37	の設計方針。
2:09:39	と、
2:09:41	8の(3)の7-1の主要設備についての説明の記載っていうのも、先ほど私が申し上げた許可の記載と今回の設計方針の記載っていうところで、漏えいの検出と、セメント固化の
2:09:58	要素二つの要素が
2:10:01	それぞれあたりなかつたりってところが
2:10:05	出てましてちょっとそちらについても
2:10:08	あわせて、
2:10:10	ご回答いただけると幸い、ご説明いただきますようお願いいたします。
2:10:23	四国電力本店でございます。ちょっと申し訳ございませんページ数をもう一度ちょっと確認させていただきます。
2:10:29	はい。
2:10:32	今回の申請書の添付の8の、
2:10:36	は、
2:10:37	8の(3)の
2:10:40	1-11。
2:10:44	こちらの設計方針と、
2:10:49	8-(3)-7-1。
2:10:54	の、主要設備についての記載ですね。
2:11:05	四国電力本店でございます。承知いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:01	あ、すみません私いたしました四国電力の井手と申します。すみません長らくお待たせいたしました屠畜場の下記載についてですねちょっと工事ゴトウに条文に適合している内容を記載するの。
2:23:15	という思いで、今回このような記載をさせていただきました。で、今ご指摘いただきました内容ですねまず、本文の1の逐条のところに書いてるのが本文の7-1のページないというところなんですけれども、
2:23:30	もう一度細かく確認をいたしますが、液体廃棄物のところに漏えいのあたりは書いていたかのございますので、ちょっとそちらの方をもう一度確認いたします。で、
2:23:40	あと、おっしゃられておりました逐条の書き方ですね、についてもちょっと一度持ち帰らせていただきまして整理をさせていただければと思います。以上です。
2:23:54	原子力規制庁なるので、ここ、ちょっと確認ということで承知いたしました。衛藤。
2:24:01	まず、屠畜場の書き方のところはそういう次についてということで一旦、
2:24:07	置いておいてなんですけれども、具体的な対応の面で28条のところで確認したいんですけれども、
2:24:18	その適合のための設計方針で、今、その論点に挙がってる漏えいを検出できること、できる設計であることにより放射性物質による汚染の拡大防止を考慮した設計とするっていうふうに記載があるところで、
2:24:32	漏えいを検出できる設計で、漏えい検出できる設計であるっていうところが、その汚染の拡大防止にどういった寄与をするのかなっていうのがちょっと引っかかってまして。
2:24:45	漏えいを検出した際に、その具体的にどういった作業をして、汚染の拡大防止、
2:24:51	に当たるのかっていうところを
2:24:55	説明いただいでよろしいでしょうか。
2:25:39	四国電力富岡でございます。ご質問につきましては認識いたしました。ちょっと確認をさせていただきたいのでご回答とさせていただきます。
2:25:52	原子力規制庁の仲野です。承知いたしました。そうしましたら今質問させていただいた漏えい検出の対応がどういうふうに当選拡大防止に寄与するのかっていうところ実態上の運用に近い話なっちゃうかもしれないですけども、
2:26:08	そちらの対応についてと、あとはさっき一番最初に私の方から質問した、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:14	せ、一番最初にですね、すみません 2 番目に質問した、
2:26:19	屠畜場の設計方針の記載の方法っていうのが規制強化の内容と、例えばセメント、
2:26:29	高架だったりとかっていうところの差異があるところについての説明っていうところは、改めてご回答いただくようお願いします。
2:26:39	小電力トミオカでございます承知いたしました。
2:26:49	規制庁に周知ですけど、
2:26:52	ちょっと続けて聞きたいんですけど、先ほど言ってさんがおっしゃった、
2:26:58	何か漏えいを検出できるっていうのが何か気体廃棄物のところに何かちらっと書いてあるみたいなことをおっしゃったように聞こえたんですけど。
2:27:09	そういう意味では、ちょっとまず確認したいのが、
2:27:12	今回申請している設備って、固体廃棄物処理系の一部ですよ。
2:27:17	鳥飼。その理解でいい。間違ってます。合ってます。
2:27:21	四国電力富岡でございます固体廃棄物処理系でございます。
2:27:25	はい。なので規制庁ニシウチですけど液体廃棄物系の話は、今回、関係ないので、何かそこに書いてあったって意味がないと思ってますけど、それは理解やってますか大丈夫ですか。
2:27:36	ちょっと最初からすれ違っているといふあれなのでそこだけ念のため確認しておきたかったんですけど、先ほど何か液体廃棄物オクで書いてあるというふうになんかおっしゃったような趣旨が理解できなくて、書いてあったって関係ないでしょっていう気がしてるんですけどっていうのがちょっと今気になってたんですけど。
2:27:50	イメージ合ってますかね大丈夫ですか。
2:27:53	四国電力の井手でございますご指摘の趣旨理解いたしましたそちらも含めてですね、もう一度整理して説明させていただきます。以上です。規制庁西内です。了解しました共通認識取れてれば大丈夫です。
2:28:07	衛藤。
2:28:09	あともう一つは今回の工事の内容に応じて書きますっていうふうにはおっしゃっていたものの、今回の申請書の本文を、
2:28:21	ご覧いただきたいんですけど、
2:28:25	もう 1 ページしかない 11 ページですね申請者の部分ですけど、
2:28:29	今回あくまでまず本文が申請内容ですよ。それに対する添付書類だと思うんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:35	本文でどう書いてるかっていうと、使用済み樹脂貯蔵タンクの容量をこう しますっていう変更ですよ今回、
2:28:43	実際にやったような増設で新しいものをつけるだからABの改造しないで、 Cのタンクを増設するっていう工事っていうことは理解できるんですけど、 本文上は、使用済み樹脂貯蔵タンクの容量の変更っていう申請 内容なんですよ。
2:28:59	それを踏まえると、この添付書類は、使用済み樹脂貯蔵タンクのいわゆる ABも含めた設計方針として説明されないと本文の申請する内容と整 合しないと思うので、そういった部分も含めてちょっと整理して説明をい ただければと思うんですけど。
2:29:14	お願いしたいこと伝わりましたでしょうか。
2:29:20	要は本文、本文の申請内容に照らした添付、
2:29:24	そして説明をいただきたい。
2:29:26	今回だから新設する部分だけの説明だと、本文とそもそも生ちょっと合 わないと思っているっていうのが今私が言いたかったことなんですけ ど。
2:29:36	理解いただけますかね。
2:29:40	四国電力富岡でございます。ご指摘の件承知いたしましたそのように資 料作成進めたいと思います。
2:29:48	はい。規制庁西内です。
2:29:51	そういう意味では、ちょっとあと1個だけ先に聞いておきたいのがです ね。
2:29:56	ちょっとまとめ資料上は今書かれてない部分なので申請書上でいきま すけど、
2:30:01	申請書の
2:30:03	添付8-7章ですかね。
2:30:08	の固体配給処理系のところだと。
2:30:11	まずちょうど使用済み樹脂は、タンクの中に貯蔵しますよう、って話があ って、その中にそのあとにドラム缶詰めできるようにもしますよ。
2:30:22	ていう話があると思うんですけど。
2:30:24	ちょっとそこがあんまり私今理解ができてなくて、
2:30:28	具体的に今日の資料2の、
2:30:32	1-9ページ。
2:30:36	使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成記載してもらってるじゃないで すか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:42	これの樹脂貯蔵タンクのときに、何かしらそういう系統も、
2:30:47	受けているんですか、今いないって理解でいいんですよね。
2:30:55	9 電力の入れてもごさいます。えっとですね今はそのように具体的に固 形化できる装置と繋がっているわけではごさいませんが、3号には攻め は、濃縮廃液等を固化するためのセメント固化装置というものが、
2:31:11	ごさいます将来こちらの方で、固化することも可能なような設計にする という考えで、設置許可の方には記載してごさいます。ですので具体的に 今その装置等使用済み実証タンクが、
2:31:25	繋がって固化できる状態にあるかという、それは現状ではないですけ ども思想としては入っているという答えになります。以上です。
2:31:35	規制庁西内です。ただ、今、許可で取っている範囲の途中だって理解を すればいいんですかね。
2:31:48	四国電力の井手でごさいます。途中という、そういう設計で考えており ますというところを記載させていただいております。以上です。規制庁西 内です。ちょっと1個だけ同じページ見て話をしたいんですけど。
2:32:03	ちょっと刊本の方、許可の刊本の方にありますけど、
2:32:08	許可の添付資料8の、
2:32:12	7-17 ページ。
2:32:16	のところに放射性廃棄物廃棄施設の系統図っていうのが載ってると思 うんですけど。
2:32:22	第7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。
2:32:29	すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけど イメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使 用済み樹脂、この
2:32:39	図4、今回の1-9で言うところの図4の使用済み樹脂貯蔵タンクの概 略系統構成あるじゃないですか。
2:32:46	そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として7-1- 1-1の7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら7-1-1 図の方だ と。
2:32:58	そのタンクからさらに
2:33:02	ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、
2:33:06	今はまずなっていないって理解でよかったんですよね。
2:33:11	四国電力井手でごさいます図面の方確認いたしましたはい

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:16	フロー図といたしましては、使用済み樹脂貯蔵タンクのをドラム名装置の方で処理できるフローになってございますただこれは市設計思想といえますかというものでございまして、
2:33:29	実際に装置が今、このようになっているかという、つないではないと、その近くまで配管を持っていったんですけどつないではないという状況でございます。以上です。
2:33:40	規制庁西内です。なのでちょっと私の最初の1の最初の方の質問に戻るんですけど、
2:33:47	許可を今とってる範囲っていうのは、このドラム名装置に最終的には接続するような形で許可を取っているけども、
2:33:57	今そこに至る、ちょっと前段階というか途中段階だみたいなそういう理解をすればいいものなんですかねちょっと理解が違いますか。
2:34:05	四国電力の井手でございますそういったご理解で問題ございません。以上です。
2:34:13	季節ニシウチです。了解します。
2:34:17	と、
2:34:20	なるほど。
2:34:22	ちょっと正直な話なんですけど、あんまり私あれなんですよね、許可を取っていて。
2:34:31	基本的にはその許可の通りに、現場ってまずなっているものだよなっていう頭があって、何かあんまりここまで長期間っていうんですかね。
2:34:42	許可で思い描いた通りの許可の絵姿の通りになってないっていう例をあんまり私知らないんですけど、
2:34:50	他には何かこういう状態のステータスのものって結構あるものなんですかね。
2:34:57	要は許可を取っているけど、まだ途中段階で、ちょっとまだ具体的にこうするせ、めども立っていないものっていうちょっと言い方が乱暴かもしれないんですけど、そういうステータスなものってほかにもあるんですかね。
2:35:23	ちょっとお待ちください。すいません少々お待ちください。
2:35:41	あ、すいません四国電力の井出でございます。遠い。今おっしゃっていただいたもの、ようなもので、今思いつくものはないんですけどもすみません全くないかと言われると、全部見れてはいけませんけども、
2:35:54	ぱっと思いつくものがはございません。以上です。
2:35:59	規制庁西内です。今後具体的にまた、そもそものこの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:05	設計方針の記載とか、見直した際にもう少し具体的に確認できればいいかなと思いますけど。
2:36:11	ちょっと一番気になってるのか。
2:36:14	結局、
2:36:16	接続するって言って許可取りましたと、といいつつもずっと接続しないような状態になっていたとしてですよ。
2:36:23	じゃあ何カー。
2:36:24	適合性基準への適合性の観点で影響し得るかっていうと、
2:36:31	結局だから、書状外、
2:36:36	今の資料 2 でいうと 22-28-1 の 2 ページ、要求事項を書いていますけど、
2:36:44	会社空に要求しているまさに被要求事項等、ちょっと関係すると思うんですよ。要は結局、廃棄物を貯蔵する施設っていうのは、
2:36:56	施設から発生する発生量、あとは搬出量、これから処理量とかと同義だと思いますけど、
2:37:03	今回で言うところの要はドラム詰め装置に行くような量を考慮して、ちゃんと貯蔵管理できることをいう。
2:37:09	ていうところに結局関連すると思うんですけど。
2:37:12	そういう意味だ等、
2:37:14	この 2-2 ページ、28-2-2 ページと 2-3 ページの方で、具体的な推移を想像書いてるんですけど。
2:37:23	ちょっとここでもう少し聞きたかったのがですね。
2:37:25	12 号はもう廃措置計画を提出いただいている、具体的なもう計画っていうのが今後見えてますよ。だから廃止措置終了までの合計の推定発生量が書いてあるんですけど、
2:37:36	3 号炉って、これって、いつまで発生し続ける想定なんでしたっけ、要は具体的なこれ廃措置とかまでの量はまだ入ってないって理解でよかったんですよ多分イメージ的には、
2:37:50	四国電力の井手でございます。はい今のご理解の通り 12 号につきましては廃止措置に入りましたので、廃止措置が終わるまでの合計発生量が、推測はできるということで書かせていた合計量ということで書かせていただいております。
2:38:04	3 号につきましては運転年数が何年になるかというところはまだわからないところはございますけれども、至近の発生量今後の取替計画等を

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	考慮いたしまして、年間発生量が 30 名というふうに推定してございます。
2:38:18	今後どれぐらいいいということになりますとタンクの有効容量と発生量を考慮して一定期間ある程度の貯蔵能力は有することになると、今回増設することで、
2:38:29	有することになるというふうに考えてございます。以上です。
2:38:34	規制庁西内です。
2:38:38	李琉央です。ちょっと今まさに説明の中で言った一定期間っていうところだけもう少しお聞きしたいんですけど、
2:38:49	これそもそもなんですけど、
2:38:54	待ってくださいね。
2:38:55	発生量が、この廃止措置の段階に移ったほうが発生量が多くなるっていう理解でいいんですよね。
2:39:05	四国電力の井出でございます。発生量が多くなるといいますか、これもこれから廃止措置が終了弊社の場合型 1 号 2 号、40 年間の廃止措置を考慮考えてございまして、
2:39:18	その 40 年間で発生する量、今まで発生したのを除いてはございますけれども、という量で記載させていただいておりますので、年当たりにする versus 単純平均とはなりませんけれども、廃止になった方が少ないというふうには考えてございます。
2:39:36	規制庁西内です失礼します。ちょっと単位を間違えてました。そっからこっちは 5 ケースなんですね理解しました。
2:39:44	どう、
2:39:45	そういう意味でいうと、12 号の廃止措置終了までの合計はもう推定ができていて、
2:39:53	今後継続的に年オーダーで増えてくのは
2:39:57	3 号の運転の分だけだと思んですけど、これ次のペイジー。
2:40:03	予想図の方だと、ちょっとヒンズー情報になっているので、ちょっと具体名年度とかも避けますけど、
2:40:11	これまず、今、語って、運転開始してから何年目だったんですけど今年でいいんですけど、
2:40:19	7 歳の炉でしたっけ。
2:40:21	へ伊方 3 号機平成 6 年の 12 月に運開してございますので、今平成でいうと 3、8、28 歳。
2:40:31	28 年程度、平成 6 年から現状までということになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:38	規制庁西内です。了解しました。ちょっとだけ待っていただいてもいいですか。
2:41:26	規制庁西内ですけど、若干、
2:41:32	機械的にですよ、機械的に、
2:41:34	今の法体系上、40年、
2:41:39	向江太郎って、20年間運転延長できるっていう法体系になってますけど、それを踏まえて最大60年やるとしたときに、
2:41:47	に考えると、
2:41:49	若干有効容量が足りないような気もするんですけど。
2:41:54	機械的に単純に単純に計算するとですよ。
2:41:57	その部分は、これ例えば今回の申請書にも書かれてる本文事項ですけど、必要がある場合には増設を考慮するっていうことで、先ほど説明の中でもあったような一定期間、当面の間の
2:42:10	貯蔵容量として十分であるっていうことで、申請をされているもので理解をすればいいんですかね。
2:42:18	四国電力でございますはいその通りのご理解になります。増設も考慮すると書いてございますけれども、将来的にはですね処理する装置なんかを検討いたしまして、そういったものの具体的なればまた設置許可の変更ということも、
2:42:33	一つの方法として考えて、そちらの方を考えたいとは思ってございます。ただ今の段階では、タンクを増設して当面の間の容量は確保できるというところまでが申請の対象になってございます。以上です。
2:42:48	規制庁西内です。ただ二つあって、
2:42:54	いわゆるBのタンクを設置したときの説明であれば、増設スペースもあって、何か増設も考慮するっていうのは何か理解できるんですけど。
2:43:06	マツモトって今増設考慮してるんですけど。
2:43:09	何か考慮されている節がまず施設設計的にあまり感じられないんですけど、まずここはあるんですけど。
2:43:18	四国電力の伊井でございます現時点でさらに増設するということは、考慮してはございませんですけども記載上としては、そういうことも書かせていただいているというものです。以上です。
2:43:31	規制庁西内ですけど。
2:43:35	おそらくこれは推測ですけど、私が当時書いたわけではないので、
2:43:40	これ当時要は、建設時にBのタンクを敷設したときに、こう書いているのは、本当に増設を考慮したからだと思うんですよ。増設するスペース

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	が明らかにあいているので、何か施設状況的にはそれは理解できるんですけど、
2:43:55	今お話いただいたように、ないのに書いているのはあまり理解ができません。
2:44:00	とまず思っていて、
2:44:02	どちらかというと、
2:44:05	今後、そういった処理設備を折衷する計画とするっていうような話がもうあってしかるべきなんじゃないかなっていう気はしますが、ちょっとまず、一応お聞きした話は理解したので、
2:44:16	ちょっとまたちょっとまずそういった説明がわかるように記載をいただいた方がいいかなという気はまずしましたというところがまず現状ですかね。ちょっとそもそも 28 条は何か適合方針設計方針の部分からちょっといろいろと見直されると思いますので、
2:44:29	ちょっとあわせて今お伝えしたような部分を含めてちょっと整理して説明をいただければいいのかなと思います。
2:44:38	すいません、四国電力で承知いたしましたこの増設につきましてはですね定特ではないですけれども固体廃棄物の辺りににつきましては貯蔵庫についても同じような記載をしていたりということもありまして、
2:44:50	はい。その辺も踏まえてですね今回記載をさせていただいたところでございますけれども全体を通して社員整理させていただきます以上です。
2:44:58	はい。規制庁西内です。
2:45:02	城東区って言いたいお気持ちもわかるんですけど、何か今の説明みたいに、もうライン増設する予定はないんですけど、書いてるんですけど言われると、
2:45:13	とても受け入れられる説明ではないですよ。なんで変えてるんですけどつけっという疑問が生まれるのは当然だと思うので、もう少し多分そこら辺の表現ぶりを、
2:45:23	見直しいただければいいのかなという気はしましたが、ちょっとまずは全体的に整理いただければいいのかなあとは思いました等で、ちょっとすいません二つを聞きたい事故があってそのもう一つの方なんですけど、
2:45:34	衛藤。
2:45:36	あ、ごめんなさいちょっと受振使用済み樹脂の処理のイメージがちょっと私が湧いてなくて、ドラム缶詰めするものと思っていいんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:46	四国電力の井手でございます。処理の仕方にはいろいろアクションございますけれども、当社が今設置許可の方で書かせていただいているのは、セメントで固めてドラム缶に詰めるというやり方を将来考えるというところを書かせていただいております。
2:46:03	以上です。技術的には他にもございますけれどもはい書かせていただいているのはそちらになります以上です。
2:46:11	規制庁西内です理解しますと、ちょっとこれは仮定の話なので、何かそういうイメージであって言えば、
2:46:20	ちょっと教えて、イメージだというかだけ確認したいんですけど。
2:46:23	だから仮にですけど、今許可に書いてるような、セメント固化してでも缶詰するような、
2:46:30	施設設計をする場合には、もう許可でそういう旨は書いているので、
2:46:34	そこから変更がないのであれば基本的には工認からやるようなイメージでただその処理報告がそもそも変更するのであれば、許可からやり直すイメージとそういうりかいいをざっくりしていいものでしょうか何かイメージが今の時点で違いますか。
2:47:05	電力の井手でございます。今ご質問いただきました点で、まず、二つ目のもし何か入れればというところにつきましては必ず設置許可から取り直しに処理設備として、
2:47:15	取り直しになるというふうにご考えてございます。で、一つ目のセメント固化をする場合ということでございますけれども、もう一度既許可の記載内容を見、確認よく確認する必要があると思うんですけども、現在の許可の範囲で処理できるのであれば、
2:47:32	ご認識の通り工認からスタートということもあるのかなと思っております。以上です。規制庁西内ですありがとうございます。
2:47:40	そういう意味ではちょっと後は今回申請で、
2:47:44	結局何を確認しなきゃいけないのかにもかかってくるんですけど、要は今の挙カーテンパチの記載ってドラム詰めできる。
2:47:54	すいません。
2:48:00	ドラム詰めも可能なようにするっていう、なんか若干他の部分の記載とは若干、
2:48:06	程度感が落ちる記載になっていて、
2:48:08	ちょっとまた整理して説明いただきたいんですけど、要は、そもそもこれドラム詰めするラインで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:16	許可を取っているものなのか、そういう設計思想っていうところだけ許可をとっていて、要は
2:48:22	もうドラム詰めできないような何か系統構成にはしませんとか何かそういうような宣言だけなのか、ちょっとそのイメージだけもうちょっと理解がちょっとおよんでない部分があるので、ちょっと今後また 28 条の関係で、お聞きをできればいいかなとは思っています。
2:48:38	承知いたしました。今の趣旨を踏まえて整理いたしておきます。以上です。
2:48:43	はい。
2:48:45	要は、
2:48:47	先ほど私が言ったような、今途中段階なので、別にドラム詰めの話は今回は特段、
2:48:55	出てこないんです。
2:48:57	ていうことであれば、そもそもテンパチとか設計方針も書かれないのかなっていう気もしてますし、一方で、そういう設計思想であることまでを、申請しようとしているのであれば、
2:49:07	それは、は、今回のその系統構成とかにどう反映されてくるのか、ていうところがちょっとよく理解が及ばないなあというところがあったので、引き続き確認をできればいいかなとは思っています。
2:49:21	はい。衛藤。とりあえず現状以上。
2:49:26	なあと思います。少しだけを間違えてもいいですか。
2:51:00	規制庁西内ですお待たせしますし、あと衛藤 28 条は、一旦今日の時点ではここまでにしたいなあと思いますと。
2:51:11	で、続けてよければ 30 条の方を説明いただいてもいいですかちょっと時間が結構過ぎてますけどそちら大丈夫でしたっけ。
2:51:26	程度じゃ、
2:51:28	植林カトミオカでございますそしたら 30 条の方に移らせていただきます。
2:51:48	四国電力三島です。私の方からご説明させていただきます。
2:51:56	まだ 30-1 基準規則への適合性につきましては、
2:52:01	設計方針として設計基準対象施設ある使用済み貯蔵タンクは放射線業務自社における汚染量を低減できるよう、遮へい機器の配置。
2:52:12	構成物の防止等ホンセイ防護の措置を超えた設計とするとさせていただきます。
2:52:18	引き続きまして 30-2、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:21	放射線からの放線業務従事者の防護につきましてですけれども、写生設計といたしましては、
2:52:28	白炭長タンクの遮へい設計は、保全業務者等における線量等量が法令に定める線量当量限度を超えないように設計します。
2:52:36	具体的な保全業務者等の間、関係各場所の立ち入り頻度、潜在理科、滞在時間等を考慮した上で、
2:52:43	本選被ばく線量が十分に安全に管理できるように、32-1 に示す遮へい設計基準を満足する設計します。
2:52:51	使用済み貯蔵タンク室は第 4 コースとして設計し、また中積みシタンク室前の通路を第 2 区分とするため、遮へい器を設け、第 2 区分の設計基準線量率であるA. 01mSv以下を満足するように設計します。
2:53:07	都築、1 ポツに、使用済みちゅ次長檀久野は 1 ニイツにつきまして沈み述書断固は、
2:53:15	施設の使用済み書をタンク同様にしよう。
2:53:17	済み樹脂貯蔵タンク室内に配置する設計とします。
2:53:23	30-2-3 につきましては、図面にタンクをマルつけているわけでございます。
2:53:28	遮へい設計の評価についてですけれども、現状の炉心状況に基づき算出した使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度を用いて、
2:53:37	壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認します。
2:53:43	評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。
2:53:47	評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、
2:53:53	外の点、及び南側社へ併記。
2:53:57	以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通りです。
2:54:09	評価結果につきましては、
2:54:12	図第 32-3 の表に示しておりますが、ABの下線量率は第 2 区分の設計基準線量率ある 0.01mSv以下を満たしております。
2:54:24	家族等に関する遮へい設計についてですけれども、所属長残業室前通路の第 2 区を満足するため開口部または
2:54:32	貫通部必要に応じて法制、漏えい防止措置を講じ設計とします。
2:54:37	管理区域の設定につきましては、タンク室及びタンクMatsu'uraすべて管理区域とするとしてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:46	ご説明以上になります。
2:54:51	はい。規制庁西内ですそれでは規制庁が何か確認ありますか。
2:54:57	原子力規制庁の仲野です。今ご説明いただいた 30 条の中で私の方から何点かご質問させていただきたいと思うんですけれども、
2:55:07	まずこの 30 条の
2:55:10	全体的な説明の話なんですけれども、
2:55:14	まず、こちらの 30 条の要求事項、
2:55:18	そして確認なんですけれども、こちらと従事者の立ち入り、従事者の被曝線量。
2:55:26	の管理だったりとかそういったところを要求しているものと認識しております、
2:55:35	あくまでその放射線業務従事者の被ばく線量が低減できる設計であることっていうものを 30 条要求しているものだと考えておりますので、その観点で見ますと、今回の説明の中で、例えば、2-30-2-2、
2:55:50	の遮へい設計のところ、
2:55:53	で、1 ポツ 1 の遮へい設計ですね、こちらの、
2:55:58	2 段落目、具体的には放射線業務従事者等の立ち入り頻度だったりとか滞在時間を考慮した上で
2:56:07	被ばく線量が十分に安全に管理できるようになっていうふうに記載があるんですけれども、
2:56:12	まず、こちらの立ち入り頻度だったりとか、その滞在時間であったりとかそういったファクターについての説明はなされてないかなというふうに理解しています。
2:56:24	で、
2:56:25	そうするとですね、
2:56:28	今回の説明すべき点として被ばく線量の低減ができる設計であるっていうところを評価する上で、そういった立ち入り、
2:56:38	の頻度だったり時間とかっていうものがないと、
2:56:42	いうところだと
2:56:44	被曝線量をどういうふうに評価してるのかなっていうところのファクターが足りてないんじゃないかなというふうに、
2:56:52	思っておりますってところがまず 1 点あるのと、あとは評価の結果のところなんですけれども、
2:57:00	今回評価結果で出していただいているところってというのが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:08	と、2-30-2-5 のところですね表第 30-2-3 表の評価結果のところ で、線量率の評価結果っていうのが、
2:57:19	第 2 区分以下になっているので
2:57:22	満たしてますよっていうふうな説明があると思うんですけども、
2:57:26	ももとの要求事項を踏まえると、こちらっていうのは、
2:57:31	先ほど何回か申し上げている釣り品だったりとか工夫時間を考慮した、 その作業従事者の方の被ばく線量を想定したものが、法令元法令の線 量限度、
2:57:44	を下回っているので、
2:57:48	適用しているんですけどっていうような説明になるんじゃないかなっていうふ うに考えてまして。
2:57:54	その全体的なその説明の方針っていうのが何かちょっとパッケージとし てどうなのかなというふうにちょっと引っかかっているところがございます けれどもちょっとこの部分について、説明をお願いします。
2:58:08	三嶋です。
2:58:10	おっしゃる通り法令の線量限度を下回るような、設計とするために遮へ い設計基準を設けてございまして、
2:58:19	そのあたりの遮へい設計区分 2 であればこういうものと、4 であればこ ういうものと、ちょっとそういった説明を追加させていただいて、なので 2 であれば問題ないですよと、そういった趣旨の説明を
2:58:32	変更者と考えてございます。以上です。
2:58:37	原子力規制庁の中野です。そうですね最終的な評価する、
2:58:42	評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明 の道筋っていうものを補足いただければ、
2:58:50	いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願 いします。
2:58:59	塩入ミシマでしょういたしますと、
2:59:02	はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、
2:59:07	今回の遮へい設計の評価点のところちょっと確認なんです、
2:59:15	現在説明資料の中で、
2:59:18	説明いただいている評価点っていうのが、増設するタンク、
2:59:22	の A 棟、
2:59:24	新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキ ーの A、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、
2:59:37	説明がいただいていると思うんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:41	こちらって衛藤。
2:59:43	前々からの説明で使用済み樹脂の移送ラインとかがタンク室の上部にあって、
2:59:50	そこから移送する作業もあると思うんですけども、そういった作業を踏まえた状況、そういった作業を踏まえても、
2:59:59	AとBの2点だけで評価する、すればよろしかったんでしょうかっていうのがちょっと確認です。
3:00:08	ソウシツーについてもその評価する必要がなかったのかなっていうところをちょっと確認させていただければと思います。
3:00:15	四国電力三嶋です。土肥喪失につきましてはこのSRSTの常会になりまして、こちらもともと遮へい設計区分が4と。
3:00:24	こちらの4については変更ございませんので、変更となる、従事者が立ち入る可能性がある。
3:00:31	今までいろいろ変わるところの、イオン化になるところでご説明をしてると、そういった趣旨でございます。
3:00:44	原子力規制庁の仲野です。すいません今ご説明いただいたところちょっと私がまだ理解しきれてなくて恐縮なんですけれども、
3:00:52	ソウシツーについては4から2になるっていうのはその区分が変わるっていう理解でよろしかったでしたっけ。
3:01:00	思考力ミシマすみません4から変わりませんと、リソースについては4のままコンマ15ミリシーベルトパーアワーを超える区域ということから変更ございません。
3:01:13	原子力規制庁ナカノです。4から変わらないということですね。そうしますとちょっともう1点なんですけど、その変わらないっていうことを踏まえて、評価しないっていうようなところ。
3:01:26	ノーマル軸になっていくのかなと思うんですけども、一方で、タンク室前の通路ですね今回のABが該当すると思うんですけども、
3:01:36	もともとこちらの通路のABの範囲についてもこちらはもう、
3:01:42	区分2で、
3:01:45	考えられてたものから変わらないと思うんですけども、こちらが変わらないのに対して
3:01:51	リソースも変わらないっていうところでどういった、その比較があって、
3:01:57	磯です。
3:01:58	の評価が必要ないっていうの、
3:02:01	お考えなのか、説明をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:02:05	施工電力もします。区分 4 以上の区分はございませんといいところで移送室の区分 4 は変わらないといった形になります。
3:02:19	原子力規制庁の仲野衛藤。
3:02:21	今のご説明は、もう上限値である区分 4 にすでになっているから、新たに線源
3:02:29	になるであろうタンクのCが置かれていても、それ以上の区分になるものではないから、評価しないとそういう理解でよろしかったですか。
3:02:38	そういった趣旨でございます。
3:02:46	原子力規制庁の仲野です。承知いたしました。
3:02:49	少々お待ちください。
3:02:56	衛藤規制庁ニシウチですけど、
3:03:00	ちょっとそもそもの話から、もう 1 回聞きたいんですけど、最初に多分仲野が聞いた話若干関連するというか似たような話なんですけど、
3:03:10	そもそもまずこの条文に対しての設計方針の説明しなきゃいけないのは、業務従事者が受ける線量が、
3:03:21	十分低減できるかどうかって話でいいんですよね。
3:03:28	圧縮で 6 ミシマです。ご認識の通りと思っております。
3:03:33	規制庁西内です、そうしたときに、今、
3:03:39	補足説明資料の 32-30-2-2 以降で説明いただいているのって、管理区域の区分をこれにしますっていう説明をすごいいただけてますよね。
3:03:49	でも、冒頭とかで説明いただいているように、結局この、例えば管理区域 4 区分に設定してるタンク室の中で、
3:04:00	具体的に想定してる作業ってほとんどないわけですよね。
3:04:04	だからその具体的に、どれくらいの工数の作業を見込んでいるのかこれ単位がパワーじゃないですか。まさに管理区域の区分って、
3:04:13	だからこの
3:04:15	各管理区域に対して具体的に想定しているような作業がこれくらいの時間交通なので、50 マイクロ浅井ちょっと単位を示しましたが、線量限度、
3:04:27	観点で問題ないんですけどっていう説明。
3:04:31	が、何か来るものなのかなっていう気はしてたんですけど。
3:04:36	そこのイメージが若干違いますかね説明しようとしている。
3:04:40	今は管理区域の区分の説明をひたすら一生懸命されてるんですけど、そもそもの従事者の線量限度っていうところのアプローチがあんまりよくわかってない、理解できてないんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:04:53	四国電力三嶋です。おっしゃる第 2 区分が定期的なパトロールとかで立ち入る区分ということで、
3:05:01	Ⅱ、通常ですね従事者の勤務時間、年間 2000 時間を考慮したとしても、線量限度、年間 50mSvを超えないような区分として、もともと第 2 区分を設計してございます。
3:05:14	なのでもともとある遮へい設計区分をきちんと満足する設計すれば、
3:05:20	その線量限度を超えない設計できると、そういったことになろうかなと思っております。第 4 区分につきましては、
3:05:28	おっしゃる通りコンマ 15mm米%を超えるということで線量限度には、すぐに達してしまうんで、そういったことがないように中出作業をしないように、
3:05:38	遠隔で操作的、他のバーをつけているとか、そういったことになるのかなというふうに考えております。以上です。規制庁西内ですやっとな理解できてきました。だから遮へいあご管理区域区分の 1234 が、
3:05:53	そういう制限をするような管理区域なんだっていう理解をすればいいんですね。
3:05:59	四国電力石橋ご認識の通りです。わかりました。であれば、やっぱり説明がいろいろ足りていなくて、まずその説明が抜けているのでわかりませんわというところ。
3:06:10	がありますよね。
3:06:12	その次に、例えば第 2 区分のところは、1 日 8 時間の法廷時間ですかね、で多分計算をして、50mSvを超えないようにします。
3:06:25	第 4 区分というのはそもそも立ち入らないっていうことを原則とした区分ですっていうことであれば、今回の使用済み樹脂貯蔵タンク室と、ちょうどタンク室前通路を、そういうような、
3:06:37	設計にしていますっていうことの説明をここでしなきゃいけないですよ
3:06:42	ね。
3:06:42	で、それと含めて、今回、管理区域をこういうふうに設計遮へい設計することで管理区域設定できるので大丈夫なんですっていうワンパッケージだと思っていて、
3:06:52	今お伝えしてなんか大きく三つ項目あったと思うんですけどそのうちの二つが抜けているので何かよくわからないっていうのが今の状況なんですけど。
3:07:00	こっちが理解できない部分って、ご理解いただけましたか。
3:07:07	思考力ミシマです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:07:08	先ほどのちょっと触れているというか、2-32-2のところの1ポツ1が遮へい設計区分間区分の表の下に書いてる、
3:07:20	そういう趣旨で鎮目央戸タンク室は、第4区分として設計して、また、シューズ水タンク室前の通路Maedalに区分とするために、
3:07:29	遮へいを設けて設計するっていうちょっとそういった趣旨では書いておるんですけども、
3:07:35	その入社の防護っていう表現が、ちょっとこちらではなくて冒頭の1行目のところにはなりませんので、この辺りの記載については、読めるように変更させていただきます。
3:07:47	衛藤。
3:07:49	もうもう少しだけちょっとお伝えをしておく。
3:07:53	4、第4区分として設計する第2区分として設計するっていう、っていうことは、
3:08:00	わかるんですよ。
3:08:03	今足りてないよよく理解できてなかった部分は、代表区分に設計したから何なのっていうところがよくわかってないんですよこの説明だけだと。
3:08:13	で、その回答は、第4区分に設定すると、第4区分というのは、そもそも人が立ち入らないような、
3:08:22	制限、
3:08:23	放射線業務従事者基本的には立ち入らないような制限をするような管理区域なので、こういう線量が比較的高い部分なんだけど、業務従事者が受ける線量っていう意味では、遠隔で操作をすとか、あと直接立ち入らなくてもいいような設計にすることで、
3:08:40	業務従事者が受ける線量は達成できるわけですよ。
3:08:45	なので、第4区分にする意味合いと、あとタンク室がちゃんと第4区分として、適合しているんだ、要はそういう立ち入らないような、
3:08:55	設計になっているんだっていうことをちゃんと説明しなきゃいけないようは、遮へい設計の話だけではなくて、
3:09:01	遮へい設計として第4区分に設計するって意味合いはわかるんですけど、それはちゃんとこの後に具体的に説明されますよね。
3:09:07	ただ、基本的に立ち入らない設計とするんだっていうのはどこかに書いていただいているんですけどこの20、
3:09:13	その30条の説明等どこかで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:16	H5NAと書いてございません。なのでそこが抜けているっていうことを言いたかったんですけど。
3:09:23	それをここで書いていられるとなんかちょっと、ちゃんと共通認識取れてるかなっていう部分が不安だったんですけど。
3:09:31	すいません。申し訳ありません。理解が不足して、理解いたしますと提案については一時期いたします。
3:09:39	はい。多分共通理解は取れたと思うんですけど、
3:09:45	衛藤。
3:09:49	ちょっともう少し聞きたいのが、
3:09:51	その第1第2第3第4区分っていうのを、
3:09:55	そういういわゆる第4区分は立ち入らない、第2区分は、法定
3:10:01	作業時間、
3:10:03	ていものをベースに考慮するっていうような運用は、それはあれですかね四国電力が定めているって理解をすればいいんですか。
3:10:12	おっしゃる通りです各社区分図は弱にもある、あると思うんですけども4区分でない区分もございしますが、当社としてはそのように運用してると、そういった形になります。規制庁西内ですちょっとそこ、そこがまさに知りたくて、
3:10:27	これ法令の話じゃなかったと思うのでチェックに基づいた、この区分管理っちゃうことですかね。
3:10:36	条約にはいろんな区分がありますよと。当然その立ち入る立ち頻度とか滞在時間等を考慮した上で、いろいろ区分を設けてやりなさいとしか書いてございませんでいろいろ、
3:10:49	4区分のところ1235区分に区分をかぶってるところもあればですね線量についても少し違ってるところもございしますので、弱に基づいて行ってますっていうのはちょっと違うか弱にもそのような記載がございましてそういった形でございます。
3:11:04	規制庁西内です。1ラックの千波何番ですかね。
3:11:09	ジャグですかね九九ですかね。
3:11:12	弱ですね、
3:11:15	少々お待ちください。
3:12:01	四国電力三嶋氏、久野461号です。
3:12:10	規制庁西内です。承知しましてありがとうございます。少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:14:18	原子力規制庁ナカノです。私の方から追加で2点ほどさらに質問させていただきたいんですけども、まず、区分、遮へい設計基準の区分のところなんですけれども、
3:14:32	管理区域外の第1区分のところ、0.0625ミリシーベルトパーアワー以下であるってところを、部分の基準にしていると思うんですけども、こちらで下の
3:14:45	表の下部にある、米印下の説明のところ、告示に基づいて1.3mSv婆さん貢を超えるまた恐れのあるところを管理区域に設定するってところから、
3:14:57	それ以下になるように0.0625ミリシーベルトパーアワー以下に設定しているものと理解はしてるんですが、単純計算すると、
3:15:06	0.0625、三木に換算するときには、1.3ミリシーベルトパー三木を超えると思っていて、これってどういった計算式で、
3:15:19	0.0625ミリシーベルトパーアワーになっているのか説明をお願いいたします。
3:15:25	思考力ミシマです。おっしゃられる通り法令がICRPの菅90番を取り込まれる前の基準、伊方3号のもともとの設計は、
3:15:35	0.00925mmしっていう基準がございましたんで、現在は1.3mm3ヶ月ってことで、新しく管理区外とかを設けるものにつきましては、
3:15:48	乾式貯蔵施設等々がありますけれどもそちらについては、そういった記載となっておりますらSSTはもともとの設計、
3:15:58	Aの5区分ということなので、0.00925と、そういった形になります。
3:16:08	原子力規制庁の中野です。今ご説明いただいたところちょっと確認なんですけれども、
3:16:14	このタンクの周辺、
3:16:18	に関しての管理区域外の線量の基準ってというのは、
3:16:23	現在今現在の、
3:16:25	基準。
3:16:27	よりも高い数値が、設計基準の線量率になる。
3:16:33	なっているって理解ですかね
3:16:35	1.3ミリシーベルトパー三木を超えているものって理解でいいんですか。
3:16:43	すいません米印をちょっと書いてるんですけども。
3:16:48	限度等に基づいてもともとの設計は0.0625だったんですけども、現在は1.3mm3ヶ月を超えるものについては、超えるまたは超えるおそ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	れについては管理区域として、法令を満足するようになってございます。以上です。
3:17:06	はい規制庁西内ですけど、ちょっと理解ができてなくて、
3:17:13	まず、ちょっとまず私が館が聞いたかったことは、単純に、
3:17:19	0.0625 ってこれ第 1 区分書いてますよね。
3:17:22	で、これを掛ける 24 指定 × 92、24 時間と掛ける 90 日して 3 月名を単純に直すと。
3:17:32	この米印で書いて 1.3 ミリシーベルトパー 3 月を超えと思うん 13.5 くらいになるんですけど、
3:17:38	そもそも、
3:17:40	これ、あれですねこの表と、この米印は別な話をしてるってことですか。
3:17:47	そうですねもともと、24 時間掛ける三木ではなくてもともとの線量限度っていうのは 1 日 8 時間で、
3:17:59	週 5 日と一D貢で 500 時間ただ昔は土曜日も働いてましたので、会社の週 48 時間と。
3:18:07	言ったところで、もともとの炉規則規則上は 0、それそのまま炉時間を考えたのが 0.0625 だったんですけども法令が変わって、
3:18:17	みましたので、
3:18:18	当然だけどそういうところについても管理としては基準を設定しないといけないということで、米印がちょっと書かれてて、1.303 が超える場合については、きちんと管理して設定しますっていうような、そういった設計方針としてます。
3:18:34	すいませんちょっと私の多分ですね、管理区域の法令的な変遷がちょっと今パツと頭に入っていない。
3:18:45	から言えの疑問かもしれないのでちょっと申しわけないんでもう少し確認をしたいんですけど。
3:18:50	まず、ごめんなさいこの表、
3:18:52	に基づいて、今回の設定する、この表米印 1 回を忘れてくださいね米でしよう。
3:18:57	コマツ 1 回忘れてもらって、この表に基づいて今回も設定するんですけど。それはイエスでしたっけどうでしたっけ。
3:19:04	この表。
3:19:06	そのままちょっとそう書いてございます実際に使うのは、この第 2 区分と第 4 区分のところを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:19:13	扱いを意識して設計しますと、そういった記載ありますがちょっと、この1行目のところ、おっしゃる通り第1区分とところに書く必要もなかったのかなとはちょっと考えておりますようです。
3:19:25	ごめんなさいまずうCare規制庁ニシウチですけど、まず第1区分忘れましょうと。関係するところから行きましょうかと、第2区分と第4区分は、この線量率で、
3:19:36	今回も設計してるんですね、まず、
3:19:39	5ニシウチご認識の通りです。あ、わかりました。で、じゃあ、わかりました。で、第一区分はあれですか。
3:19:48	今もし第1区分を設定するとしたらこの線量率じゃないってということですか。
3:19:53	益子でございます。ご認識の通りです。
3:19:59	それはあれですか、途中で法令が変わったからってことですか。
3:20:03	施工努力します5人の通りです。弊社のテンパチの方はですね、
3:20:08	もう一つ表をつけてございまして、そちらには1.3mm3ヶ月を満足する設計するというふうなことを記載してございます。
3:20:19	規制庁西内ですけど、ちなみにその評定今回の申請書についてるものですよ。
3:20:26	遮へい設計基準(2)つちゆうことですかね。
3:20:30	塩入店。(2)でございます。
3:20:35	これ規制庁ニシウチですけど、ちょっと私が一番理解できてないところがあって、
3:20:54	この遮へい設計基準、括弧
3:20:57	まず、ごめんなさいまず、
3:21:02	今回設置する。
3:21:05	のは、遮へい設計基準に、で、
3:21:11	綾部も違いますかとは違うのか、今回はだから遮へい設計基準位置を一応採用する建屋になってるつちゆうことですね。
3:21:23	四国電力のシゲマス既設SSTが遮へい設計区分1でしたので、そのように一応読み込んでございます。以上です。
3:21:34	なるほど。ちょっともう少しだけ聞きたいのが、
3:21:38	第1区分の、
3:21:41	でも結局あれですよ法令が変わった以上、その候補法令に基づいて設定しなきゃいけないのは間違いないですよ。
3:21:48	なので、もともと0.0625。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:21:54	これマスキングじゃないんですよね。はい。0.0625 っていう値で、
3:22:00	設定した管理区域がありますよと。
3:22:04	それを、この米印をつけることによって、1.3 ミリシーベルトパー3 月を超える場合には、
3:22:12	やりますよっていう条件をつけることが何か、どういう意味を持つのかよくわかんなくて、
3:22:18	結局 0.062、その差、遮へい設計基準(1)、要は既設建屋側について、0.0625 っていう数字が、今何か意味を持つものなんですか。
3:22:28	今現状の法令下において、
3:22:34	四国電力三島市、現状の法令下では 0.0625 っていうのは意味を持つものではないです。
3:22:43	何か両方等、同じ社系設計基準にしなかった理由は何なんですかね。
3:22:49	いや、既設の分も含めて遮へい設計基準を変更して適用しますさせましたっていうような説明を当時すればいいだけだった気がするんですけど、そうしなかった理由がちょっとあまり理解ができなくて、
3:23:07	省略しますちょっと当時の経緯は承知はしていないんですけども
3:23:12	満足させるように注釈を
3:23:16	つけたのかなというふうに考えてございます。
3:23:26	規制庁西内ですけどう。
3:23:31	とりあえず、言ったようなところはなんとなく理解できた気がしますで、
3:23:38	もう少しちょっと具体的な話はお聞きできればと思うので、ちょっと今後引き続きまた嘘。そういう経緯的なところも含めてここはもう少しオカ、
3:23:49	そっかこれ以上書きようがないのか、ちょっとすみませんうちの中でもまた頭整理してまた確認をできればと思います。
3:23:58	四国電力石丸承知いたしました。
3:24:15	減少規制庁ナカノです。私の方から第 1 点、質問なんですけれども、
3:24:22	今回の遮へいの
3:24:25	考え方についてなんですけれども、まずもって今回の
3:24:32	タンクに
3:24:35	接続されている移送ラインですね、増設する移送ラインっていうのも含めて、
3:24:42	今回のその評価点、AB っていうものは、選定されてるっていう理解でよろしかったでしょうか。
3:24:59	今回の樹脂総ライン、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:25:03	についてはですね一番線量率が高くなるところがSRStのタンクっていうところで、後の十四条ラインとすべて四区分を通っておりますので、
3:25:13	一番影響があるところ、タンクが一番多いところで10石沢については、支出の、移送室以外については既設と変更ございませんので、
3:25:23	新しく追加になるタンクの近傍で
3:25:29	一般ツールの基準問題をしないことを確認するとかそういったこととございます。
3:25:35	あ、ごめんなさい通す、今、最後におっしゃってた内容ちょっと聞き逃してしまっただけですけどもう一度お聞きしてもよろしいですか。
3:25:52	堀内はすいませんでした。実施ドライについてはすべて第4区分を通っております、
3:25:58	またその中深度ラインの線量よりも、Sアーレスティのタンクにたまる貯蔵量、膨大な量がございまして、
3:26:08	そういったものが、
3:26:13	西平については既許可のラインを通るということで変更ございませんで、タンクについては、新しく増設しますのでそちらについて、遮へい設計窪満足していることを確認すると、そういった趣旨で記載しております。
3:26:28	原子炉規制庁仲野です。承知いたしましたそうしましたらあれですかね今回タンクを増設するにあたって、その移送ラインも一部増設する部分があると思うんですけども、
3:26:38	そういった部分、そういった新設のSOラインの部分を通るような、その作業をしたとしても、タンク、
3:26:49	の線量が支配的なので、例えばその通路部だったりとかっていうところの評価が
3:26:55	移送作業をしている際にその区分が上がったりとかそういったところは生じないという理解でよろしかったでしょうか。
3:27:03	四国電力三嶋です。ご認識通り、藤井喪失、今ABのタンクの上部まで移送ラインがきてますのでそれが少し延びるだけと。
3:27:11	もともと、辻坪井喪失については、そういった線源を加味した上でも通路部について問題ないことを確認をすでに設計、正確にできておりますので、
3:27:22	今回新たに確認する、支出を確認、支出について確認すると、そういったこととなります。以上です。
3:27:31	原子力規制庁の仲野です。承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:27:48	規制庁西内です。
3:27:51	ちょっと1個、すいませんこれはお願いなんですけど、
3:27:55	冒頭の一井のところで概要資料とかをちょっと説明いただいて概略の系統とかは理解をできたんですけど、
3:28:04	結局移送ラインがどこをどうとっていかとかそういう説明が、
3:28:10	ちょっとなくて、具体的なあれなんです図面を見た時にどこをどうとって るかのイメージがあんまり湧いてないんですよ。
3:28:19	そういう意味では既存の図面とか平面図とかでもいいので、
3:28:25	それはレベルの違う部分を名前から用意してもらって、要は関係する系 統が堂々取ってるんだっていうような説明をちょっといただければ嬉しい んですけど、今後お願いしてもいいですか。
3:28:42	うん。
3:28:48	四国電力、すいませんイメージとしては1-9ページのこの図4の概略 系統構成あるじゃないですか。
3:28:57	これが各部屋の窓、どの部屋をどうとっているのかとか、そういうのが図 面上とかでもわかれば嬉しいなとちょっと思ったんですけど、ちょっと全 体像が把握できてなくて、
3:29:13	中部電力富岡でございます。
3:29:17	移送配管につきましてどういったルートを通ってるか、わかりやすいよう に、
3:29:23	ちょっと補足説明資料の方で表現できればなというふうに考えてござい ます。
3:29:28	はい。規制庁西内です。別に全然急ぎませんのでどこかのタイミングで ちょっと充実化いただければ嬉しいですよろしくお願いします。
3:29:44	規制庁西内ですけどあと1点だけちょっと細かいんですけど、
3:29:48	2-30-2-3図ある、2-2-3ページ。
3:29:52	第30-2-1図っていうやつなんですけど。
3:29:58	何か、
3:30:01	大体たてやあ
3:30:03	境界的などころになんか点線みたいなのが引かれてるんですけど。
3:30:07	ここで何を意味するんですかね。
3:30:13	太い点線。
3:30:15	点線ですねこれ。はい。
3:30:19	これ車併記を意味するんですかね。
3:30:24	遮へい強化、管理区域境界。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:30:39	四国電力します遮へい性、接客分の区分分けを示してございまして
3:30:45	2とか4とか書いてございます。なるほど理解できましたら大丈夫ですありがとうございます高遮へい区域の境界。
3:30:53	が設定点ってことですね理解できましたありがとうございます。
3:30:57	はい。衛藤さん10条は一旦以上でよろしいですか。
3:31:02	はい。
3:31:03	じゃあ、
3:31:08	ちょっと時間もあれなので、よければ最後1012条だけご説明いただいて、今日は一旦終わりにしようかなと思ってますけどよろしいですか。
3:31:21	もしあれでしたら、続けてそのまま残りもやりますけど。
3:31:32	規制庁西内です。聞こえてますか。
3:31:37	四国電力本店でございまして。まずは12条説明続けさせていただくと、可能であれば、引き続き苦情、
3:31:46	にも移らせていただきたいと考えてございます。いかがでしょうか。
3:31:51	規制庁西内ですまず12条お願いします。
3:31:59	中国電力、トミオカでございまして。そしたら、12条の方の説明に移らせていただきます。
3:32:05	下のページ数でいきますと2-12位からでございまして。
3:32:14	下の方のページで10、2-12-1-2ページでございまして。
3:32:22	適合のための設計方針というところございまして
3:32:27	1号につきまして安全施設である使用済み樹脂貯蔵タンクは、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づき、それが果たす安全機能の性質に応じて分類し、十分高い信頼性を確保し、かつ、
3:32:44	維持し得る設計とするというところございまして。
3:32:48	3につきまして、使用済み樹脂貯蔵タンクの設計条件を設定するにあたっては劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、供用中に想定される圧力、温度、湿度、
3:33:01	放射線量等各種の環境条件を考慮して、十分安全側の条件を与えることによりこれらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とするというところございまして。
3:33:12	7号につきまして、使用済み樹脂、オクですね使用済み樹脂貯蔵タンクは、2以上の発電用原子炉施設において共用するが、
3:33:24	1号炉及び2号炉の使用済み辞書を貯蔵した場合でも押収済み実施、貯蔵タンクの安全性を損なわない設計とするというところございまして。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:33:37	続きまして 12-2、安全機能の重要度分類。
3:33:43	でございます。
3:33:45	ページめくっていただきまして
3:33:48	1 ぽつ概要のところ、使用済み授賞タンクにつきましては審査、記載されて審査指針を踏まえ、相対的重要度を定め、
3:33:59	機能別に重要度分類すると。
3:34:03	いうところでございます。2 ポツにつきましてはちょっと
3:34:08	重度分類の中身の説明をしているところでございますけれどもちょっと割愛させていただいて、結論としましては白炭実装タンク、表題、第 12-2-2 表に記載してございますけれども、
3:34:21	使用済み樹脂貯蔵タンクはPS-3、
3:34:25	放射性物質の貯蔵機能というところで設定をしているというところがございます。
3:34:33	続きまして 12-3、環境条件における安全機能の健全性というところでございます、
3:34:42	1 のページで 2-2-3-2 ページでございます。使用済み樹脂貯蔵タンクについては、劣化等に対しても十分な余裕を持って
3:34:52	機能維持が可能となるよう供用期間中に想定される圧力、温度湿度放射線量等各種の環境条件を考慮して、十分安全条件を与えることによりこれらの条件下においても期待されている。
3:35:04	安全機能を発揮できる設計とすると。
3:35:06	志水次長バンクは 12-3-1 表に示す劣化事象及び、12-3-2 表に示す、環境条件を考慮するというふうにしてございます。
3:35:18	考慮すべき劣化上昇時、事象としましては腐食を想定してございます。その下 12-3-2 号でございますけれども考慮すべき環境条件としましては、
3:35:30	表に記載の通りでございます。
3:35:36	続きまして 12-4、安全施設の供用を総合接続というところでございます。共用化の必要性について記載をしてございます。
3:35:46	ページ数は 2-12-4-2 ページでございます。
3:35:51	高田 3 号炉の既設の使用済み樹脂貯蔵タンク 2 基は原子炉設置変更許可申請書にて 1 号炉及び 2 号炉とを共用化済みであり、今回増設する使用済み樹脂タンクの既設タンク同様に共用化をするものとしてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:36:08	使用済み樹脂槽タンクの貯蔵の概要につきまして表を第 12-4-1 表に示してございます。
3:36:18	資料については以上でございます。
3:36:24	はい。規制庁西内です。じゃあ 12 条規制庁側から何かありますか。
3:36:38	現状規制庁の仲野です。ちょっとあんまり中身のある話じゃないので恐縮なんですけど、
3:36:45	資料の 2-12-4-3 ページに、
3:36:49	ページ中央に図があると思うんですけども、こちらのその図の中で、12 号炉建屋ってところがあると思うんですけど、これ建屋っていうのは、5 時ですかね。
3:37:06	あ、衛藤四国電力富岡でございます。誤字でなく、その記載の通りでございます。
3:37:13	建屋の家はもう NG で
3:37:18	12 号炉に関しましては家という感じで
3:37:22	設定をしてございます。
3:37:26	原子力規制庁の中で、承知いたしました。すいませんちょっと初めて見たものだったので、
3:37:40	それともう 1 点ちょっと II 以下で質問なんですけれども、
3:37:48	先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、
3:37:55	そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので
3:38:00	質問にはならなかったです。私からは以上です。
3:38:07	藤規制庁ニシウチですけど。
3:38:09	ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、
3:38:16	12 号の 2-12-2 の 3 ページのところ、第十二-2-2 表、
3:38:23	があるじゃないですか。
3:38:25	構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、
3:38:32	これ、新基準時の記載だと。
3:38:36	固体廃棄物処理系で、
3:38:39	括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよ。
3:38:47	で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっという理解でいいんですけど。
3:39:15	食前カトミオカでございます少々お待ちください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:41:19	ご認識の通りでございます、既許可の固体廃棄物処理設備の貯蔵機能を有する範囲として、タンクを設定しているということでございます。
3:41:31	衛藤規制庁ニシウチです。
3:41:33	ちょっと5番、
3:41:35	新度どう書くかはちょっとあれなんですけど、
3:41:41	少なくとも新基準時にはそういう考えで設置をしていたので、そういう考えで今回はここが該当するんだっていうことがちょっとわかるように少なくとも審査書の方には書いておいていただきたいなあと思うんですけど。
3:41:52	よろしいですか。
3:42:04	規制庁西内ですけど聞こえてますか。
3:42:08	衛藤四国電力本店、富岡でございます。少々お待ちください。聞こえております。
3:42:51	四国電力富岡でございます。書き方につきましてはちょっと再度確認させていただいて、整理した上でちょっと書き方を
3:43:00	また、お答えしたいと思います。
3:43:03	よろしいでしょうか。
3:43:05	規制庁西内ですはい、大丈夫です少なくとも、要は、
3:43:10	指針基準、新基準というか既認可許可から考え方が変わってるのかどうかだけ、何か変わってないんだよねっていうことを明確にしたいっていう趣旨で、別に変わってるとは思ってないんですけど。
3:43:22	そういう理解でよかったんですね。
3:43:25	四国電力富岡でございます企業からの考え方は変わってございません。
3:43:30	はい。規制庁西内です。であれば既許可の時に設定したワード用語っていうのを使いながら今回の説明をしていただきたいなというところをお願いしたかったことなので表現ぶりはお任せをしますが、
3:43:42	そういう趣旨で記載の充実をお願いしたかったものですよろしくお願います。
3:43:48	四国電力富岡でございます。承知いたしました。
3:43:51	はい。規制庁西内ですけど、そういう意味では使用済み樹脂貯蔵タンクがまさに町道機能を有する範囲だ。
3:44:00	固体廃棄物処理系の中で、ということだと思んですけど、ちょっとこれは何て言うんですかね、ちょっと今回の申請範囲ではないんですけど、
3:44:10	1-9 ページちょっとお願いしたいんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:44:15	図の4の概略系統構成のところですね。
3:44:19	この図4で言うところの貯蔵機能を有する範囲っていうのは、
3:44:25	まさに貯蔵タンクはそうだと思うんですけど、まずその間の移送ラインは該当しないっていう理解でいいんですよね。
3:44:57	四国電力富岡でございます。貯蔵機能としては、タンクが該当するものと考えてございます。
3:45:04	はい、規制庁ニシウチです、それがちょうど機能に該当しないのは、あくまでだから、移送することが目的であって、その移送ラインに長期間、
3:45:15	樹脂があるような状況があるような運用にしないからって理解でいいんですよね。
3:45:23	四国電力富岡でございますご認識の通りかと思えます。
3:45:27	規制庁ニシウチですりかえしますと、
3:45:30	これは参考までにちょっとお聞きしたいんですけど、今回の申請範囲じゃないので、この使用済み樹脂タンクっていうのもう、
3:45:37	貯蔵機能を持っているんですか。
3:45:46	これはすいません今回の申請範囲外の部分なので、今即答できなければどこかで教えていただければと思うんですけど。
3:45:56	どう整理してるかだけ確認をしておきたかったという趣旨です。
3:46:00	四国電力富岡でございます。使用済み樹脂タンクにつきましては語句の回答とさせていただきます。
3:46:07	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
3:46:11	その初動っていうのをどう考えてるかっていうことですよ。移送ラインは明らかな範囲かなとは思うんですけど、じゃあ貯蔵タンク、
3:46:22	ああじゃない、樹脂タンクの方は一旦滞留しているんですけど、要は、それをどうとらえているかかなっていう気はして、
3:46:29	そういう意味では移送ラインにも若干関係はするんですけどっていうところでちょっと参考までにお聞きしたかったっていう部分です。
3:46:36	今回の申請範囲ガスタンクだけだよっていうのはおおよそ理解はできるので、ちょっとまだ引き続き今後その部分についても確認をできればと思いますよろしく申し上げます。
3:46:48	四国電力富岡でございます承知いたしました。
3:46:52	はい。規制庁西内です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:46:55	続けてですけど、この環境条件の安全機能の健全性っていうところなんですけど、すいません先にあれだ。そういう意味でいうと、タンク自体がまずちょうど機能を有してますよねと。で、
3:47:08	すいません。この、
3:47:11	12、さっきの1-9ページのこの図4っていうと、
3:47:15	この
3:47:18	等、
3:47:19	配管。
3:47:20	安保陽子のタンクに
3:47:24	接続されている移送配管あるじゃないですか。
3:47:29	要はちょうど
3:47:31	スルーバウンダリーって言えばいいんですかね意味合いとしては、
3:47:35	そこは、
3:47:36	これちょっと、
3:47:37	どこまでをとらえているのかをもうちょっと知りたくて、要は、
3:47:41	このタンクから、その移送ラインの間のまとめ弁みたいなものが1個その増設範囲の部分にあるじゃないですか。ここの止め弁までの範囲がタンクなんですかね、今回要は安全機能、貯蔵機能を有する範囲として設計しようとしてる部分。
3:47:56	まさにこの後出てくる環境条件とかで出てくると思うんですけど、
3:48:00	タイプだけを、この環境条件に適合させる設計としているのか。
3:48:05	それともそのバウンダリー的な意味合いではこの移送ラインの一部、
3:48:09	この配管移送配管についても、その範囲として管設計しようとしているのか、そこはどういう設計思想があるんね、設計方針なるんでしたっけ。
3:48:31	四国電力富岡でございます少々お待ちください。
3:49:41	四国電力の富岡でございます。
3:49:45	今回設定したその貯蔵機能の範囲としまして移送配管等、どこまで含めるかという考え方整理につきましては、ちょっとまた再度整理を、考え方を整理させた上さした、させていただいた上で、
3:49:58	ご回答とさせていただきたいと思います。
3:50:03	はい。規制庁西内です。そうですね整理いただいて説明いただければと思うんですけど。
3:50:09	例えばですけど、今の系統構成で、タンクが出たところの配管が、この腐食とかで、劣化したら、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:50:18	貯蔵機能って維持できてる状態なんだっけどうなんだっけっていう話になると思うんですね。
3:50:25	なので範囲じゃないのであれば、今の問いに対しての回答が必要ですし、範囲なのであればそういうことを明確に書いていただければいいのかなっていう気はしますというところでそこは本当、今回、
3:50:36	設計しようとしてる範囲、対象というのを明確にした上で説明をいただければ結構ですよろしくお願いします。
3:50:44	四国電力富岡でございます承知いたしました。
3:50:48	はい。規制庁西内です。そういう意味では
3:50:52	あれですね、28 情報の整理にも絡みますけど、
3:50:57	漏えいを検出スルーっていう話が、貯蔵機能として必要なのであれば、その漏えいを検出するような、
3:51:07	いわゆる計装系、
3:51:09	それって例えば電子部品であると思うんですけど、
3:51:13	例えば今のこの 20、12-3-2 とかだと電子部品を組み込まないためっていうタンクそのものの説明しかされていないので、要は貯蔵機能って果たして何ぞやっていうところをもうちょっと明確にして説明いただければと思います。
3:51:26	それはどっちかというところの 28 条を整理するっていうところがスタートだと思いますけど。
3:51:31	というところで、引き続き整理をお願いしてもいいですか。
3:51:37	四国電力富岡でございます承知いたしました。
3:51:40	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
3:51:43	あと最後 12-4 の共用化シリーズですけど、
3:51:48	衛藤。
3:51:53	ここはあまりないと思いますけど、ちょっとこれは若干過去の申請範囲にもなるんですけど、
3:52:00	先ほど基本的には放射線業務従事者が受ける線量という観点では、
3:52:08	遠隔で操作するとか、直接的には線量高いところには言いませんって話があったと思うんですけど、一方でこの 12-4-3 の共用化の範囲で、12 号建屋からの動きを見る限りだと、
3:52:21	12 号の方は、多分割と接近するんですね樹脂そのものに対して、もちろん移送容器とか計量タンクっていうところにかませていると思いますけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:52:31	そういう意味では 30 秒の説明の中では、既許可から変更がない部分も含めて、パッケージとして、
3:52:39	今回申請する版今回申請する範囲に関係するような作業というのを、パッケージ全体像がわかるようにご説明をいただければと思います。よろしいでしょうか。
3:52:55	四国電力、富岡でございます。承知いたしました。
3:53:00	はい。規制庁西内ですよろしくお願いいたします。
3:53:05	とりあえず現状 10 人以上はそれくらいかなと思いますけど、大きいところで言うと範囲、設計範囲、明確にしてくださいねっていう話と、
3:53:13	それが第一義的ですよ。
3:53:16	設計範囲に応じてはそのあとの追加の確認がありますよっていう話かなと思いますというところでよろしくお願いいたします。
3:53:23	衛藤。じゃあ、
3:53:25	ご希望通り苦情に行きましょうか。
3:53:29	残っ今日後説明をまだ 1 度も聞いてないのは、苦情と。
3:53:34	頭ん中所でしたっけ。
3:53:40	富井四国電力富岡でございます。ご認識の通りでございます。
3:53:47	ちょっと端的に両方とも通して説明いただいて、最後何かあればまとめてちょっとやりとりをしていたの逐条は一度説明は聞いたっていうところまで、今日やりましょうか。
3:54:01	四国電力富岡でございますよろしくお願いいたします。
3:54:05	はい。一応、そういう意味でいうと技能とか平和的利用とかは、そっちの方はまだ残るんですけどそれは会合の等とかに引き続きっていう形でとりあえず逐条は全部終わらせるような形でできればなと思います形状からですかね。
3:54:18	説明をお願いします所も続けて説明いただいて結構です。
3:54:25	お時間いただきたいと思います。四国電力、盛田でございます九条、イシイによる損傷の防止等について説明させていただきます。まず逐条簡潔に要点のみ説明させていただきますのでよろしくお願いいたしますまず逐条なんですけども、
3:54:42	2-9-1-3 ページ、適合のための設計方針ということで 1 についてということで安全機能関係のところ、安全施設は大切する使用済み樹脂タンクの破損による溢水を防止する設計とすることで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:54:55	発電用原子炉施設内における溢水に対して安全機能を損なわない設計とするとしてます。D2についてこれは放射性管理区域外の漏えい防止ですね、これは設計基準対象施設として新たに設置する。
3:55:07	使用済みですとタンク破損による被水を防止する設計とすることで、放射性物質を含む議題が管理区域外へ漏えいしないようにしない設計とするしております。苦情については以上です。
3:55:17	では9-2種影響評価についてということで2-9-2-2ページから説明させていただきます。概要とともに資料構成だけ簡潔に述べますけれども、SR使用準備したオクによる、
3:55:34	立像タンクによる影響評価について、伊勢の設計の各観点から設計方針への影響を整理した結果を示しております。簡単に言うと、項目ごとに、主に施設許可、
3:55:46	テンパチ本文テンパチ伸ばすよう、1パラにばらぐらいで、
3:55:50	並べておいてそのあとにSR使用済み樹脂長タンクはとか新たに設置するとか、そういう言葉が出てきたときに、
3:55:58	営業確認結果を解説してる文章になります。では2ポツ営業評価についてというところで説明していきます。(1)防護対象設備ですけれども、
3:56:09	防護対象設備は一緒において安全機能を有する系統だとかSFP関係の冷却系統だとかに設定されております。ここですね、使用済み樹脂等タンクは
3:56:20	安全機能の重要度分類でいくとクラス3であって重要度の特に高い安全機能を有する系統でもなく、SFPの冷却関係に関係する系統でもないの、新たに、
3:56:31	設備使用済み次長タンクは防護対象設備や該当する防護対象施設、設備の抽出結果に変更はないという整理をしております。
3:56:39	(2)水源ですけれども、責任についてはまず前提として評価ガイドを参照しながら設定しています。伊勢原単位料金は流体のf容器及び配管として後段に説明している。このうち破損を想定するものは、
3:56:52	水源として設定しております。ここ、これ以降で新たに設置する。
3:56:57	使用済み受槽た時初動タンク及び配管による人への影響を発生要因別に整理しております。まず、aポツですけどこれは、想定破損による溢水ですね。
3:57:07	想定破損による溢水についてはTn高エネ配管と低配管に分類するんですけれども、CRDシュウトウタンクにかかる配管は低エネルギー配管のみです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:57:17	で丁寧、丁寧に配管はですね、基本的にFLACS想定をするんですけども応力評価を実施配管は、
3:57:27	こういう評価の結果に基づく破損形状を想定するということで破損想定を不要にすることができます。
3:57:34	今回の、あ、ごめんなさい、これこれ以降が、コメントNo.9 の増設配管のうち水で考慮する低エネルギー配管について分類分けを説明することに、
3:57:45	というNo. 9 のコメントをいただいてたやつで修正をかけておりますこの破損想定不要以降の文章です。dについてコメント回答でいうと、
3:57:56	丁寧に配管に懲り大きな分類を整理して補足説明資料に追加して9-2-1 図として整理しております。あわせて、
3:58:05	説明しますと、
3:58:07	新たに設備を積み受賞タンク見込む配管は第9-2-1 図に示す通りであり、図3についてはほとんど配管を通常運転時に隔離しており、水源として考慮不要な配管であると。
3:58:19	また、一部セールスリーダー配管がありますが静水頭圧配管は低エネルギー配管として購入不要であるため、想定破損による溢水における水準に変更はない、整理しております。
3:58:30	ここはちょっと以前の記載から変えておりました以前ちょっと、増設範囲とか、どこからかとかいうのがわかりにくかったので、記載をさらに詳細設計、
3:58:40	をイメージしてどちらかというに見直しております。9-2-1 図の説明に移りますが一応、
3:58:47	増設範囲だけある程度目立つようにして、既設の繋がりとかをイメージしながら書いてます。上流の方からいくと脱塩塔とか脱塩水とかいうラインがあるんですけど通常運転時には、
3:58:59	もう確認されておりますんで、その弁で止まってるところまでが黄色塗りしているエネルギー配管、それ以降については基本的に隔離されている以降ということで一元として考慮していないと。
3:59:11	デイタンクから下の方に、水系に繋がってる配管としては静水頭圧配管ですけどもそれもエネルギー配管としてはこういうふうなものになりますんで、醸造世帯については考慮するものはないということで想定破損の井関変更ないという整理にしております。
3:59:27	説明は以上です。あと、牽引配管口径についても一応配管のルート等のところにDだとか4分の3Bだとかというのを追記しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:59:38	想定破損については以上です。では 2-9-2 の 4 ページのbポツに移りまして消火水の放水による溢水ですけれども、
3:59:46	消火水の放水については放水時間から溢水量を設定するんですけれども、新たに施設使用済み次長タンクについて消火する尾藤家の放水条件に変更がない。
3:59:57	ないため消火水の放水による溢水における水源に変更はないという整理をしております。
4:00:04	清シンポツとして地震起因による溢水ですけれども地震起因はセントラル機器のうち、基準地震動による地震力によって破損が生じる機器を水源として設定しております。
4:00:15	えーとですね、今回ですね、新たに設使用済み樹脂タンク及びタンク水以下の配管は基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計とするため、水源として想定しないとしております。また、以降から
4:00:30	これも追記しておりますけれども、新たに設置する使用済み実証タンクは耐震Bクラス機器であります、第 9-2-2 の図の通り、
4:00:40	地図の使用済みシュウトウタカダたん基礎ボルト材質計を変更することで、基準地震動による事業に対して耐震性を確保する設計とするとしておりますこれは補足せず、1、
4:00:51	一つの補足説明資料で説明した内容を溢水の方にも反映しましたという内容です。従ってですね、地震起因による溢水における主任の変更はないと整理しております。
4:01:02	dポツに移りましてその他の要因により生じるし、いわゆるその他の溢水です。その他に主要地下水だとか竜巻の、よる屋外タンクの破損だとか、
4:01:13	比嘉猪野 1000 減少に伴う位置だとか、あとは、
4:01:17	フランジ等の漏えいがあるんですけれども、その他漏えいのうち
4:01:22	金法作動。
4:01:24	グラウンド部フランジ部からの漏えい事象は漏えい検知システム等により早期に検知して、上箇所の特定及び漏えい箇所の隔離等により、漏えいを止めることで防護対象設備の安全機能を損なわない設計としておりますが、
4:01:36	新たに設置する使用済み樹脂タンク及び配管によってはこの設計方針に変更ありません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:01:41	また新たに設置の使用済み樹脂タンク及び配管は建屋内であって地下水の流入や竜巻の飛来物の屋外タンクの破損による漏えい等の影響はありませんので、
4:01:51	ご提案の位置付けに変更はありません。以上が水源の説明です。(3)からは1防護区画及び水経路の説明に移ります。
4:02:01	1号区画についてはですね、代表設備が設置されているすべての区画とかアクセス数について設定することとしております。条件は一応壁とか、
4:02:12	扉とか堰で分離するようにしておりますが、赤い設置する使用済み樹脂タンク室により、
4:02:19	補助建屋EL3.3メーターの1号加古一部普及の2-3図の通り変更するんですけども、平成防護区画の設定方針という意味では変更はありません。
4:02:30	9-2-3図に説明、説明している通り、
4:02:34	一部合格で言うと3-2のAという斜線を引いている区画が一部減少するということで、赤字でタンクと、新設関係が増えるところを示しております。で枠囲ってところが、
4:02:46	面積として減少する範囲となります。
4:02:50	伊勢経路ですけども、基本的に発生したリツヤ階段や非発注を經由して上層階から下層階へ全量が伝播するものとしております。これも保守的に設定するようにしております。
4:03:02	具体的には床ドレンの貫通部、価格への流出は想定しないというような保守的な条件で経路を設定しております。
4:03:12	泥酔合格外で発生する溢水に対しても流入層政策的な経路を設定しております。こっからですけどあるダイセツ使用済み樹脂タンク室より、EL3.3メーターの石堂加来の一部を、
4:03:25	9-2-3図に示す通り変更するんですけども、新規設置場所は扉等に接続されている場所ではなくて、溢水経路には関係ない場所であり推定の変更はありません。
4:03:38	9-2の、
4:03:40	2-9-2の9ページに移りまして(4)溢水影響評価ですけども請求評価は先ほど申し上げた水源の想定破損消火する地震起因とかを考慮して、防水水蒸気、
4:03:52	を受けて、その安全機能を損なわないだとかそういう設計にしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:04:00	デimos新たに設置する使用済樹脂タンク及び配管によって没水水蒸気の影響を、今の通りであると書いてますけどまずA制限がそもそも変更ないので、被水影響には影響はあります。新規設置場所には防水防護対象設備がなく、
4:04:18	以前は変更ないので、非正規は関係ないと。次に水合格には想定破損、
4:04:24	を考慮する公園に配管もないので上記評価対象外の区画であり、蒸気影響も関係ないと、最後に没水影響については、先ほど申し上げた区画EL3.3メートルの区画が一部減少するため防水影響に変更があるん。
4:04:39	没水影響に変更があるんですけども堰を受けても安全機能を損なわない設計とするとともに、
4:04:44	SFPのスロッシング水位低下を考慮しても、冷却機能給水機能が維持できる設計ととしております。
4:04:51	なお、田口設置後のご逝去見通し参考を示しておりますが一通り説明終わった後に、そちらについては説明いたします。
4:05:00	加工の放射性物質を含む液体の管理部会の方への申しに移りまして
4:05:06	こちら管理区域外に、
4:05:08	脳炎の防止ということですが、
4:05:11	結論から先に申し上げますと、井関評価と同じあんに設置するSRST魚住次長檀国井より、L3.3の防火区が一部減少するんですけども、
4:05:23	既存の積等により、非管理区域への漏えい防止する設計とすることと同じで、こちらも見通しについて参考を示しております。後述いたします。最後、
4:05:34	最後に(6)として、内部溢水に対する防護設備ですね、防護設備については、例えば、防水影響になったら堰をつけたり、壁をつけたりだとかで、
4:05:46	防護するようにしておりますけれども、新たに設置しよう主スタートによる影響は防護対象施設から(1)(1)の防護対象設備から(ホ)、放射性物質の気体漏えい防止で説明した通り、
4:06:00	ぼい水墨変更による没水及び放射性物質の液体の管理組合への漏えい防止に関する影響がありますと。
4:06:09	ただしですね、没水影響や漏えい防止の影響に関しては既存の堰等により対応可能でありますので追加でご説明は必要ありません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:06:18	また新たに設置するS、使用済み樹脂貯蔵タンクは耐震Bクラス機器ですけれども、こちら先ほど申し上げ、
4:06:25	申し上げました通り、基礎ボルト変更で、そもそも耐震性を確保するんで、防ぎつく。
4:06:31	斯く斯く等に期待する必要はないということを記載しております。
4:06:35	小用 9-2 の本文は以上で参考資料の方について、先ほど申し上げた防水営業等、管理区域外漏えい防止を、
4:06:45	営業見通しを示しております。
4:06:48	図説明しますけども、先に参考図 1 ということで、
4:06:55	飯泉次長タンク室ができた阿藤の区画営業を述べてますと、赤青点線で囲ったところがたくさん強いなんでこれが、
4:07:04	減少した状態で評価をしています。もともとは、滞留面積 479 平米あるんですけれども、減少分は 42.8、ごめんなさい。
4:07:15	ごめんなさい 42.8 平米減少しても、
4:07:19	まだ 479 平米あるんで、影響は軽微ということになってます。
4:07:24	参考表 1 ということで、それぞれ滞留面積、水曜、溢水水位というので整理して没水影響と管理組合漏えい防止の影響を、
4:07:34	評価していますけれども、汚水影響で一番小さくても 0.4 メーター以上で漏えい防止については、0.05 メーター以上、
4:07:44	ということで裕度がありますんで、全く問題ない見通しであることを確認しております。計上については以上でございます。
4:07:55	四国電力富岡でございます引き続き 10 条についての説明に移らせていただきます。
4:08:06	資料ページ数でいきますと 2-10-1-2 でございます。
4:08:11	適合のための設計方針としまして、1 について設計基準対象施設である使用済み樹脂貯蔵タンクは、運転員の誤操作を防止するため、盤の配置、操作器具等の操作性に留意するとともに、
4:08:24	状態表示及び警報表示により、使用済み樹脂タンクの状態が正確かつ迅速に把握できる設計とすると。
4:08:32	また構成点検において誤りが生じにくい、留意した設計とするところでございます。につきましては、使用済み樹脂貯蔵タンクの操作に必要な状態表示、操作器具等は原子炉補助建屋通路部に設置されている既設の制御盤に設けることで容易に、
4:08:50	操作ができる設計とするというふうにしてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:08:55	次のページに進んでいただきまして 10-2 誤操作の防止に係る設計方針でございます。
4:09:03	ページめくっていただきまして使用済み樹脂貯蔵タンクは運転員の誤操作を防止するため盤の配置操作器具等の操作性に留意するとともに、状態表示及び警報表示により、
4:09:14	使用済み樹脂貯蔵タンクの所状態が正確かつ迅速に把握できる設計としますと、また保守点検によりあまりが生じにくい設計としますというところでございます。具体的には使用済み樹脂貯蔵タンクは、
4:09:26	タンクの操作に必要な状態表示、操作器具等は、原子炉補助建屋通路部に設置されている既設の制御盤に設けることで容易に操作できる設計とすることとともに、
4:09:38	機器弁等に対して、銘板の取り付け等の識別管理、施錠管理、
4:09:45	及び表示等を計器操作スイッチを押し民政操作性の良い配列として、運転員の誤操作の誤操作を防止する設計とするというふうにしてございます。
4:10:00	所につきましても以上でございます。
4:10:04	はい。規制庁西内です。
4:10:07	それでは 9 条まとめてですけど規制庁が何かありますか。
4:10:15	原子力規制庁の仲野です。私の方から 9 条の関係で質問させていただきたいと思います。
4:10:22	前回のヒアリングを踏まえて低エネルギー配管の設置位置について説明いただいていると思うんですけども、
4:10:30	その中でちょっと質問なんですけど、b-9-2-4 にある第 9-2-1 図のところですね、ちょっと中は詳しくは話せないと思うんですけども、こちらの中で、
4:10:44	例えば全数水とかが通ってる配管について、弁の外側がエネルギー配管であってさらにそこからタンク側については、
4:10:56	通常時、
4:10:57	要は通常運転時には隔離しているのがほとんどなので、SEが考慮しないってことで低エネルギー配管にしてないって整理だったと思うんですけども、
4:11:07	こちらについてなんですけど、例えばその弁解時についても、何かしらの地震等の要因で、配管に損傷を生じるようなことも考えられると思うんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:11:18	そういった時の破損を踏まえても、エネルギー配管として水源として評価しないという理解でよろしかったでしょうか。
4:11:28	中国電力の相田です。まず、想定破損の話題でいうと地震時は関係ないという分類なのでまず想定破損の話から先にいきますと、想定破損については通常運転時というところに決めてますんで通常運転時の系統構成として、
4:11:45	隔離をしてる範囲でありますんで、隔離している、上流からその隔離する弁までを丁寧肺癌として扱っております。地震時の破損ですけれども、地震時も基本的に隔離している範囲なので、
4:11:59	この範囲、
4:12:02	で、
4:12:03	地震大信に持たすというような確認をしております。以上です。
4:12:15	原子力規制庁の中根です。承知いたしました。
4:12:19	江藤。
4:12:21	すいませんちょっともう1回確認なんですけれども、その通常運転時に隔離している。
4:12:30	あ、すいません。
4:12:31	もう一度さっき御説明いただいてもよろしいですか。
4:12:36	中電工田井でございます。まず、想定破損としては通常運転時に隔離しておりますんで、各脱塩塔だとか、脱塩水だとか、上流の水のあるところから、
4:12:49	隔離している範囲までを丁寧配管として扱っております。ASRSD石津理事長だ関係は丁寧配管しかありませんので、丁寧配管として扱っております。
4:13:01	地震時についても同じように隔離弁までを耐震化して、問題ないようにしておくと。
4:13:09	ごめんなさい。先ほど該当しなくて申し上げ移送Gっていう話がありますけど移送時は基本的には特殊走査かなと思ってまして、年調査時、例えば10C層だとかであれば、
4:13:22	基本的に人張りついておりますんで、もし異常があったらすぐ閉止するだとか、そういうところで対応するということになってますんで問題ないと考えてます。以上です。
4:13:33	減収規制庁ナカノさん、特殊操作時の話で理解いたしました。ありがとうございます。この件について私からは以上です。
4:13:43	規制庁西内ですけど、ちょっと今の話のため確認なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:13:48	9-2の5ページ。
4:13:50	うん。頭ん中の2段落目のところでは新たに設置するタンクとタンク数以下の配管は、基準地震動による地震力に対して耐震性を確保するって書いてますけど、
4:14:01	今、ナカノが確認してたような脱塩水とかのラインはこれ新たに設置すればいいんじゃないかとともとそういう設計をしているっていうふうに理解すればよかったんですけど。
4:14:10	四国電力森田です。はい。9-2-1図で言いますと、ごめんなさい耐震の範囲は、確かに増設範囲って記載がなくて大変申し訳ないんですけども、
4:14:20	点線の枠なを増設範囲としまして点線の枠外にしかその隔離先生の枠外で隔離、
4:14:30	箇所を切っておりますんで、耐震としても、耐震としては、増設範囲には、
4:14:38	そういう配管はありません。ありませんというかごめんなさい。
4:14:42	静水頭圧配管でさっきの2-1図でいうと静水頭圧配管で、
4:14:45	タンクの下から、水系用の
4:14:49	配管出てますけどそこはもちろん耐震化、基準地震動Ssで破損しないようにするということになります。以上です。
4:14:58	わかりました。ちょっとまたもう1回念のため確認なんですけど、第9-2-1図で言うところの増設範囲の外の雑SEとの隔離弁あるじゃないですか。これは耐震化してるんですけど。
4:15:12	小電力モリタですが黄色塗りしてるところは基準地震動で破損しないように設計しております、そこは既設の部分で、ので、この文章の説明は特段触れられてないってことですよね。
4:15:23	施工電工ですそうでございます。ご理解の通りです。以上です。
4:15:27	規制庁西内なんですけど、多分ちょっとこの9-2-1図を追加いただいたことによって、何か文章と合わせてみるとその理解がよくわからなくなっちゃうっていうのがあるので、ちょっと今後あれですね
4:15:39	ちょっと他の条文もそうなんですけど、要は今回新設する範囲はこうで、新設しないけど関係する範囲はこういう形に変更ないよっていうのをちょっと網羅的に説明がいただければいいかなっていう気はしますね。
4:15:53	ちょっと、多分追加したことによって逆に疑問が生まれてしまった例なのかなと思うので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:15:59	表で6までございます。はい。ちょっとわかりにくくて申し訳ないけど確かに地震溢水の方も、もしかしたら図があった方がよかったのかもしれないと今思い直しまして、また修正する際に地震の図を新たにかける2-1図で、
4:16:15	両方兼ねて説明するかはちょっと検討しますけど大臣の方も、範囲がわかるように追記したいと思います。以上です。
4:16:22	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。ちょっと私から何点かなんですけど、これパワポの方にも関係するんですけど、
4:16:30	パワーポイントの方の5ページ目をお願いしてもいいですか。
4:16:39	開けてます。
4:16:43	大丈夫です。はい。ここで今回の
4:16:47	耐震
4:16:49	基準地震動Ssに対する耐震性の設計をしますっていう旨を説明いただいているんですけど、理由が書いてなくて、
4:16:57	要は
4:16:59	これ、5 5条はごめんなさい許可だから44条としてやるってことっていうふうにも何か概要%だけ読んだときに読めちゃうので、ちょっと目的、趣旨を明確に書いてもらってもいいですか。
4:17:11	次のページで耐震Bクラスって話はあるんですけど、Bクラスなんだけど、溢水の観点で、I水源としての観点でこういう設計をしたいんだっていうことを明確に書いて欲しいなというのが一つです。
4:17:22	よろしいでしょうか。
4:17:24	施工電力に対するあくまで、土肥水源としてうちとして対策するものなんですけど9条要求ではある意味精密核兵器でも、タンクを耐震化することでもどちらでも認められるとは思っておりますんで、
4:17:38	パワーポイントにもさらなる安全性向上からとかそういうことでタンクを耐震化することを今回選択したというようなことがわかるように修正させていただきます。以上です。
4:17:49	規制庁西内ですまさに来たか、次に聞いたかったのがその内容だったんですけど、おっしゃっていただいたように、Bは水密化で取ってるわけですよ。今回イシイも水密化をするわけですよ。
4:18:00	でも、
4:18:01	耐震化をするっていうところの目的がよくわからないなと思ったんですよ。例えば耐震化する代わりに水密化しませんとかだったら何かのパターンみたいになってよく、すごい以外、理解ができるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:18:13	ただ、あくまで、
4:18:15	自主的な安全性向上的な意味合いで耐震要求を高めますっていうこと なんですか。
4:18:21	四国電力に対するえっとちょっと誤解があったかもしれないですけど、9 条要求として、耐震化をするのであれば、
4:18:29	9 条要求としては水密化区画にする必要は正直ない。
4:18:34	というところではあるんです。なので、例えば球場の今後設工認とか出 していくときに水密化空隙の計算書が要りますか入りませんかと言われ ると、いりませんになります。
4:18:46	そういう意味もあってさらなる安全コセイ向上として、
4:18:50	弊社としてはタンクを耐震化することを選択しました。後段規制の、
4:18:55	最近 2 イメージ述べておきますとタンクのBCクラスの水源としない耐震 計算書だけを出して精密拡幅隔壁の共同計算耐震計算書を出す予定 はありません。以上です。
4:19:07	多分イメージは理解できているつもりなんですけど、疑問は、
4:19:14	要は水密化自体は自主的にもするんですよね。その後任として出す出 さないと関係なく、
4:19:21	四国電力メンテナンスはもちろんそれは自主的にやらせていただきま す。以上です。規制庁西内です。他の条文の関係だとあれかもしれない ですけど、結局水密化するのであれば、
4:19:35	別に耐震化する必要ないわけですよ。野球場だけ考えたときに、
4:19:41	5 年後までその通りですただ
4:19:44	あくまで新設でもあるんで、先ほど申し上げた通りさらなる安全性向上し たとして弊社としては、新設するものでもあるんで、新しいタンク、耐震 化するというところを選択したというところでございます。以上です。規制 庁西内です。
4:19:59	なので、だから理由としては、やっぱりさ、自主的にちょっと安全性をさ らに高めていきたいと思っているっていうのが多分一義的な目的と思え ばいいんですよ。
4:20:10	中部電力に対する、その通りでございます水の後段規制としてのタンク で耐震する方するんで説明する方が、説明をしやすいしわかりやすいっ っていうのもあるかなとは思いますが、基本的には、
4:20:24	その安全性向上かなと思ってます。以上です。
4:20:27	はい規制庁ニシウチです理解できます。そういうちょっと目的ですよ ね位置付け、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:20:32	要は結局先日からするんだけど、自主的にさらに高めを、安全性を高めたっていうので、そういうふうに、耐震設計もするんですっていうところとかそういう位置付けがわかるようには目的が、目的を書いてもらえればいいかなあと思いましたと。
4:20:45	ただ、要は少なくとも何か自主的にSsクラス設計をするわけじゃないわけじゃないですか。ちょっとそういうところが混同するとあれなのでちょっと目的を明確に書いておいていただきたいというところをパワーポイントでちょっとお願いしたいなと思ってますよろしくお願ひします。
4:20:58	はい。四国電力前田ですが、苦情とか、要求絡めまして理由とともにSAS化するというのがわかるように、記載させていただきたいと思ひます以上です。
4:21:10	はい。規制庁西内です。よろしくお願ひします。
4:21:15	あと溢水に関しては、結局タンク自体が防護対象じゃないので、季節への影響っていうところと、あとはタンク自体の話でいうと放射性物質を含む水が漏えいしないようにって話。
4:21:30	大きく二つなのかなあと理解してるんですけど。
4:21:36	放射性物質を含む
4:21:41	流体の漏えい防止って管理区域外への漏えい防止っていう意味での説明は、
4:21:49	それはどこでしていただいてるんでしたっけ。
4:21:53	四国電力の板井でございますページで言うと、2-9-2の9ページの(5)になります。
4:22:02	(5)はこれ季節の花、C、
4:22:07	ですね、季節の影響じゃないですかね。これダイナパックの中の流体の話ですね聞きたいのは、
4:22:16	それはどこで説明してるって位置付けでしたっけ。丹この中の話はですね(6)の
4:22:25	この(6)の最後のまた書きになります。
4:22:29	ここにあるんですか。なるほどあれこれはここへ、なんか単純にこれ説明箇所の問題だけだと思ひんですけど、(5)に入ってくる話じゃないんでしたっけもまずもって要求との整理でいうと、
4:22:41	んとですねえ。
4:22:44	学校は、確かにごめんなさい今思うとわかりにくかったかもしれないですけど(4)で、基本的に水源全部変更なくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:22:54	防水営業それぞれ影響ないっていうことをまとめた上で(5)には入れるかなというイメージで思ってたので、(4)で土肥水源とかに変更ないっていうのを前段の耐震補強しますっていうところで全部影響ないっていうので、
4:23:08	変更ないというところで説明してますんで括弧本の方においても、タンク室で一部減少しても、漏えい防止に影響ないっていうところになってて確かにあのタンク室内の話が漏えい防止の方に書かれてないんで確かに今本。
4:23:25	ここにも、
4:23:28	(6)は確かに防護設備の話に移ってしまいますんで、
4:23:32	(5)にも、はい。今思うと、桜井の話がないんでここにも耐震化しますという内容を同じように追記した方がわかりやすいと思いますんで追記させていただきます。
4:23:42	すいませんいろいろと考えていたことを整理いただいてありがとうございますそうですね。ちょっと急いで若干特集で要求事項二つあるんですけど、結局1本の溢水影響評価って説明の中で両方まとめて説明いただいているじゃないですか。
4:23:58	まだゆえの多分ちょっと構成のあれだと思うんですけど、
4:24:01	少なくとも9-1の3ページの頭の設計方針の2の方で説明いただいているワードが、この(5)で出てこないってというのがすごい違和感があるんですねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをちょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、
4:24:18	これは単純に記載上の整理の話だけです。
4:24:22	ありがとうございます。対数(5)にもタンク、
4:24:26	タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願ひします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願ひします。
4:24:42	で、
4:24:43	もう一つすみませんちょっと、
4:24:46	あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、
4:24:54	まずあれだ、
4:24:57	そういう意味で言うと真崎有田今の話でいうと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:25:01	タンクの中の流体の放射性物質の管理区域外の漏えいって意味でいうと、
4:25:07	結局だからタンクが破損しないので、漏えいしませんわって理解でいいんですよね。まず、中部電力に対してその通りでございます。
4:25:23	たとえばすごいちょっと。
4:25:26	ちょっともう少し自分の中でも精査しますが、結局、
4:25:32	耐震設計する範囲って、
4:25:36	タンクの水以下の配管なんですよね。だから、第9-2-1 図ちょっとみたいに見て欲しいんですけど、
4:25:46	はい大丈夫ですお願いします。はい。水位以下の配管だけ耐震要求なんですよね。
4:25:53	たとえ極端ですよ。水位のちょっと上に、この配管のラインがありますわと。
4:26:00	したときに、基準地震動で揺れて、水より上の部分の配管がちょっと例えば破損しましたよねと。そうした時に、
4:26:10	すごい、ちょっと一応症状だと思いますけど、スロッシングとかでその配管から外に行くみたいなのは考えなくていいんですけど、素行、そういうような状況までは、ちょっとこの図だけ見ると、
4:26:22	そういう言葉で把握しなくていいんだってっていうのが若干気になるんですけど。
4:26:27	四国電力盛田でございます
4:26:31	ぜひスロッシングと言われるとそうかもしれないなというのを持ってきた次第で、ちょっと回答までいただく必要はないんですけど水以下の配管っていうところの意味合いをもう少しちょっと教えて欲しいなっていうところが今まず概要説明聞いてて気になったなというところです。
4:26:47	中部電力に対する基本的にはごめんなさいスロッシングとかをあんまり頭に入れずに、基本的にもう破損していけないのは水以下の配管で継続的に水管の配管が漏れる。
4:26:58	壊れると、もう全部ドバーツと出ていってしまうと。
4:27:02	というような考え方から水以下の配管とします例えばスロッシングでチャプチャプと。
4:27:07	漏れたとしても、
4:27:09	軽微と言ったらいけないですけど軽微かなというところで、さらに、使用済み樹脂タンク次長タンク室内、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:27:17	今回耐震化取るというのに変更したんですけれども、一応水密区画なんで基本的には影響ないかなというの思っております以上です。はい。そこはちょっともうちょっと聞きたくて水密区画っていうのは、だからまさに
4:27:32	あれですよね横の話じゃなくて、タテダ、
4:27:35	要は下層階へのドレンラインみたいなものもないって理解でいいんですけどつけドレンライもあるんだけどそのラインも含めて水密化、要は他区画と水密ができていう説明なんですってつけ。
4:27:46	四国電力の安江とドレンライは確かあったはずなん。ちょっと、当然ないです。少々お待ちください。そうですね規制庁ニシウチですけど、ドレンラインがあるのであれば、やっぱり他と同じようにドレンライも含めて、管理区域外との関係ができていうのが
4:28:04	すごい細かいこと話し自覚はあるんですけど、スロッシングで例えば、
4:28:10	多少なりとも出たときに、別にこれって量の防止じゃなくてそもそも放射性物質を含む流体が外に出ることを防止する高ゼロヒヤクの話なので、
4:28:20	ちょっとそういうところの説明も含めると、
4:28:24	そもそもですけど、ドレンラインがあるのであればそこもセットで説明いただければもうそれですべてクローズする話かなとはちょっと思いますけど、そういう話はもう少し聞きたいなっていうところですね。四国電力に対するちょっと思い出した話もありますんで順番にどれぐらいの話からしますと、まず使用済み樹脂貯蔵タンクっていうのは基本的に、
4:28:42	水密カクウなんで、どれぐらいあるんですけども、6、6、6、隔離されてますAです。弁が、
4:28:52	なので、
4:28:53	例えばABの方は、地震動でタンク破損した場合に、
4:28:58	ずっと時間をほっとくと、区画内にどんどんたまっていくと。
4:29:03	ということで水密区画へ平均にしていますんで、
4:29:08	ドレンラインは基本
4:29:10	で漏れたときにどうするかを考えるというのは先ほどオノお昼ぐらいにコメントあった内容だと思いますけど、そういう対応をとるということになってますと、今回は
4:29:21	タンクで耐震化を、水溶球場は取りますんで、そういうところで、アドレナリンもある意味関係がなくなると、ドレンライは地下上なんで基本的に問題ないと思ってますけれども、
4:29:33	とりあえず以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:29:35	規制庁西内です理解できました。
4:29:39	であれば結局漏れたところって話かなっていう気はしますねと。で、その上で、じゃあ何か、そのさっき言ったようなのスロッシングとかで漏れるようなことまで含めて説明をいただくのか、もしくは万が一漏れたとしてもそういうようなすみしかしているのも問題ないんですってというような説明をもうしてクローズにするのか、どっち。
4:29:59	オカかなっていう気はしますねと。
4:30:01	で、少なくともちょっと今詳細設計が寸法がよく見えないので、9-2-1の図だけ見ると、結局この要は配管径がどれぐらいなのかっていうところとか、あとはその推移、
4:30:13	要は今、実際に曰どれぐらいの水位まで想定していて、どれぐらい上の部分にある配管があるのか、っていうそこら辺の兼ね合いだと思うので結局スロッシングで出てくるようなイメージって、
4:30:26	ちょっとそこのイメージが湧かない状態だと、ちょっと嘘素朴に聞いてみたくなっただってというのがまず今の状況私の状況です。
4:30:35	省電力に対する改めてちょっと考え、考えを、今ちょっと結論は出さないとイメージ感としては確かに宗新宮を考慮しても影響軽微と説明するのか。
4:30:46	改めて考え直すですねそもそも、
4:30:49	3Cタンクは、ABタンクと違って、
4:30:53	耐震化すると言ってますんで、室内は配管を耐震化するという手もあるかなと。
4:30:59	タンクを大臣か何で室内までわきや確認されてない室内までは耐震化するとかちょっとごめんなさい、まだイメージ感だけですけれども、ちょっと改めてソーシングっていうコメントをいただきましたので社内で検討している。
4:31:12	資料に組み込みたいと思います。以上です。
4:31:16	規制庁西内ですけど。
4:31:20	ちょっと誤解をしていただきたくないのは、
4:31:24	スローっす。
4:31:25	ここ、このタンクのスロッシングのために、
4:31:29	何かをする必要があるのかって言われると、正直自分で今確認はしているところですけど、
4:31:37	正直楨記念はあります。本当にまず起こり得るような構造なのっていうところもよくわかってない状況なので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:31:44	なのでこの概略だけ見たときに素直に気になりますねっていうだけのコメントととらえていただいて、
4:31:50	結局、ドレンライも含めて水密化してるわけですね。なので、仮に少量漏れたとしても、特段問題はありませんっていう説明で、特段この基準適合性は満足できると思うので、
4:32:02	基準適合性のそのスロッシングっていうところからアプローチして何かその設計を、
4:32:07	変える必要があるかっていうところはちょっとよく、四国電力の中でもご検討いただいた上で対応いただきたいなとは思いますが、よろしいでしょうか。
4:32:15	はい、肥後でございます井戸の説明、ありがとうございます。弊社としても、基本的には先ほど申し上げた通り基本的に倒れていくというようなイメージで、溢水として考えておりますのでタコスいいか。
4:32:28	ということで考えておりましたけれども送信が起こったらもしどうなるのみたいな花強いという、何ていうか影響評価で済むのかとかそういうところをどうする、どういう考えるのかっていうのを改めて社内で検討しておきたいと思えます。以上です。
4:32:44	はい。規制庁西内ですよろしくお願いいたします。で、
4:32:48	ちょっとそれとも間、話が若干繋がっていくんですけど、スロッシングの話は地震想定の話としてあってで、
4:32:57	dポツのこのその他要員に行くんですけど、
4:33:02	このタンク室内にある弁は、弁はまだタンク室内にはないんですけど。
4:33:16	小出口です。弁は、
4:33:19	タンク室内にはないと考えておりますけど設備側にも一応ちょっと確認します。少々お待ちください。
4:33:36	近田横田です東出日吉井です。お願いします。規制庁西内です。ありがとうございますなのでこのその他要員の
4:33:45	弁。
4:33:46	弁、弁個弁グランド部とかからの漏えいとかは、基本的にこのタンク室内は考慮しなくていいって理解でいいんですけどね。
4:33:55	事業全国台数その通りでございます。
4:33:58	規制庁西内です了解しますと。
4:34:02	だからそうするとやっぱりあれですねタンク室内はその他要員に対しても特に変更はないって今書いてもらってる通りっちゃうことですねえで。
4:34:11	ちょっと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:34:11	よくわかんないのが、一方で今あれなんですよ。この9-2の5ページの説明を見ると、
4:34:17	9-5ページの一番最後の文章からですけど、
4:34:20	機器の誤作動や弁グランド部
4:34:23	配管フランジ部からの漏えい事象に対しては、
4:34:26	早期に検知し、漏えい箇所の隔離等により漏えいを止めることで、
4:34:30	設計としているが、
4:34:32	新たに設置するタンク及び配管によっても、本気設計方針に変更はないっていうのは、別にタンクと配管はこの設計をするわけじゃないんだけど、この設計方針を変更する意味がないよ。
4:34:42	という意味合いで書いてるものなんですよこれは。
4:34:46	5.5でその通りでございますここはちょっと書きづらくて、書きづらいところもあるのがもともと水源というのは明確に定まってないというのがある意味その大水の、
4:34:56	フランジ漏えいとかという話でもあって、それについては基本的に、設置許可での相対水バックフィットでもやりましたけれども、基本的に漏えい検知、
4:35:06	システム等により早期検知してるいかつ特定して止めていくと、運用で運用設計運用アンドで対処しているみたいなイメージになりますけどそういう対応をとってますんでその設計方針っていうのは、
4:35:19	新たに設置するタンク及び配管が増えても変更がないという説明の仕方にしております以上です。
4:35:27	規制庁西内ですけど一応私も溢水バックフィット後でちょっと沢野審査したことあるんですけど、今おっしゃったのはあれですかねちょっと私の頭の中のイメージだったら今回増設する範囲、
4:35:41	には、その他要因により生じる必要はないっていうのを書けばいいのかなと思ったんですけど、そもそもその他要因っていうのはそういう特定をするようなものではないので、ちょっとコマまず書けないんだっていう理解をすればいいですか。
4:35:54	兵頭エミ米田ですおっしゃる通りと思います。あと、室内の話しましたけど室外にも一応配管でできますんで、室外にもちょっと、
4:36:04	面はありますんで、一応、ある、あるという話も、
4:36:09	すると、それについても漏えい検知システムとかはありますんでそういうので、特定して対応すると。以上です。はい。規制庁西内ですけど、ちょ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	っと私がイメージしてたのはどっちかっていうとタンク室内の新しく設置する区画の話イメージしてたんですけど、
4:36:26	ここは、結局さっき 28 条で、漏えいを検知するという話がかかれていたので、おそらくそうするのかなと思うんですけど。
4:36:35	さっきお話した感じだと、少なくともドレンラインがあって水密化はしていると。
4:36:40	そもそも漏れないような設計をしているのでって話もあったんですけど、今の話を踏まえると、やっぱりその他要因に対しては、耐震設計上漏れないような設計にしている場所、
4:36:52	あとは、弁とかグランド部とかそういったものがない場所でも、そういう対応ができるようにしなきゃいけないと思っていますと。
4:36:59	てことはだからタンク室内にも、こういう漏えい検知捨てシステムとかを設けているってことは、
4:37:05	それは言えず、
4:37:06	そういう方針でやろうとしているってことでいいんですけど。
4:37:09	掘米です。はい、おっしゃる通り要求としてはごめんなさい、条文合わせますけど放管関係の方で、検出器を設置するということになってますんで、そっちを水でも流用させてもらうような形で相対値はある意味、地震想定破損、消火水みたいに、
4:37:26	ある特定要因がないものでもあるので、一応相対水位、
4:37:31	等っていうのがついてるのもあるんで、一応検知システムで、中で何かもし万が一起こったとしても検知システムを見たらわかりますような話になるかなと思ってます以上です。
4:37:42	規制庁西内です理解できました。ありがとうございます今ちょっとちらっと出た他の方の条文、28 条ですけど、少なくとも既許可には、
4:37:52	28 条の方で漏えいを検出していうことを書いてないので、
4:37:57	それ報告多分書くのであれば設計変更にしかならないと思っていますので、多分そこはよく整理いただいてからの話だと思いますけど、28 条先に後言葉遮って申し訳ないですけど固体廃棄物処理系と言いましたけど、
4:38:11	固体廃棄物処理系、液体廃棄物処理系等 28 号側で言いましたけど、液体廃棄物処理系で括弧で、これに関連する固体廃棄物処理系も含むみたいなような、
4:38:22	用語的じゃないけどそういう記載もあってですね、固体廃棄物処理系も漏えい検出で対応するっていうのは読めるようになっておりますのでそ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	れは 28 条まで整理して、再度岡井正式には該当すると思いますんで先に申し上げておきます以上です。
4:38:40	規制庁西内です。
4:38:46	一旦ちょっと先に球場を終わらせますねすいません。
4:38:52	とりあえずわかりましたとであればですけど、
4:38:58	何かまずやっぱりリリースぽつでも、
4:39:01	そもそもまずタンク室内にそういう検知システムをちゃんと設けますよっていうことを記載いただくべきなんじゃないかなっていう気はしますね変更がないだけじゃなくて、
4:39:13	要はやっぱり死没とかでも新しくやることはちゃんと書いてもらってるように、
4:39:19	設計方針に変更はないというより、
4:39:22	パワー
4:39:23	その設計変更がない設計方針でタンク室内についても設計しますよっていう趣旨の説明の方が何か表現としては正しいのかなっていう気はしますが、
4:39:33	ちょっとそこら辺も含めて表現は必要に応じて見直しいただければいいのかなとは思いますが。とりあえずやろうとすることは理解できました。
4:39:41	ショールームですご趣旨拝聴いたしました修正案をまた考えて修正しておきます。以上です。
4:39:47	はい。やろうとすることは理解できたのでありがとうございます。
4:39:54	はい。小石増田。
4:39:58	あと、すみませんこれはちょっとお願いなんですけど、次回、全然急がないのでいいんですけど、参考 9-2-3 の部分に、
4:40:08	影響見通しっていう表をつけてもらってるじゃないですか。
4:40:12	ここが、要は
4:40:15	今回この架空を追加することで、
4:40:19	要は若干関野関の影響があると思うんですけど、変更前後でどれくらい変わったかっていうのがわかるような表にしといていただければと思うんですけどお願いしてもいいですか。
4:40:32	昭和電工に対するはい、わかりました。変更前後ということで記載するようにしたいと思います以上です。はい。規制庁西内です。情報自体はうちも申請書類を見ればわかるので、急がないのでどこかで追記をいただければと思いますよろしくお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:40:50	はい。9条はとりあえず私は以上でちょっとさつきちらっと話があった28条の話を若干お聞きしたいんですけど、今聞いていいんですけど。
4:41:03	改めて、まとめて回答いただくようなイメージでしたっけ。
4:41:08	ありますか。
4:41:32	すいませんお聞きしたいというよりかは、
4:41:38	こういう観点で説明を聞きたいというところは明確にお伝えをしておきたくて、
4:41:46	先ほど仲野からその話をお伝えした時には、
4:41:52	いわゆる漏えいを検出してという話と、
4:41:56	今話し続けてよかったんですが私大丈夫ですか。
4:42:00	四国電力、本田でございますよろしくお願ひします。
4:42:03	先ほど、
4:42:05	なかなか言った時にワーの漏えいを検出していうところ、あとドラム缶 ずねえっていう話が何か処分があるように見えるんですけどどうって ふうにちょっと二つ例示を挙げて言ったと思うんですけど、
4:42:19	そもそも何かあれなんですよ。神経質のときの、
4:42:23	当該部分のテンパチ等、的設計方針です28条への設計方針の部分の 当該部のテンパチ等、
4:42:30	まず何か、
4:42:31	記載が変わっている。
4:42:33	あまりっと変わっているように見受けられていて、
4:42:37	変える必要が何であるんですけどってのがよく理解できないん ですよ。
4:42:42	少なくとも28条の設計に関して、
4:42:45	何か話を聞いている限り何も変わらないんじゃないかっていう気がして るので、
4:42:49	その差分が何かなぜあるのかがよく理解できないので、
4:42:55	例えば今の話でいうと、そもそも昔書いてなかったんだけど、丁寧に説 明しようと思ったら書くべきだったので今回追加したんですとかそういう 説明がセットでくればすごいわかるんですけど。
4:43:06	要は、なぜ変える必要があったのかってところをちゃんと説明して欲 しいんですよ。
4:43:14	まずそこかなと思ってます。
4:43:17	というところでよろしいですかそういう観点でちょっと整理をいただき たいんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:43:25	四国電力、富岡でございます承知いたしました。
4:43:29	はい。具体的には多分新基準許可の申請書の 28 条への適合方針テンパチの 28 条への適合方針でいうと、
4:43:39	2 段落目の部分がまさに、
4:43:42	使用済み樹脂貯蔵タンクに関する記載だと思うんですね。
4:43:46	その部分をなぜ変える必要があったのかがまず理解できないので、聞いている限りなんか変わる必要性もないと思ってますし、ナラ先ほどドラム缶詰め等
4:43:59	漏えい検出話っていう 2 点と言いましたけど、容量の話とかもそもそも何か消えてたりしますし、いろいろとちょっとよくわからないんですね、変える必要性が。
4:44:09	変えたところで書いた。
4:44:12	んであれば、先ほども言いましたけど、
4:44:14	使用結局本文上は、使用済み樹脂貯蔵タンクの容量の変更っていう申請になっているので、
4:44:22	前の使用済み樹脂貯蔵タンクも含めて、
4:44:24	何か変更するような感じにとらえられちゃうんですね。そこをちょっともう少し整理をいただいて説明をいただきたいと思っていますよろしく願いします。
4:44:36	はい。四国電力、富岡でございます承知いたしました。
4:44:40	はい。規制庁西内ですよろしくお願いいたします。
4:44:45	苦情は私以上で、十条、
4:44:50	も、
4:44:53	順序何か、現時点である人いますか、大丈夫ですか。
4:44:57	私も 10 条はあんまりなくて、これはあれしたっけ、あれ、今回これ追設するわけじゃなくて、あれ、既存のものを使うって説明でよかったんでしたっけ。
4:45:10	四国電力富岡でございます。既存のものを使うということでございます。
4:45:16	あれですね、既存のものに、今回の C タンクの遠隔操作とかそういった状態表示とかを追加するって説明でよかったんですね。
4:45:27	四国電力富岡でございます。そうですね既設の盤に対して、3 タンク 3C の水位計だとか、警報表示とかそういうものを追加するということでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:45:39	規制庁西内です。なのであれですよねABって、今そもそも誤操作が起きにくいように設計をしていて、そこにさらにCを加えても問題ないように配慮しますっちゅうことでいいですよね。
4:45:51	四国電力富岡でございますご理解の通りでございます。
4:45:54	規制庁西内です。了解しましたと。
4:46:01	はい、了解しますと、これちょっとこれ率直な疑問なんですけど。
4:46:06	この中の2-2の、
4:46:08	の説明文だけを見ると、
4:46:10	正直、
4:46:11	どうするのっていうなんかあんまりイメージがわかれてなくて、これあれですかね何か色合いとかを変えたりとかするとかそういう話なんですたっけ。
4:46:26	すいません。四国電力富岡でございます。すいません色、色合いというのは、
4:46:31	例えば何か銘板とかの何か表なんかひゅ裏なんてなんていう背景色みたいなそういうのを変えるとか何かこれどういう具体的に何をしますかねこれ。
4:46:44	具体的に実施する内容をにつきましては、
4:46:49	ここで書いてあるのは
4:46:52	誤操作の防止、についてですけども識別というのは銘板。
4:46:58	分をイメージしておまして銘板を目佐橋のものですよとかそういうことが明確にわかるような銘板をつけますとか、運転員が操作をする際にですね弁を間違っ操作しないに施錠管理するとか、
4:47:11	そういったことで記載をしております。
4:47:16	わかりました。
4:47:20	銘板と施錠管理。
4:47:23	あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、
4:47:32	同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそういうイメージなんですかね。
4:47:43	四国電力富岡でございます。ご認識の通りかと思いますが、同じような並び既設のものと同じような並び、動線で確認できるようにするというのと、視認性がいいというのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:47:56	極端に高い位置とか低い値でない運転操作員が容易に確認できるような位置に設置するというところで記載をしてございます。
4:48:06	規制庁西内です。理解できました。ありがとうございます。
4:48:10	衛藤他になれば、
4:48:13	とりあえずこれで一応逐条は1回概要は全部お聞きしたと思うので、この状態で一度審査会合で、
4:48:23	お話をさせていただいた上で、必要に応じてもう1回審査会合か、あとは事務局でヒアリング淡々とやるかって話かなと思いますので、
4:48:31	よろしく願います。
4:48:34	はい、衛藤であれ報、よければ、
4:48:38	最後にちょっと時間も過ぎているので、スケジュール感をちょっと事務的に確認してヒアリングを終了したいと思いますけど四国電力の方よろしいですか。
4:48:50	すごく電力本店でございます。それで問題ありませんよろしく願います。
4:48:54	はい。規制庁西内です。あと残りのスケジュール感ですけど、
4:49:00	今日ヒアリング資料3にも書いていただきましたけど、今日ヒアリング3回目ですね。
4:49:06	今月の下、今月末ぐらいに、審査会合も初回の審査会合ということで予定をしていますので、
4:49:13	当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとしても間に合わないと思うので、そういう意味では、
4:49:23	少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですね。
4:49:28	それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。
4:49:34	まずその修正を早めにいただいて、
4:49:39	それをよければ、今週とかかな、今週中ぐらいに一同、
4:49:47	キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、
4:49:57	反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論
4:50:02	という形でいいかなと思ってますけども。
4:50:06	いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:50:27	江藤四国電力富岡でございます。パワーポイントにつきましては今週中に一旦提出というところで理解をしております。で、まず補足説明資料の方ですけれども、
4:50:40	可能な範囲では反映するということでおっしゃっていただいたものの最終的に、審査会合の前、いつぐらいの時期までに提出すればよろしいでしょうか。
4:50:53	えっとですね。
4:50:54	結局、
4:50:58	我々もういただいたものを確認してからじゃないと、結局会合で十分に効率的にも議論できないので、
4:51:05	そういう意味では、あまりもう更新はしなくてもいいのかなと思ってますと。
4:51:11	なのでできる範囲で更新してもらったものを今週金曜日のパワーポイントと同じような時点でお出しただければいいのかあとには思ってますけども。
4:51:21	どうしてもちょっとここだけを反映したいだまあ少しちょっと時間がかかるんだっていうことであればちょっとまた東京支社を通じてでもいい結構ですので、ご相談をいただければなと思いますけども。
4:51:33	四国電力富岡でございます。そしたら今週中に、パワーポイントと遅く、説明資料を可能な範囲で反映したものを一旦提出させていただくようにしたいと思います。
4:51:43	よろしくお願いいたします。
4:51:45	はい。規制庁西内ですよろしくお願いいたします。もしちょっとここだけはっていうところがあるのであればその旨また明確にお伝えをいただければと思いますそこは柔軟に対応できればと思いますので、
4:51:57	はい今週金曜日を過ぎたらもう一切受け付け内容とかそういう話をするつもりは毛頭ないのでそこだけご理解いただければと思いますよろしいでしょうか。
4:52:05	承知いたしましたよろしくお願いいたします。はい。よろしくお願いいたします。
4:52:10	全体通して規制庁側から何かありますか。
4:52:16	はい。規制庁の奥でございます。長時間お疲れ様でした。はい。この後審査会合ありますけども資料の提出の方よろしくお願いいたします。あとまた会合の後になると思いますけども、次回ヒアリングの際今回いろいろ指摘させていただいた事項また、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:52:30	確認をさせたことなると思いますが、修正点軽くなるように、ぜひ明示をしていただいて、作業効率的に進められると思いますのでよろしくお願い致します。以上です。
4:52:42	四国電力富岡でございます承知いたしました。今後ともよろしくお願い致します。
4:52:48	はい。規制庁西内ですけど四国電力から何か全体通してありますか。
4:53:05	四国電力富岡でございます。特にございません。よろしく。はい。以上でお願いします。
4:53:11	はい。規制庁西内ですそれでは今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。
4:53:19	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。